

令和5年第4回那珂市議会定例会会議録目次

○招集告示	1
○令和5年第4回那珂市議会定例会会期日程	2
○応招・不応招議員	4

第1号（11月28日）

○議事日程	5
○本日の会議に付した事件	6
○出席議員	6
○欠席議員	6
○地方自治法第121条第1項の規定に基づき説明のため出席した者	6
○議会事務局職員	7
○開会及び開議の宣告	8
○諸般の報告	8
○会議録署名議員の指名	8
○会期の決定	8
○報告第14号、報告第15号及び議案第50号～議案第70号の一括上程、説明	9
○散会の宣告	14

第2号（11月30日）

○議事日程	17
○本日の会議に付した事件	17
○出席議員	17
○欠席議員	17
○地方自治法第121条第1項の規定に基づき説明のため出席した者	17
○議会事務局職員	18
○開議の宣告	19
○諸般の報告	19
○一般質問	19

2番 原田陽子君

高齢者見守りネットワークについて	20
------------------	----

両宮遊歩道について	25
-----------	----

6番 關守君

土地改良区について	29
10番 寺門 厚 君	
空き家対策について	34
少子化対策について	42
多面的機能支払交付金の活用について	45
3番 小池 正夫 君	
公共交通の今後の在り方について	52
ふるさと納税について	55
17番 遠藤 実 君	
気候変動対策の推進について	60
地域経済の活性化について	67
教職員の労働環境の改善について	70
14番 武藤 博光 君	
マイナンバーカードの登録状況について	78
道路行政について	81
8番 富山 豪 君	
都市計画について	84
12番 古川 洋一 君	
大学などへ進学する生徒をもつ保護者に対する支援について	92
福ヶ平霊園と県道等をつなぐ道路について	96
○散会の宣告	101

第 3 号 (12月1日)

○議事日程	103
○本日の会議に付した事件	104
○出席議員	104
○欠席議員	104
○地方自治法第121条第1項の規定に基づき説明のため出席した者	104
○議会事務局職員	105
○開議の宣告	106
○諸般の報告	106
○一般質問	106
9番 花島 進 君	
戦没者遺族への弔慰金等の事務について	107
2023年人事院勧告の取入れについて	109

国民健康保険の会計について	1 1 0
芳野の市民農園とその利用料について	1 1 1
久慈川の防災工事について	1 1 3
道路の白線について	1 1 3
不登校問題について	1 1 4
額田地区の文化資産について	1 1 7
1 1 番 木 野 広 宣 君	
AED（自動体外式除細動器）の更なる活用について	1 2 0
通学路の安全確保について	1 2 2
給食アレルギー対策について	1 2 6
○議案等の質疑	1 3 0
○議案の委員会付託	1 3 0
○陳情の委員会付託	1 3 0
○散会の宣告	1 3 1
第 4 号（12月15日）	
○議事日程	1 3 3
○本日の会議に付した事件	1 3 4
○出席議員	1 3 4
○欠席議員	1 3 4
○地方自治法第121条第1項の規定に基づき説明のため出席した者	1 3 4
○議会事務局職員	1 3 4
○開議の宣告	1 3 5
○諸般の報告	1 3 5
○議案第50号～議案第70号及び陳情第3号の各委員会審査報告、質疑、討論、採決	1 3 5
○議案第71号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 4 0
○議案第72号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 4 0
○委員会の閉会中の継続調査申出について	1 4 1
○閉会の宣告	1 4 2
○署名議員	1 4 5

那珂市告示第147号

令和5年第4回那珂市議会定例会を下記のとおり招集する。

令和5年11月21日

那珂市長 先崎 光

記

1. 期 日 令和5年11月28日(火)
2. 場 所 那珂市議会議場

令和5年第4回那珂市議会定例会会期日程

(会期18日間)

日次	月日	曜	開議時刻	区分	摘要
第1日	11月28日	火	午前10時	本会議	1. 開会 2. 諸般の報告 3. 会議録署名議員の指名 4. 会期の決定 5. 議案の上程・説明
第2日	11月29日	水		休会	(議案調査) (議案質疑通告締切、正午まで)
第3日	11月30日	木	午前10時	本会議	1. 一般質問(原田、關、寺門厚、小池、遠藤、武藤、富山、古川)
第4日	12月1日	金	午前10時	本会議	1. 一般質問(花島、大和田、木野) 2. 議案質疑 3. 議案の委員会付託 4. 請願・陳情の委員会付託
第5日	12月2日	土		休会	
第6日	12月3日	日		休会	
第7日	12月4日	月		休会	(議事整理)
第8日	12月5日	火	午前10時	委員会	1. 総務生活常任委員会
第9日	12月6日	水	午前10時	委員会	1. 産業建設常任委員会
第10日	12月7日	木	午前10時	委員会	1. 教育厚生常任委員会
第11日	12月8日	金	午前10時	委員会	1. 原子力安全対策常任委員会
第12日	12月9日	土		休会	
第13日	12月10日	日		休会	
第14日	12月11日	月		休会	(議事整理)
第15日	12月12日	火		休会	(議事整理)
第16日	12月13日	水		休会	(議事整理)
第17日	12月14日	木	午前9時30分	委員会	1. 議会運営委員会 (次期定例会会期日程案)
			午前10時	全員協議会	1. 全員協議会 (討論通告締切、正午まで) (追加議案の質疑・討論通告締切は午後5時まで)

日 次	月 日	曜	開 議 時 刻	区 分	摘 要
第 1 8 日	1 2 月 1 5 日	金	午前 1 0 時	本会議	1. 委員長報告及び質疑・討論・採決 2. 閉会

○応招・不応招議員

応招議員（18名）

1番	寺門	勲君	2番	原田	陽子君
3番	小池	正夫君	4番	萩谷	俊行君
5番	石川	義光君	6番	關	守君
7番	大和田	和男君	8番	富山	豪君
9番	花島	進君	10番	寺門	厚君
11番	木野	広宣君	12番	古川	洋一君
13番	勝村	晃夫君	14番	武藤	博光君
15番	笹島	猛君	16番	君嶋	寿男君
17番	遠藤	実君	18番	福田	耕四郎君

不応招議員（なし）

令和5年第4回定例会

那珂市議会会議録

第1号（11月28日）

令和5年第4回那珂市議会定例会

議事日程(第1号)

令和5年11月28日(火曜日)

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 議案等の上程・説明
- 報告第14号 専決処分について(損害賠償請求に関する和解及び損害賠償の額の決定)
- 報告第15号 専決処分について(損害賠償請求に関する和解及び損害賠償の額の決定)
- 議案第50号 那珂市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第51号 那珂市特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第52号 那珂市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第53号 那珂市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第54号 那珂市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 議案第55号 那珂市国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 議案第56号 那珂市における土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第57号 那珂市都市計画法の規定による開発行為の許可等の基準に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第58号 那珂市火災予防条例の一部を改正する条例
- 議案第59号 那珂市税条例等の一部を改正する条例
- 議案第60号 那珂市コミュニティセンター等整備基金条例を廃止する条例
- 議案第61号 令和5年度那珂市一般会計補正予算(第6号)
- 議案第62号 令和5年度那珂市国民健康保険特別会計(事業勘定)補正予算(第1号)
- 議案第63号 令和5年度那珂市公園墓地事業特別会計補正予算(第1号)
- 議案第64号 令和5年度那珂市介護保険特別会計(保険事業勘定)補正予算(第2号)

- 議案第65号 令和5年度那珂市水道事業会計補正予算（第1号）
議案第66号 令和5年度那珂市下水道事業会計補正予算（第1号）
議案第67号 建設工事請負変更契約の締結について
議案第68号 市営那珂川沿岸地区土地改良事業の施行について
議案第69号 那珂市公の施設の指定管理者の指定について
議案第70号 市道路線の廃止について
-

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（18名）

1番	寺門 勲 君	2番	原田 陽子 君
3番	小池 正夫 君	4番	萩谷 俊行 君
5番	石川 義光 君	6番	關 守 君
7番	大和田 和男 君	8番	富山 豪 君
9番	花島 進 君	10番	寺門 厚 君
11番	木野 広宣 君	12番	古川 洋一 君
13番	勝村 晃夫 君	14番	武藤 博光 君
15番	笹島 猛 君	16番	君嶋 寿男 君
17番	遠藤 実 君	18番	福田 耕四郎 君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条第1項の規定に基づき説明のため出席した者

市 長	先崎 光 君	副 市 長	玉川 明 君
教 育 長	大縄 久雄 君	企 画 部 長	渡邊 莊一 君
総 務 部 長	玉川 一雄 君	市 民 生 活 部 長	平野 敦史 君
保 健 福 祉 部 長	生田目 奈若子 君	産 業 部 長	浅野 和好 君
建 設 部 長	今瀬 博之 君	上 下 水 道 部 長	渡邊 勝巳 君
教 育 部 長	小橋 聡子 君	消 防 長	小田部 茂生 君
会 計 管 理 者	茅根 政雄 君	農 業 委 員 会 長	澤 畠 克彦 君
選 挙 管 理 委 員 会 書 記 長 (総務課長)	加藤 裕一 君	農 業 委 員 会 長 事 務 局 長	

議会事務局職員

事務局長	会 沢 義 範 君	次 長 補 佐	三 田 寺 裕 臣 君
書 記	田 村 栄 里 君	(長 総 括)	

開会 午前10時00分

◎開会及び開議の宣告

○議長（萩谷俊行君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は18名であります。欠席議員はございません。定足数に達しておりますので、ただいまより令和5年第4回那珂市議会定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

◎諸般の報告

○議長（萩谷俊行君） 議案等説明のため、地方自治法第121条第1項の規定に基づき、文書管理システムに登載した出席者名簿のとおり、市長、副市長、教育長ほか関係職員の出席を求めています。

職務のため、議会事務局より事務局職員が出席しております。

また、本会議の様子はユーチューブでライブ配信をしております。

本日の議事日程は、別紙のとおりお手元に配付しております。

また、本市議会では、会議のペーパーレス化を実施しております。閉会中の議長職務執行報告、市長から提出がありました行政概要報告及び令和6年度予算編成方針、監査委員から提出がありました令和5年9月から11月実施分の例月現金出納検査の報告書につきましては、文書管理システムに登載しておりますので、タブレット端末等でご参照ください。

◎会議録署名議員の指名

○議長（萩谷俊行君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、12番、古川洋一議員、13番、勝村晃夫議員を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（萩谷俊行君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日から12月15日までの18日間にしたいと思

います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（萩谷俊行君） 異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は、本日から12月15日までの18日間に決定いたしました。

なお、会期中の審議日程等については、議会運営委員会、古川洋一委員長から同委員会の決定事項として報告されております。その決定事項に従った会期日程表を文書管理システムに登載しております。

◎報告第14号、報告第15号及び議案第50号～議案第70号の一
括上程、説明

○議長（萩谷俊行君） 日程第3、報告第14号から第15号及び議案第50号から第70号までの以上23件を一括議題とします。

市長から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 先崎 光君 登壇〕

○市長（先崎 光君） 令和5年第4回那珂市議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様のご参集を賜り、誠にありがとうございます。日頃より議員の皆様には、市政の進展と円滑なる運営のため、格別なるご高配を賜り、心から感謝を申し上げる次第でございます。

まず初めに、おわびとなりますが、先週21日に開催された議会運営委員会及び全員協議会につきまして、私、インフルエンザ感染により欠席となり、議員の皆様にご心配とご迷惑をおかけしましたことを改めておわび申し上げます。これから冬場に向けて、感染者数の増加が懸念されますが、行政運営に支障がないように対応してまいりたいと存じます。

次に、今月18日に開催した那珂市表彰式典でございますが、議員の皆様には、お忙しい中ご列席を賜り、誠にありがとうございました。式典では、個人69名と10団体の皆様が受賞されましたが、このうち古川議員におかれましては、長年にわたる市勢伸展へのご尽力により、自治功労表彰を受賞されました。議員のこれまでのご功績に深く敬意を表する次第でございます。

また、特別奨励表彰では、食やスポーツ、科学技術の各分野において、ご活躍されました個人2名と1団体の皆様が受賞されました。今後も、市に明るい話題を提供し、さらなるご活躍が期待される皆様に積極的に応援してまいりたいと存じます。

それでは、令和5年第4回那珂市議会定例会の開会に当たり、提出いたしました議案等の概要についてご説明申し上げます。

議案等のうち、報告が2件、条例の一部改正が10件、条例の廃止が1件、令和5年度補正

予算が6件、その他が4件の計23件でございます。

それでは、それぞれの概要についてご説明申し上げます。

初めに、報告の案件でございます。

報告第14号をお開き願います。

報告第14号 専決処分について（損害賠償請求に関する和解及び損害賠償の額の決定）。

令和5年5月8日に飯田地内で発生した、相手方が運転する車両が舗装路面にある穴ぼこに気づかず走行したところ、右側前輪のホイールを損傷した事故について、地方自治法第180条第1項の規定により損害賠償の額を決定し、和解したので、同条第2項の規定によりこれを報告するものでございます。

続いて、報告第15号をお開き願います。

報告第15号 専決処分について（損害賠償請求に関する和解及び損害賠償の額の決定）。

令和5年8月31日に福田地内で発生した、市の職員が市道の除草作業をしていたところ、操作する草刈り機の刃が道路を走行してきた相手方車両に接触し、左側フロント部バンパーを損傷した事故について、地方自治法第180条第1項の規定により損害賠償の額を決定し、和解したので、同条第2項の規定によりこれを報告するものでございます。

以上が報告案件でございます。

次に、議案の概要についてご説明いたします。

議案第50号をお開き願います。

議案第50号 那珂市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例。

令和5年8月に人事院勧告が発出されたことに伴い、本条例の一部を改正するものでございます。改正概要としては、給料増額の遡及改定を行うとともに、特定任期付職員の業績手当の支給月数を0.1月増するものでございます。

続いて、議案第51号をお開き願います。

議案第51号 那珂市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例。

令和5年8月の人事院勧告に伴い、国の特別職の職員の給与に関する法律の改正法律案が国会に提出されたことから、本条例の一部を改正するものでございます。改正概要としては、特別職の賞与支給月数を0.1月増するものでございます。

続いて、議案第52号をお開き願います。

議案第52号 那珂市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例。

令和5年8月に人事院勧告が発出されたことに伴い、本条例の一部を改正するものでございます。改正概要としては、給料増額の遡及改定を行うとともに、期末・勤勉手当の支給月数を、再任用を除く一般職については0.1月増、再任用については0.05月増するものでございます。

続いて、議案第53号をお開き願います。

議案第53号 那珂市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例。

令和5年8月に人事院勧告が発出されたことに伴い、本条例の一部を改正するものでございます。改正概要としては、一般職の職員に準じて給料増額の遡及改定を行うものでございます。

続いて、議案第54号をお開き願います。

議案第54号 那珂市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準及び子ども・子育て支援法施行規則の一部を改正する内閣府令が公布されたことに伴い、規定の不備を補正する必要があることから、本条例の一部を改正するものでございます。

続いて、議案第55号をお開き願います。

議案第55号 那珂市国民健康保険税条例の一部を改正する条例。

全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律及び関係政令が公布されたことに伴い、本条例の一部を改正するものでございます。

内容は、出産予定の国民健康保険被保険者について、出産予定月の前月から出産予定月の翌々月までの分に相当する保険税額を減額するものでございます。また、多胎妊娠の方については、出産予定月の3か月前から出産予定月の翌々月までの分に相当する保険税額を減額するものでございます。

続いて、議案第56号をお開き願います。

議案第56号 那珂市における土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の一部を改正する条例。

国営那珂川沿岸農業水利事業で造成した基幹水利施設の維持管理について、市営那珂川沿岸地区土地改良事業で実施することに伴い、賦課金の徴収方法の追加及び文言の修正をするため、本条例の一部を改正するものでございます。

続いて、議案第57号をお開き願います。

議案第57号 那珂市都市計画法の規定による開発行為の許可等の基準に関する条例の一部を改正する条例。

近年、人口減少や高齢化の進行等により空き家が増加することが見込まれており、市街化調整区域内の既存集落における地域コミュニティの維持を目的とする空き家を利用した移住・定住の促進を図るため、本条例の一部を改正するものでございます。

現行の開発許可制度では、市街化調整区域に建築ができる建物の用途や建築主に対する要件が定められており、住宅については、農業を営む者の住宅、当該市街化調整区域の出身者等の自己用住宅の建築が許可できるものとなっています。今回、これらに基づいて建築され

た住宅であっても、10年以上継続して法に適合しており、かつ、現在も適合している空き家である自己用住宅であれば、誰でも居住でき、借家も可能とする住宅への用途変更を認める基準を規定に追加するものでございます。

続いて、議案第58号をお開き願います。

議案第58号 那珂市火災予防条例の一部を改正する条例。

消防法施行規則及び対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令が公布されたことに伴い、本条例の一部を改正するものでございます。

続いて、議案第59号をお開き願います。

議案第59号 那珂市税条例等の一部を改正する条例。

令和5年4月より金融機関窓口において、納期限を過ぎた市税等納付書の督促手数料等の確認事務が終了し、督促手数料のみを徴収する新たな業務が生じ、経費及び事務の負担となっています。そのため、那珂市税条例等の一部を改正して、市税その他徴収金の督促手数料を廃止し、経費削減と事務効率化を図るものでございます。

続いて、議案第60号をお開き願います。

議案第60号 那珂市コミュニティセンター等整備基金条例を廃止する条例。

コミュニティセンターの計画的かつ円滑な整備を図るため、平成14年3月に設置したコミュニティセンター等整備基金について、ふれあいセンターすがやの完成により建設予定であった全ての施設整備を終え、令和5年度をもって当該基金の全部を処分する予定であることから、本条例を廃止するものでございます。

続いて、議案第61号をお開き願います。

議案第61号 令和5年度那珂市一般会計補正予算（第6号）。

予算総額に歳入歳出それぞれ3億8,091万2,000円を追加し、241億4,939万4,000円とするものでございます。

歳出の主な内容として、総務費については、戸籍住民基本台帳事務費において、マイナンバーカードへの氏名のローマ字表記等に係るシステム改修の委託料を、いい那珂暮らし応援子育て世帯住宅取得助成事業において、申請件数の見込み増に伴う補助金を、市税等過誤納還付金において、固定資産税等の還付見込額の増に伴う還付金をそれぞれ増額するものでございます。

民生費については、障害福祉サービス給付事業、医療福祉扶助事業及び生活保護扶助費において、支出見込額の増に伴い、扶助費等をそれぞれ増額するものでございます。

衛生費については、聖苑管理事業において、施設の修繕料を増額し、予防接種事業において、国の予防接種健康被害救済制度に基づく給付金を計上するものでございます。

農林水産業費については、担い手育成支援事業において、県による有機農業推進に係る補助金を計上するものでございます。

土木費については、道路改良舗装事業において、電柱移設補償料の見込額の増に伴う補償金を増額し、菅谷飯田線道路整備事業において、国交付金の加配に伴い、土地購入費及び補償金等を計上するものでございます。

消防費については、防災事務費において、避難所用毛布のクリーニングに係る手数料を計上するものでございます。

教育費については、小学校及び中学校の施設整備事業において、防犯カメラの更新等に係る工事請負費等を計上するものでございます。

諸支出金については、国県負担金等返納金において、前年度の精算等による返納金を増額するものでございます。

このほか、各費目において、人事院勧告等に伴い、人件費を増額するものでございます。

また、歳入については、歳出補正予算との関連において、繰入金を減額し、国庫支出金、県支出金、繰越金、諸収入、市債をそれぞれ増額するものでございます。

続いて、議案第62号をお開き願います。

議案第62号 令和5年度那珂市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第1号）。

予算総額に歳入歳出それぞれ1,961万3,000円を追加し、54億1,961万3,000円とするものでございます。

歳出の主な内容として、総務費については、産前産後の保険税免除制度に伴うシステム改修に係る委託料を、保険給付費については、一般被保険者高額療養費の見込額の増に伴う負担金を、保健事業費については、人事院勧告等に伴う人件費を、諸支出金については、前年度の精算による国県負担金等返納金をそれぞれ増額するものでございます。

また、歳入については、歳出補正予算との関連において、国民健康保険税を減額し、県支出金、繰入金、繰越金をそれぞれ増額するものでございます。

続いて、議案第63号をお開き願います。

議案第63号 令和5年度那珂市公園墓地事業特別会計補正予算（第1号）。

予算総額に歳入歳出それぞれ25万7,000円を追加し、1,325万7,000円とするものでございます。

歳出の内容として、諸支出金において、一般会計繰出金を増額するものでございます。

また、歳入については、前年度繰越金の額の確定により、繰越金を増額するものでございます。

続いて、議案第64号をお開き願います。

議案第64号 令和5年度那珂市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第2号）。

予算総額に歳入歳出それぞれ100万4,000円を追加し、48億4,995万8,000円とするものでございます。

歳出の内容として、総務費については、人事院勧告等に伴う人件費を、地域支援事業費については、配食サービス事業における配食数の見込み増に伴う委託料をそれぞれ増額するも

のでございます。

また、歳入については、歳出補正予算との関連において、国庫支出金、県支出金、繰入金、繰越金を増額するものでございます。

続いて、議案第65号をお開き願います。

議案第65号 令和5年度那珂市水道事業会計補正予算（第1号）。

令和6年度の水道事業運営に要する契約について、令和5年度内に締結する必要があるため、債務負担行為を設定するものでございます。

続いて、議案第66号をお開き願います。

議案第66号 令和5年度那珂市下水道事業会計補正予算（第1号）。

令和6年度の下水道事業運営に要する契約について、令和5年度内に締結する必要があるため、債務負担行為を設定するものでございます。

続いて、議案第67号をお開き願います。

議案第67号 建設工事請負変更契約の締結について。

（仮称）四中学区コミュニティセンター新築工事について、地下外壁の防水処理において、ピット内への湧水浸入対策として、ピット内面にも止水及び防水処理を施す必要が生じたことから、建設工事請負変更契約を締結するため、議会の議決を求めるものでございます。

続いて、議案第68号をお開き願います。

議案第68号 市営那珂川沿岸地区土地改良事業の施行について。

国営那珂川沿岸農業水利事業で造成した基幹水利施設について、公共性・公益性が高いことから、関係8市町村が共同で管理していくため、市営土地改良事業として施行することから、土地改良法第96条の2第2項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

続いて、議案第69号をお開き願います。

議案第69号 那珂市公の施設の指定管理者の指定について。

常陸鴻巣駅ふれあい駅舎の管理について、現在の指定管理の指定期間が令和6年3月31日に満了となることから、改めて指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

続いて、議案第70号をお開き願います。

議案第70号 市道路線の廃止について。

道路法第10条第1項の規定により、市道路線の廃止をするため、同条第3項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

◎散会の宣告

○議長（萩谷俊行君） 以上で、本日の議事日程は全部終了いたしました。
本日はこれにて散会いたします。

散会 午前10時26分

令和5年第4回定例会

那珂市議会会議録

第2号（11月30日）

令和5年第4回那珂市議会定例会

議事日程(第2号)

令和5年11月30日(木曜日)

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員(17名)

1番	寺門 勲 君	2番	原田 陽子 君
3番	小池 正夫 君	5番	石川 義光 君
6番	關 守 君	7番	大和田 和男 君
8番	富山 豪 君	9番	花島 進 君
10番	寺門 厚 君	11番	木野 広宣 君
12番	古川 洋一 君	13番	勝村 晃夫 君
14番	武藤 博光 君	15番	笹島 猛 君
16番	君嶋 寿男 君	17番	遠藤 実 君
18番	福田 耕四郎 君		

欠席議員(1名)

4番 萩谷 俊行 君

地方自治法第121条第1項の規定に基づき説明のため出席した者

市長	先崎 光 君	副市長	玉川 明 君
教育長	大縄 久雄 君	企画部長	渡邊 莊一 君
総務部長	玉川 一雄 君	市民生活部長	平野 敦史 君
保健福祉部長	生田目 奈若子 君	産業部長	浅野 和好 君
建設部長	今瀬 博之 君	上下水道部長	渡邊 勝巳 君
教育部長	小橋 聡子 君	消防長	小田部 茂生 君
会計管理者	茅根 政雄 君	農業委員会 事務局 局長	澤 畠 克彦 君
選挙管理委員会 書記長 (総務課長)	加藤 裕一 君		

議会事務局職員

事務局長	会 沢 義 範 君	次 長 補 佐 (長 総 括)	三田寺 裕 臣 君
次 長 補 佐	岡 本 奈 織 美 君	書 記	田 村 栄 里 君

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○副議長（大和田和男君） おはようございます。

本日は議長欠席のため、地方自治法第106条第1項の規定により、私、副議長の大和田和男が議長職務を行います。

ただいまの出席議員は17名であります。欠席議員は、4番、萩谷俊行議員の1名であります。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

◎諸般の報告

○副議長（大和田和男君） 議案等説明のため、地方自治法第121条第1項の規定に基づき議場に出席を求めた者の職氏名は、今期定例会の初日に文書管理システムに登載した出席者名簿のとおりであります。

職務のため、議会事務局より事務局職員が出席しております。

本日の議事日程については、別紙のとおりお手元に配付しております。

また、本会議の様子はユーチューブでライブ配信をしております。

◎一般質問

○副議長（大和田和男君） 日程第1、一般質問を行います。

質問事項については一般質問通告書のとおりであります。

質問者の質問時間は1人60分以内となっております。これには答弁の時間を含みます。

これより順次発言を許します。

傍聴者の皆様にお知らせいたします。

会期日程の中に一般質問者の順番及び期日を定めました。したがって、今期定例会の一般質問は、本日は通告1番から8番までの議員が行います。あしたは通告9番から11番までの議員が行います。

また、会議中は静粛をお願いいたします。

携帯電話のお持ちの方はご配慮をお願いいたします。拍手等についても、ご遠慮くださるようお願いいたします。

◇ 原 田 陽 子 君

○副議長（大和田和男君） 通告1番、原田陽子議員。

質問事項 1. 高齢者見守りネットワークについて。2. 両宮遊歩道について。
原田陽子議員、登壇願います。

〔2番 原田陽子君 登壇〕

○2番（原田陽子君） 議席番号2番、市民とつくる未来の会、原田陽子でございます。

通告に従い、一般質問を行ってまいります。

それでは、1つ目の質問事項である高齢者見守りネットワークについての質問から順に進めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

我が国における65歳以上の人口の割合が3割に達しようかという中、高齢者を見守る環境、特に担い手に関する状況は厳しいものに変化してきています。高齢化社会の到来とともに高齢者世帯の実情にも変化が見られ、祖父母世代、子世代、孫世代との同居、いわゆる3世代世帯は大きく減少しており、その裏返しとして高齢者の単独世帯が増加、全世帯のうち高齢者世帯の割合が初めて3割を超えました。そのため、高齢者の見守り活動の重要性をどの地方公共団体も認識しており、地域で必要な見守り活動を確保するためにそれぞれに知恵を絞り活動している現状だと思います。しかし、高齢化の進展やコミュニティの低下により個別の対応をするのが大変厳しい状況にあることは容易に想像ができます。

そのため、それぞれの地域では地域包括支援センターや民生委員の日常活動を中心に、高齢者に関する様々な見守り活動が行われており、地域による見守り活動の重要性が増してきています。今後、ますます行政だけではなく、市民、協力事業者、地域団体や関連団体が連携して、地域全体で高齢者を見守るネットワークを組んでいくことが必要とされるのではないかと私は思っております。

厚生労働省がまとめた2022年の国民生活基礎調査によりますと、65歳以上の人の高齢者世帯が調査開始以来最も多くなりました。また、同居の家族が介護をしている場合、65歳以上が65歳以上を介護するいわゆる老老介護が6割を超え過去最多となりました。このように高齢者、65歳以上の高齢者人口、そして日本全体の人口に占める高齢者の割合は増加の一途をたどっているわけです。

そこで、那珂市の現状についてお聞きしますが、那珂市の独り暮らしの高齢者数と高齢者世帯の実態についてはどのようになっているのでしょうか。お伺いいたします。

○副議長（大和田和男君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（生田目奈若子君） お答えいたします。

本市の独り暮らし高齢者数ですが、令和5年4月1日現在、1,429人となっております。

なお、平成30年4月1日時点におきましては1,229人という状況でしたので、5年間で200人増加しております。

また、高齢者世帯数につきましては、令和2年国勢調査のデータによるものですが、3,054世帯となっております。

以上です。

○副議長（大和田和男君） 原田議員。

○2番（原田陽子君） 独り暮らしの高齢者数は5年間で200人増加したということで、それに伴って那珂市の高齢者世帯数も増加しているのだらうと思われま。

それでは、要介護認定を受けている方で、認知症の方は何人いるのかについてお伺いいたします。

○副議長（大和田和男君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（生田目奈若子君） お答えいたします。

令和5年3月末現在、第1号被保険者において要支援、要介護認定を受けている方は2,733人おり、そのうち日常生活に支障を来している認知症高齢者数は1,432人となっております。

以上です。

○副議長（大和田和男君） 原田議員。

○2番（原田陽子君） 那珂市では、要支援、要介護の認定を受けている方は2,733人、そのうち認知症高齢者数は1,432人となるとのことですが、要介護認定を受けていない認知症があると思われる高齢者、いわゆる認知症予備軍の高齢者について市では把握しているのか。また、認知症予備軍の高齢者の方に対する支援についてお伺いいたします。

○副議長（大和田和男君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（生田目奈若子君） お答えいたします。

認知症予備軍の高齢者数につきましては市として把握してございませんが、国においては、高齢者の4人に1人が認知症、またはその予備軍であると推計しております。

また、認知症予備軍の高齢者に対する支援としまして、本市においては、認知症や認知症が疑われる方、またその家族に対して早期診断、早期対応に向けた支援を行う認知症初期集中支援チームを認知症疾患医療センターに設置しております。このチームは認知症専門医及び医療と介護の専門職で構成されており、専門医による助言、指導の下、本人や家族の初期支援を包括的、集中的に行っております。

なお、市に認知症に関する相談があった際には、ふくし相談センターや地域包括支援センターなどの関係機関と連携し、医療や介護サービスでつなぐ支援を行っております。

そのほか、社会福祉協議会においては、見守りが必要な高齢者などに対し住民同士で見守りを行い、異変に気がついたときに関係機関へつなぐあん・しん・ねっと事業など、認知症が疑われる高齢者に対する支援を行っております。

以上です。

○副議長（大和田和男君） 原田議員。

○2番（原田陽子君） 認知症や認知症が疑われる方、その家族に対しての支援、そのほか住民同士の見守りや気づきがあった場合に関係機関につなぐという支援も行われているようですが、この場合において地域住民が高齢者を見守る、また気づきがあったときに連絡する際の手順や連絡先などを知らない市民が多いと思われまますので、このような支援があるということ、周知していただきたいと思ひます。地域全体が気かけ合うことによつて、地域住民の高齢者を見守ろうという意識も高まると思ひますので、周知する際には地域全体の協力が必要であることを併せて伝える努力もしていきたく思ひますので、よろしくお願ひいたします。

厚生労働省では、今後の高齢者人口の見通しについて75歳以上の高齢者の全人口に占める割合は増加していき、2055年には25%を超える見込みを示しています。また、65歳以上の高齢者のうち、認知症高齢者の日常生活自立度Ⅱ以上の高齢者の増加、さらに世帯主が65歳以上の単独世帯や夫婦のみの世帯も増加していく見込みということで、今後、独り暮らしの高齢者が増加していきますが、周りに迷惑かけてしまうと周囲との関わりを避けようとする高齢者や昨今の近所付き合いが希薄化している傾向に見守り活動の重要性がより増していくと考えられますが、本市における高齢者の見守り支援はどのようになっているのでしょうか。お伺ひいたします。

○副議長（大和田和男君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（生田目奈若子君） お答えいたします。

本市の高齢者の見守り支援としましては、民生委員・児童委員や地域包括支援センターによる訪問や見守り協力事業所との協定締結、自宅で急病などの援助が必要となった場合に消防へ直接通報ができるひとり暮らし高齢者等緊急通報システム事業、徘徊する高齢者の位置を探索できる徘徊高齢者家族支援サービス事業、食事を提供した際に見守りや安否確認などを行う高齢者等配食サービス事業などを行つてございます。

以上です。

○副議長（大和田和男君） 原田議員。

○2番（原田陽子君） 民生委員や地域包括支援センターの訪問はもちろんですが、緊急通報システム事業や安否確認を兼ねた配食サービスのほか、見守り協力事業との協定締結とありますが、それでは、見守り協定事業についてどれぐらいの事業所と締結しているのか、また、協定の内容についてお伺ひいたします。

○副議長（大和田和男君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（生田目奈若子君） お答えいたします。

高齢者が安心して暮らせる地域づくりを推進するため、高齢者宅を訪問する機会が多い事業所と見守り活動に関する協定を締結しております。

協定事業所は、令和5年10月末現在、金融機関、郵便局、新聞販売店、生活協同組合、保険会社など30事業所となっております。なお、高齢者の見守り協定の主な内容ですが、協定事業所が高齢者宅などに訪問した際や高齢者が協定事業所へ訪問した際に、不審なことや異変に気づいたときは市へ連絡をいただくこととしてございます。市に連絡があった際には、関係機関と連携協力し迅速な対応に努めております。

以上です。

○副議長（大和田和男君） 原田議員。

○2番（原田陽子君） 本市では、協定締結事業者は30事業所ということですが、市町村における見守り協定締結状況一覧を確認してみますと、ほかの自治体と比べ本市では締結をしていない業種もあるようです。より多くの見守りを増やすためにも、今後さらに協定事業を増やしていただくようお願いをいたします。

それでは、見守り活動の一環として重要な災害時の対応についてお伺いいたします。

高齢者に対する災害の備えと災害時の対応はどのようになっているのでしょうか。

○副議長（大和田和男君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（生田目奈若子君） お答えいたします。

災害への備えとしまして、平常時からの見守り及び災害時の安否確認や避難誘導などの支援を行う避難行動要支援者支援制度への登録をお願いしております。登録の対象者は、独り暮らし高齢者の方、高齢者のみの世帯の方、要支援・要介護認定者などのうち、災害時に自ら避難することが困難な方や家族などから支援が受けられない方となっております。

災害時の対応としては、避難行動要支援者に対し、自治会や民生委員・児童委員、社会福祉協議会、地域包括支援センターなどが安否確認や避難誘導などの支援を行っております。

また、地域包括支援センターでは、平時より各圏域において支援が必要な高齢者の把握に努め、災害時には市及び関係機関と連携を図りながら支援を行うこととしております。

以上です。

○副議長（大和田和男君） 原田議員。

○2番（原田陽子君） 災害時の備えとして、また対応として、避難行動要支援者支援制度として関係機関と連携をしているということは理解しました。

それでは、高齢者との関わりも多い消費者トラブル防止についてお聞きします。

個別のケースとして扱われる消費者トラブルですが、高齢者のいる家に電話をして商品を契約させる電話勧誘販売や業者が家に来て商品やサービスを契約させる訪問販売のトラブルに巻き込まれ、被害に遭うケースが後を絶ちません。また、被害に遭ったことがきっかけで認知症などが見付き、成年後見制度につながる事例もあるということで、高齢者との関わりが多い消費者トラブルですが、高齢者に対する消費者トラブル防止のための見守りについてお伺いいたします。

○副議長（大和田和男君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（生田目奈若子君） お答えいたします。

消費者トラブル防止のための見守りにつきましては、地域包括支援センターにおいて日頃から高齢者と接する機会の多い民生委員・児童委員などの関係者から情報を提供いただくよう働きかけを行っております。なお、相談があった際には、消費生活センターなどと連携を図りながら問題解決に向けた支援を行っております。

以上です。

○副議長（大和田和男君） 原田議員。

○2番（原田陽子君） 情報提供を受けた地域包括支援センターと消費生活センターで連携が図られていることはよく分かりました。

では、消費者安全法では、地域で高齢者等を見守るための消費者安全確保地域協議会を設置できる旨の規定があります。消費者庁のホームページによりますと、この協議会の最大のメリットは、消費者安全法に基づき個人情報の第三者提供が可能になるということで、構成委員の間、あるいは国や地方公共団体などの関係機関との間で見守りなどの対象者に関する個人情報を共有し、見守り活動を行うことができることだそうです。また、協議会で個人情報を取り扱えない場合でも、構成委員間の間における情報共有や高齢者を見守る関係機関同士が顔の見える関係がつけれるなど連携が図りやすくなり、被害の未然防止につながりやすいというメリットもあるようですが、本市の消費者安全確保地域協議会設置について検討はされているのでしょうか。お伺いいたします。

○副議長（大和田和男君） 企画部長。

○企画部長（渡邊荘一君） お答えいたします。

消費者安全確保地域協議会につきましては、平成26年の消費者安全法の改正により設置することが可能となりました。現時点で茨城県内においては4市で設置済みであると承知しております。

本市におきましては、先ほど保健福祉部長の答弁でも申し上げましたが、地域包括支援センターや社会福祉協議会など既存の見守り体制の連携によりまして、消費者トラブルの未然防止や消費者トラブル発生時の対応を既に取り組んでおります。

現時点では消費者安全確保地域協議会を設置することは考えておりません。しかしながら、今後、高齢化の進行による状況の変化など推移を注視していくとともに、適切な対応に努めてまいりたいというふうに考えております。

○副議長（大和田和男君） 原田議員。

○2番（原田陽子君） 茨城県内においては4市が既に設置済みということですが、既に設置済みである取手市では成年後見制度の主張申立てが急増したことから、成年後見制度利用促進連携協議会と消費者安全確保地域協議会を兼ねた協議会を設置。地域の実情に合わせた取手市独自の協議会が設置されているようです。

本市では、関係機関との見守り体制の連携が取れているとのことですが、さらに関係機関

の間でこの協議会のメリットである個人情報の共有がなされれば、災害時などのときに個人情報の取扱いが壁となる問題にも迅速に対応できるのではないかと考えております。今後の高齢化の進行による状況の変化など推移も注視していかれるとのことですが、那珂市であれば先ほどの避難行動要支援制度や消費生活センター、さらにそれに対して弁護士会などの法律に関わる業種にも協議会の構成委員に加わっていただいて、那珂市の実情に合わせた協議会が設置できるものと思います。今後の高齢化の進行に備え、組織づくりに取り組んでいきたいと考えております。地域全体で見守りが必要な高齢者の情報を共有する仕組みづくりや隣近所や事業者にも協力を依頼し、ふだんからみんなで気にかけて、見守る意欲を高めるなど、高齢者見守りネットワークを構築、そしてそれをさらに拡大していただきたいとこの場で要望をさせていただきます、この質問を終わりにいたします。

それでは、2つ目の質問事項、両宮遊歩道についての質問に移らせていただきます。

9月頃でしょうか、両宮遊歩道についてウェブアンケートを実施されたとのこと、私も遊歩道の近隣に住んでおりまして、アンケートの対象になった方々から遊歩道に関するいろいろなご意見をお聞きしたところです。

また、ちょうど菅谷地区のコミュニティセンター建設中ということもあり、それに合わせて遊歩道の整備が始まるのかなど、遊歩道整備への期待の声も多数ございました。私も、遊歩道を利用する者として遊歩道が整備されることを望む1人であるわけですが、アンケートについてどのようなアンケートを実施されたのかお聞きしたいと思いますけれども、まずその前に両宮遊歩道の整備状況についてお伺いしたいと思います。

○副議長（大和田和男君） 建設部長。

○建設部長（今瀬博之君） お答えいたします。

両宮遊歩道は、両宮排水路のうち市街化区域の総延長約1,500メートルに冠水被害を防ぐ目的としましてボックスカルバートを布設しております。その上部を住環境の向上を目的に遊歩道として整備したものでございます。

平成6年度から平成9年度にかけて下流から約600メートルを整備しまして、ベンチ、水飲み場、植栽、トイレ等を設置いたしました。その後、平成22年度から26年度に宮の池までの残り約900メートルを整備しまして、路面の着色やベンチの設置を行っております。なお、遊歩道の路面について、宮の池からの距離を表示しております。

以上です。

○副議長（大和田和男君） 原田議員。

○2番（原田陽子君） もともと地下に水路を設置して、その上に遊歩道が整備されたということですが、最初に下流部の整備が行われてから10年以上たった後に宮の池までの残りが整備されたということで、南側と北側とでは大分差のある遊歩道が整備されてしまったということなのかなと考えております。

それでは、行われましたアンケートについてですが、アンケートの目的や内容、実施方法

についてお伺いをいたします。

○副議長（大和田和男君） 建設部長。

○建設部長（今瀬博之君） お答えいたします。

現在、両宮遊歩道は沿道住民の方を中心にウォーキングやジョギング、買物など、安心して移動できる遊歩道としてご利用いただいております。

今回のアンケートは、さらに多くの方に利用していただくために、遊歩道や沿道地域の魅力向上とまちのにぎわいづくりにつながるように、利用状況や要望、周辺のまちづくりに関するご意見などを把握する目的で実施したものでございます。

なお、アンケートの実施方法としましては、無作為に抽出した両宮遊歩道沿道に居住をする16歳以上の方1,000世帯を対象に、スマートフォンやパソコン等で専用サイトにアクセスするウェブ回答方式のアンケートになっております。

以上です。

○副議長（大和田和男君） 原田議員。

○2番（原田陽子君） 遊歩道の利用状況やご要望、周辺のまちづくりに関するご意見などを把握する目的で実施されたアンケートということですが、今回、ウェブ回答式でアンケートを実施されたということですが、ウェブ方式に慣れていない方からは、回答ができなかった、また回答に手間取ったなどというご意見もございましたので、こちらでお知らせさせていただきますので、今後の参考にさせていただければと思います。

それでは、回答数などアンケート結果についてはどうだったのでしょうか。お聞きいたします。

○副議長（大和田和男君） 建設部長。

○建設部長（今瀬博之君） お答えいたします。

アンケート結果でございますが、有効回答数262件、回答率は26.2%でございます。

主な質問と回答ですが、「両宮遊歩道を利用したことがありますか」との質問に対しまして、247件、94.3%の方が「利用したことがある」との回答でございました。利用目的の質問に対しましては、「ウォーキングやジョギング」と答えた方が169件、64.5%、「買物や通院などのために利用しました」という方が62件、23.7%でございます。また、「両宮遊歩道の沿道にどのような空間を希望しますか」との質問に対しましては、複数回答になりますが、「静かに歩くことができる空間」と答えた方が186件、「お店や飲食店がある空間」が84件、「にぎやかで楽しい空間」が33件となっております。

以上です。

○副議長（大和田和男君） 原田議員。

○2番（原田陽子君） 希望などの質問に対してということで、回答された方はほぼ両宮遊歩道を利用したことがある方が回答されてくださったということですが、それでは、アンケートの回答ではそのほかにどのようなご意見やご要望があったのでしょうか。お伺いいたしま

す。

○副議長（大和田和男君） 建設部長。

○建設部長（今瀬博之君） お答えいたします。

今回のアンケートの自由記述として最も多かったご意見としましては、「遊歩道北側の水色に着色した路面がまぶしい」といったことがございました。そのほか、「夜間でも安心して利用できる明るさが欲しい」、「近隣の住宅に迷惑にならない程度の明るさが欲しい」、「図書館付近に横断歩道を設置してほしい」、「除草作業を小まめに実施してほしい」といったご意見がございました。

以上です。

○副議長（大和田和男君） 原田議員。

○2番（原田陽子君） 上がりましたご意見の「水色の路面がまぶしい」や「横断歩道の設置」、また「除草作業について」に関しましては、私も直接市民の方からお聞きしたご意見です。特に夜間の明るさにつきましては、私自身、遊歩道を利用して不便に感じていることですが、遊歩道の北側の照明がいつも切れてしまっているようですので、この点についてもよく近隣の方から聞くご意見です。夜、仕事が終わって暗くなったときに犬の散歩をする女性の方からも、ちょっと街灯を増やしてほしいなどというご意見もよく耳にします。

このようなアンケートから具体的なご意見、ご要望があったわけでございますけれども、市として認識している課題についてはいかがでしょうか。お伺いいたします。

○副議長（大和田和男君） 建設部長。

○建設部長（今瀬博之君） お答えいたします。

両宮遊歩道は、令和3年度に策定した立地適正化計画の中で、都市計画道路とともに上菅谷駅や市立図書館などの菅谷市街地の拠点をつなぐ歩行者のネットワークを形成するものと位置づけております。また、菅谷地区では、住宅地と公益施設、生活利便施設が近接して立地していることから、歩いて暮らせる環境づくりを目指し、より多くの方に安心、快適に利用していただけるような取組が課題となっております。それ以外に、トイレや照明などのいたずらや破損等、施設管理の課題もございます。

以上です。

○副議長（大和田和男君） 原田議員。

○2番（原田陽子君） 安心、快適に利用できる取組のほか、いたずらや破損などの施設管理の課題ということで、これまでも様々な対策をされているのだろうと私も思っております。一部のいたずらで日頃普通に利用している方が利用を制限されることがあってはならないと思います。また、いたずらに対しては治安の維持にもつながると思いますので、ここは市から、いたずらに対して、市民に対してしっかり注意喚起を行っていただきたいと思います。

また、両宮遊歩道を散策しておりますと、課題にもありましたように、樹木や路面の破損、また照明灯など管理、修繕が必要だと思われまますけれども、市としてどのような事業を行っ

ているのか、また令和4年度の事業内容についても教えていただけますでしょうか。

○副議長（大和田和男君） 建設部長。

○建設部長（今瀬博之君） お答えいたします。

両宮遊歩道につきましては、両宮遊歩道管理事業としまして、遊歩道内にあるトイレや池、照明灯、樹木などの維持管理を行っております。

令和4年度につきましては、シルバー人材センターと契約を結びまして、トイレや池の清掃、除草などを実施しております。なお、トイレ清掃は月16回、除草は年4回となっております。また、樹木などの維持管理につきましては専門業者に依頼をしまして、昨年度は35本の樹木の剪定や路面補修を行っております。

以上です。

○副議長（大和田和男君） 原田議員。

○2番（原田陽子君） こうしてお聞きしておりますと、限られた予算の中でトイレや池の清掃、除草なども実施しており、樹木の剪定なども行われて、路面の補修も行っているということで、維持管理されていることを理解しております。

先ほど、安心、快適に利用できるような取組も課題に挙げられておりましたが、今後、遊歩道の利便性や魅力の向上のためにはどのように取り組まれていくのでしょうか。最後にお聞きいたします。

○副議長（大和田和男君） 建設部長。

○建設部長（今瀬博之君） お答えいたします。

両宮遊歩道は様々な可能性を持っているものと考えております。歩いて暮らせるまちづくりを進める上で、両宮遊歩道はゆっくりと安心して歩くことができる大変貴重な空間であり、地域の重要な資源であります。現在、菅谷まちづくり委員会による「まち☆カフェ」の会場にもなっておりますが、より多くの方に安心、快適に利用していただくことで地域の活性化につながっていくものと考えております。

また、両宮遊歩道下流部沿いにふれあいセンターすがやを建設中ですので、当該施設を含めた利用者の拡大につなげていきたいと考えております。

なお、取組を検討するに当たっては、市民の方や菅谷まちづくり委員会等のご意見を伺いながら進めていきたいと考えております。

以上です。

○副議長（大和田和男君） 原田議員。

○2番（原田陽子君） 部長、おっしゃるとおり、両宮遊歩道はゆっくり歩くことができる貴重な空間であり、地域の重要な資源であると私も思っております。また、両宮遊歩道はいばらきヘルスロードにも指定されており、健康づくりのためウォーキングの推進を図ることにもつながるものです。

アンケートの利用目的の質問に対しては、「ウォーキングやジョギング」と64.5%の方

が回答しております。実際、私も聞くところによりますと、総合運動公園に車をとめてその付近をウォーキングしているという方もよくお聞きします。

今後、両宮遊歩道のそばには地域住民や市民活動団体などの新たな活動拠点となるコミュニティセンターも整備されていくわけですから、今後は近隣の住民以外の方もコミュニティセンターに車をとめて遊歩道の利用をすることも増えていくだろうと思われまゝす。それらも踏まえまして、より一層利便性や魅力向上に取り組んでいただきたいと思いますところらでお願いをいたしまして、以上で私の一般質問を終わりにいたします。

○副議長（大和田和男君） 以上で、通告1番、原田陽子議員の質問を終わります。

◇ 關 守 君

○副議長（大和田和男君） 続きまして、通告2番、關 守議員。

質問事項 1. 土地改良区について。

關 守議員、登壇願います。

〔6番 關 守君 登壇〕

○6番（關 守君） 議席番号6番、關でございます。

通告に従いまして、質問をさせていただきたいと思ひます。

質問の内容は、土地改良区についてでございます。

ただ、行政と土地改良区の組織が日頃あまり関係がタッチしていないということで、若干無理があるんですが、順次質問をさせていただきたいと思ひます。

農業者にとりましては、土地改良区は切っても切れない関係であると思ひますが、まず初めに、土地改良区とはどんな組織なのかという点についてお伺いをしたいと思ひます。

○副議長（大和田和男君） 産業部長。

○産業部長（浅野和好君） お答えいたします。

土地改良区とは、土地改良法の規定に基づきまして都道府県知事の認可により設立される公法人でございます。

本市におきましては、他市町村と範囲がまたがっているところも含め4つの土地改良区がございます。4つの土地改良区の名称と受益する地域については、神崎地区、額田地区を除く地域を受益地とする那珂川統合土地改良区、瓜連地区、木崎地区の久慈川沿いを受益地とする岩崎江堰土地改良区、額田地区、神崎地区を受益地とする有ヶ池江下土地改良区、額田地区の久慈川沿いを受益地とする額田北郷土地改良区となっております。

土地改良区では、それぞれの区域内で組合員の3分の2以上の同意により、営農環境を整えるため、農地や農道、用排水路の建設、整備を行う基盤整備事業や整備された後、施設の維持管理などを行っております。

この土地改良区が実施する事業は事前同意を得ていることから、組合員としての加入が必須となり、事業に要する費用の徴収ができるなど一定の強い権限が与えられております。

以上です。

○副議長（大和田和男君） 關議員。

○6番（關 守君） ありがとうございます。

土地改良区はそれぞれ理事さんがおまして、役割分担をして、通常の総代会によりいろんなもろもろの件が決まっておるとお伺いしております。理事さんの役割として、理事さんの地域密着型同士、農業者の意見を細かに聞いていただきたいなというふうに思います。

次です。土地改良法があると思うんですが、かなり長い条文になっておりますけれども、基本的に土地改良法とは何かをお伺いしたいと思います。

○副議長（大和田和男君） 産業部長。

○産業部長（浅野和好君） お答えいたします。

土地改良法は、当時の日本におけるその地形条件や農地解放などの歴史的経緯によりまして、農地を所有、耕作している土地の区画が小さく分散していたことから、生産性や維持管理の向上や営農環境を整えるため昭和24年に制定されました。また、土地改良法は第1条総則により、「農用地の改良、開発、保全及び集団化に関する事業を適正かつ円滑に実施するために必要な事項を定めて、農業生産の基盤の整備及び開発を図り、農業の生産の向上、農業総生産の増大、農業生産の選択的拡大及び農業構造の改善を資することを目的」としております。

以上です。

○副議長（大和田和男君） 關議員。

○6番（關 守君） ありがとうございます。

昭和24年に制定されたということで、かなり時がたっておるかと思うんですけれども、新しいやっぱり農業のスタイル、農業大国日本、そういうことを考えますと、土地改良法もかなり見直しが必要じゃないかなというふうに感じているところでございます。

次に、水土里ネットと土地改良事業団体連合会についてお尋ねをしたいと思います。

○副議長（大和田和男君） 産業部長。

○産業部長（浅野和好君） お答えいたします。

水土里ネットとは、水、土、里の漢字で表記しますが、土地改良事業団体連合会の愛称、ニックネームとなっており、平成14年度に全国の関係者から応募、提案と投票によりまして決定されたものでございます。水は農業用水、土は水田や畑などの農地、里は農村や農村環境をそれぞれ意味しておりまして、組織相互間のネットワークにより日本の農業を下支えし、応援することを目指したものとなっております。

土地改良事業団体連合会は、土地改良法の規定に基づき、農林水産大臣の認可によりまして設立された公益的性格を有する法人でございます。都道府県を単位としたものと全国を単

位としたものがありますが、それぞれ土地改良区や市町村など土地改良事業を行う団体への技術支援や指導、情報共有の促進、調査研究、さらには農家や一般市民に向けた広報活動など、土地改良事業の円滑な実施に必要な様々な活動を行っております。

以上です。

○副議長（大和田和男君） 關議員。

○6番（關 守君） ありがとうございます。

土地改良の連合会、県の組織、あるいは全国の組織があると聞いております。

組織間の会費関係などはないのかなと思って問い合わせましたら、組織間の会費はなく、いろんな事業設定の際に負担金が発生するというふうに聞いております。

続きまして、土地改良法に定められた組合員の資格要件についてお伺いをしたいと思います。

○副議長（大和田和男君） 産業部長。

○産業部長（浅野和好君） お答えいたします。

組合員の資格要件でございますが、土地改良法第3条で規定されております条文を読み上げますと、第3条では「土地改良事業に参加する資格を有する者は、その事業の施行に係る地域内にある土地についての次の各号のいずれかに該当する者とする」とされており、第1項第1号では、「農用地であって所有権に基づき耕作又は養畜の業務の目的に供されるものについては、その所有者」。第2号では、「農用地であって所有権以外の権原に基づき耕作又は養畜の業務の目的に供されるものについては、政令で定めるところにより、農業委員会に対しその所有者から当該土地改良事業に参加すべき旨の申出があり、かつ、その申出が相当であって農業委員会がこれを承認した場合にあっては、その所有者、その他の場合にあっては、その農用地につき当該権原に基づき耕作又は養畜の業務を営む者」と規定されております。

組合員の資格は、所有権に基づき、耕作している場合にはその所有者です。もう一つは利用権や農地中間管理権など所有権以外の権原に基づいて耕作している場合には耕作者の主に2つとなります。

以上です。

○副議長（大和田和男君） 關議員。

○6番（關 守君） ありがとうございます。

要するに、所有者もしくは耕作者がほぼ自動的に組合員になるというふうに認識をしております。

では、その土地改良区に定められた組合員の加入または退会、脱退というんですか、退会の要件についてお伺いをしたいと思います。

○副議長（大和田和男君） 産業部長。

○産業部長（浅野和好君） お答えいたします。

組合員の加入要件については、土地改良法の規定により土地改良区の地区内にある土地で、先ほど答弁しました、土地改良法第3条に規定する資格を有する者となります。

脱会の要件については、土地の地目変更や土地の売買等により資格者が変更となった場合やその土地改良区内の土地を耕作しなくなったなどで土地改良法第3条の資格がなくなった場合などが該当になります。

なお、脱会ではありませんが、一般的に農地転用など土地が農用地でなくなった場合などは、転用決済金などの費用が生ずると聞いております。転用決済金の内容については改良区ごとに異なりますが、基盤整備や農業用水水利施設維持管理や改修整備等の費用は賦課金や借入金などで賄っており、その額は事業当初の受益面積で計算されていることから、受益地や転用等で除外されると、その土地の維持管理費や償還金などを残りの構成員の土地で負担しなければならなくなり、その負担が過重になることを防ぐために必要に応じ徴収されるものでございます。

以上です。

○副議長（大和田和男君） 關議員。

○6番（關 守君） ありがとうございます。

組合員として、例えば土地の地目変更、土地の売買、あるいは農地転用、今、ソーラーシステムなどで農地転用がかなり進んでおりますが、そういったものがない限り組合員としてい続けるというような認識でおります。

それでは次の質問ですが、賦課金、昔から水利費という、呼ばれておりますが、多分に水利費という名称を使った時代もあったかと思うんですけれども、その賦課金の計算方法についてお伺いをしたいと思います。

○副議長（大和田和男君） 産業部長。

○産業部長（浅野和好君） お答えいたします。

賦課金につきましては、土地改良法第36条で、「土地改良区は定款で定めるところにより、事業に要する経費に充てるため、その組合員に対して金銭、夫役又は現金を賦課徴収することができる」旨規定されております。賦課金の計算でございますが、農地の面積、地積や用水量、その他の指標により算出し、それぞれの改良区において総会に諮って決定されるものでございます。

用途としましては、一般的に事務費や維持管理費などの土地改良区の運営費用や基盤整備事業や農道整備等で工事を行った場合の工事負担金などに充てられております。

なお、賦課金等に滞納があった場合には、不公平感がないように法令に基づき対応をしていると聞いております。

以上でございます。

○副議長（大和田和男君） 關議員。

○6番（關 守君） ありがとうございます。

この賦課金というものが土地改良区によって違うというのは初めて知ったんですけれども、なかなか毎年、いろんな問題が発生しておるといふふうに聞いております。

ざっと質問は以上なんですが、2番目の質問の回答にもありましたが、改めて土地改良法の総則を読みますと、その目的と原則が書いてございます。「この法律は、農用地の改良、開発、保全及び集団化に関する事業を適正かつ円滑に実施するために必要な事項を定めて、農業生産の基盤の整備及び開発を図り、もって農業生産の向上、農業生産の増大、農業生産の選択的拡大及び農業構造の改善に資することを目的とする」とあります。農業地内の改良や保全は土地改良区の組織と多面的機能支払交付金制度などを利用した組織体との連携も進んでいるようでございます。

一方では、高齢化や離農問題などの対策も喫緊の課題だと認識をしています。

実は、昨日、那珂川土地改良区へ訪問しまして、事務局長さんとお話をまいりました。賦課金、通称水利費の収納率は現在98%だそうです。意外や意外、高い数字でびっくりしたんですが、残り2%が滞納しているということでした。滞納者の所在地には改良区の理事さんがいらっしゃる場合、いらっしゃらない場合、いろいろあると思うんですが、理事さんがいるときには理事さんをお願いして徴収をしたり、あるいは事務局で滞納の処理に当たっているということでした。

中国時代、春秋時代の老子の第8に「上善水の若し」がございまして。「上善は水の若し、水は善く万物を利してしかも争わず、衆人の悪む所に処る。故に道に幾し」という内容ですが、水は巧みに全てのものに恵みを施し、しかも全てのものと争わず、多くの人々が嫌う場所に好んでつこうとします。そこに人間が介在、関係することで昔も今も争いが起こります。全てのものに恵みをもたらしてくれる水に人間がリスペクトを持てば組織も変わるかもしれません。

少し早かったですが、以上、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○副議長（大和田和男君） 以上で、通告2番、關 守議員の質問を終わります。

暫時休憩いたします。再開を11時5分といたします。

休憩 午前10時51分

再開 午前11時05分

○副議長（大和田和男君） 再開いたします。

◇ 寺 門 厚 君

○副議長（大和田和男君） 通告3番、寺門 厚議員。

質問事項 1. 空き家対策について。2. 少子化対策について。3. 多面的機能支払交付金の活用について。

寺門 厚議員、登壇願います。

寺門議員。

〔10番 寺門 厚君 登壇〕

○10番（寺門 厚君） 議席番号10番、市民とつくる未来の会の寺門 厚でございます。

通告に従いまして一般質問をいたします。

最初に、空き家対策についてであります。

空き家対策については、私は令和2年に一般質問をしており、その後、今年3月までに数人の議員が質問をしております。空き家管理対策や空き家防止について提案や要望がされております。本市においても高齢化や遺産相続の仕方が変化するなど、空き家が増えているんだと実感をしております。

令和6年4月1日から相続登記が義務化をされます。相続を知った日から3年以内に相続登記をしなければなりません。特別な理由がなく相続登記を行わなかった場合は、10万円以下の過料が課せられる可能性があります。空き家相続を履行せず、管理しなければ、事故が発生する危険が、こちらも高まってまいります。空き家が倒壊や破損等により、隣家や通行人にけが等の被害を発生させた場合、所有者等が損害賠償責任を負う可能性もあります。空き家にならないよう、おうちの未来のことを家族みんなで話し合っ、家族が空き家で困らないようにしていくために、本市の空き家対策についてお聞きしていきます。

さて、空き家の現状についてでございますが、平成27年には全体で、本市は877戸の空き家があるというふうに記憶しています。それが令和5年3月では638戸と、239戸も減少しております。現状はどのようなになっているのか伺います。

○副議長（大和田和男君） 建設部長。

○建設部長（今瀬博之君） お答えいたします。

空き家の戸数につきましては、平成27年度に各自治会へご協力をお願いしまして、外見や地域の情報を基に調査をしました結果、全体で877戸ございました。

その後、令和2年度に各自治会の調査結果を基にしまして、水道の閉栓データや現地確認などで改めて調査しましたところ、実際には空き家ではなく、利用されている建物であることが判明しておりまして、令和5年3月末現在で空き家は全体で638戸となっております。

地区別の内訳としましては、神崎地区85戸、額田地区61戸、菅谷地区118戸、五台地区121戸、戸多地区37戸、芳野地区77戸、木崎地区51戸、瓜連地区88戸となっております。

以上です。

○副議長（大和田和男君） 寺門議員。

○10番（寺門 厚君） 本市の空き家は、平成27年から随分減ったなという印象でしたけれども、実際確認をしましたら、実態調査により令和5年3月末で空き家は638戸ということで数は分かりました。五台地区が、やっぱり菅谷地区よりも多いのにはちょっと意外な気がいたしております。

では、この638戸の中には、倒壊や保安上、危険な空き家、いわゆる特定空家等に相当する戸数というのはどれぐらいあるのでしょうか。伺います。

○副議長（大和田和男君） 建設部長。

○建設部長（今瀬博之君） お答えいたします。

現在のところ、本市では特定空家等に相当する空き家は確認されておりません。

以上です。

○副議長（大和田和男君） 寺門議員。

○10番（寺門 厚君） 特定空家がゼロということなので安心はしました。しかしながら、特定空家になる前段階のところは、私の知る限りでも数か所ございます。現場には、危険、近寄るな等の立札を立てているところもあります。空き家管理への関心をもっと高め、管理徹底を促していただきたいと思います。

今後は、空き家がさらに増えていくということは周知の事実であります。増えていく空き家を活用して減らしていくために、空き家バンクが平成29年度より本市でも活動をしています。

空き家バンクの利用状況についてですが、令和5年3月では1件の登録、11月でも1件のみ、空き家バンクの登録及び利用が進まないのはなぜなのでしょう。伺います。

○副議長（大和田和男君） 建設部長。

○建設部長（今瀬博之君） お答えいたします。

空き家バンクの物件登録数の累計は、合計で9件となりましたが、そのうち4件が成約となり、その後4件が取下げとなったことから、令和5年10月末現在で1件の登録となっております。また、利用者登録数は令和5年10月末現在で7人でございます。

登録及び利用の件数が伸びない理由としましては、未相続や未登記の問題により空き家バンクの登録要件を満たさない場合や、しっかりと管理をしていけば空き家ではないという認識をしていること、さらに、利活用や売却をしたいと思うが、心情的に思い入れのある実家の売却などの行動までに踏み込めないなどがございます。

以上です。

○副議長（大和田和男君） 寺門議員。

○10番（寺門 厚君） 市街化区域では、相対で売買も決まる例もあると思いますし、まだまだ空き家バンクそのものの認知度が低いと、私もそういうふうに思います。

未相続や未登記により登録要件に外れている例につきましては、今後、来年4月から相続登記が義務化されますので、空き家バンク登録にはプラスになると私は予想しております。

しかし、累計で9件という利用状況は、空き家バンク制度そのものに魅力がないのではないかと私は思います。

今後は、利活用者を増やすための魅力ある制度への改定を考えているのかどうか伺います。

○副議長（大和田和男君） 建設部長。

○建設部長（今瀬博之君） お答えいたします。

利活用者を増やすために、空き家バンク制度の周知を図る積極的なPRが必要であると考えております。そのために今年度は、新たに全国版空き家バンクへの参画のほか、那珂市産業祭におきましてもPR活動を実施していく予定でございます。

今後も、空き家バンクの利活用を促進する有効な手法があれば、積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○副議長（大和田和男君） 寺門議員。

○10番（寺門 厚君） まずはPR優先で周知不足を解消のため、さらに全国版空き家バンクへの参画や市内へのPR強化を含め、積極的にPR活動をしていくということは分かりました。今後は、空き家バンクの利活用促進の有効な手法があれば積極的に取り組むということです。この辺で利用者にとって魅力ある空き家バンク制度、空き家管理サービス制度や補助制度などを加えて改定すべきであると提案しますので、ぜひとも検討の上、取り組んでいただきたいと思っております。よろしく検討のほどお願いしておきます。

次は、空き家管理の課題と対策についてであります。

空き家管理上の課題は何か伺います。

○副議長（大和田和男君） 建設部長。

○建設部長（今瀬博之君） お答えいたします。

空き家の管理上の課題としましては、敷地内の草木が繁茂のまま放置されている状況がございます。

具体的には、相続登記が行われていないため管理者が特定されず、速やかな管理指導が困難であったり、管理すべき方が遠方に居住していたりするなどの理由によりまして、管理が適正に行われていないということが挙げられます。

以上です。

○副議長（大和田和男君） 寺門議員。

○10番（寺門 厚君） 空き家管理上の課題は、敷地内の草木が繁茂した状態で放置されており、文書等で指導しておりますけれども、なかなか管理へのアクションがないことが課題であるということでもあります。

では、対策はどうしていくのか伺います。

○副議長（大和田和男君） 建設部長。

○建設部長（今瀬博之君） お答えいたします。

空き家等は個人の財産であり、所有者が適正に管理すべきものになりますので、市が踏み込んだ取組を行うことは難しい面もございますが、適正に管理が行われるよう、助言、案内に努め、必要に応じて指導を行ってまいります。

以上です。

○副議長（大和田和男君） 寺門議員。

○10番（寺門 厚君） 適正な管理をされるよう、必要に応じて指導をされているわけですが、何ら空き家管理へのアクションがない所有者への指導はどのように行っているのか伺います。

○副議長（大和田和男君） 建設部長。

○建設部長（今瀬博之君） お答えいたします。

文書等での案内を送付しましても、適正な管理が進まない空き家の所有者に対しましては、適正な管理が行われるよう特に注視をしまして、継続的な文書等の連絡により、助言、案内、指導を粘り強く行っております。

以上です。

○副議長（大和田和男君） 寺門議員。

○10番（寺門 厚君） 繰り返し何度も粘り強く助言、案内を行いながら、管理実施するよう導いていくことが、今実行できる対策だということは分かりました。これ以上のものは現状のところないということであります。

次は、市民の方からお聞きしております空き家管理対策要望事項や具体例についてであります。

最初に、相続人不明の空き家への対応はどのようになっているのか伺います。

○副議長（大和田和男君） 建設部長。

○建設部長（今瀬博之君） お答えいたします。

現時点では、市内に相続人不明の空き家は確認されておりませんが、今後、相続人不明の空き家が発生することも考えられますので、その場合は相続人等の調査を行いまして、適切に管理できるよう対応してまいります。

以上です。

○副議長（大和田和男君） 寺門議員。

○10番（寺門 厚君） 現状では、相続人不明の空き家はないということですので、案内を繰り返しやっていくと、今後は。

お悔やみコーナーの活用ということも前回の質問でも言わせてもらいましたが、相続登記の義務化徹底、これについても有効に使っていただきたいと思います。

加えて、空家対策等の推進に関する特別措置法が今年の6月4日に改正されております。現行の適切な管理の努力義務に加え、国・自治体の施策に協力する努力義務が課せられております。所有者の責務強化が図られているということですのでございます。勧告を受けた管理不全

空き家には、固定資産税の住宅用地特例、6分の1減額なんですけど、これがなくなるということでございます。この改正法は来月12月13日施行となりますので、このあたりも空き家の管理徹底の文書に記載し、今後は周知をしていただきたいというふうに思います。

もう一例、事例ですけれども、相続人が多数いて、その家は草木がぼうぼうと生い茂り、屋敷内のものを許可なく手を出してはならないと言われております。ここには空き家に二度、空き巣が入っております。近隣住民、自治会でも防犯、防災上の処置を講じたいができないジレンマを抱え、空き巣被害への心配、火災発生の懸念を抱えたままであります。このような状況を早く解消し、安心・安全を確保するのが喫緊の課題だと私は考えています。

このような空き家の防犯、防災対策はどのようにすればいいのか伺います。

○副議長（大和田和男君） 建設部長。

○建設部長（今瀬博之君） お答えいたします。

空き家の防犯や防災対策といたしましては、適切に管理されていることが一番効果的な対策となると考えております。市内には638戸の空き家がありますので、それぞれの所有者が適正な管理を行えるよう、継続的に助言や案内に努めまして、必要に応じて指導を行ってまいります。また、先進的な事例等にも注目しまして、参考にしていきたいと考えております。以上です。

○副議長（大和田和男君） 寺門議員。

○10番（寺門 厚君） 空き家は個人資産ではありますが、お隣さんや自治会等も大変心配し、あれこれ空き家の管理やお手伝いをすべく声かけするも断られ、何とかならないのという手詰まり感が現在あります。今、担当課にもお聞きしましたが、打破するよい手だては見つかっていないということでもあります。

そうはいつでも、今できる何らかの対策を講じなければなりません。空き巣発生の事実や改正空家特措法の案内を相続人へ送付して、ぜひともこの事情を知らせてほしいと思います。

一方で、その空き巣等の対策につきましては、交番、警察署へ届け、巡回パトロールの願いをし、また、近隣の方の時々監視の配慮をお願いして、近隣住民の安全確保を図ることとなります。でき得る対策についても、今後、調査研究していく必要がありますので、解決に向け、関係各課のご協力をよろしくお願いをしたいと思います。

この空き家の空き巣事件につきましては、交番のほうには届けておまして、本署のほうで随時パトロールというようなこともお聞きをしております。

今後は、放置空き家減少のために、外観調査や喚起及び通水、郵便物の管理、敷地内の除草や剪定などのサービスを提供する空き家管理サービス制度の設置を提案しますけれども、いかがでしょうか。

○副議長（大和田和男君） 建設部長。

○建設部長（今瀬博之君） お答えいたします。

議員ご提案の空き家の管理サービス制度は、例えばシルバー人材センターや民間企業等が、

空き家も見守りや点検サービスなどの空き家管理対策に効果的な事業を担う制度であると思います。空き家対策の新たな手法として有効であると思いますが、管理の範囲や費用負担など課題もありますので、制度設置についてはまず何が必要か調査していきたいと考えております。

以上です。

○副議長（大和田和男君） 寺門議員。

○10番（寺門 厚君） ぜひとも実施に向け検討をお願いしたいと思います。

この空き家管理サービスは、さらに有効な使い道があり、ふるさと納税返礼品として空き家管理サービスを適用するよう提案しますが、これについてはいかがですか。

○副議長（大和田和男君） 企画部長。

○企画部長（渡邊荘一君） お答えいたします。

現在、市では、遠方に住んでいるために容易に里帰りができない方のために、市内にお住まいのご両親宅を訪問しまして、お掃除などのお手伝いをする親子代行サービスというのを返礼品として実施しているところでございます。全国を見ますと、ふるさと納税の返礼品の例ですと、空き家見回りサービス、それから除草作業、庭木剪定などのサービスを返礼品としている自治体もございますので、今後これらのサービスを請け負っていただける事業者の選定や、提供できるサービスの内容について検討させていただきたいと思っております。

以上です。

○副議長（大和田和男君） 寺門議員。

○10番（寺門 厚君） 親孝行代行サービスということは今やっておりますので、さらにこれに加えてぜひともこの管理サービスも適用していただきたいなということで、前向きに検討していただいて、実施できるよう努力していただきたいなをお願いをしておきます。

空き家対策の中でもう一つ重要な施策として、周囲に迷惑をかける前に解体したいという方のために、空き家等解体事業補助金制度を設置していただけるよう提案しますので、ぜひ検討をお願いしたいと思います。

理由につきましては、現在、国の空き家発生抑制の特別措置として、相続発生日から3年以内の12月31日までに解体した更地に対して売却する場合、譲渡所得から3,000万円が特別控除される措置があります。これが活用できること。また一方で、管理放置のままだと管理不全空家として市長から指導勧告を受けますと、固定資産税が、減額措置がなくなってしまう。これにより放置ができなくなる。それから、安くはない解体費用に自治体から補助が出れば、除却への理解者が増え、空き家現象に役立つと考えるということが理由であります。

回答は後日で結構ですので、ぜひとも前向きに検討をしていただきたいなというふうに思います。

次は、空き家の有効活用についてであります。

空き家対策助成金についてですけれども、リフォーム補助上限、補助金として上限30万円、空き家に残存する家財の処分費上限10万円と、現状、補助制度を設けておりますけれども、これについても先ほど魅力ある空き家制度の見直しということでも訴えましたけれども、ぜひこれについても見直しを考えていただきたいんですが、いかがでしょうか。

○副議長（大和田和男君） 建設部長。

○建設部長（今瀬博之君） お答えいたします。

現時点におきましては、全国版空き家バンクへの参画や那珂市産業祭での空き家バンクPR活動の実施など、制度周知のための新しい取組を進めているところでございます。

今後、空き家の管理サービス制度の設置など、事業拡充を見据えまして、事業効果を検証し、必要に応じて助成事業の拡大、また必要性について検討してまいります。

以上です。

○副議長（大和田和男君） 寺門議員。

○10番（寺門 厚君） しっかりと検証いただきまして、ぜひとも助成事業拡充のほどよろしくお願ひしたいと思います。

今回、空き家対策で本市のホームページを確認しておりましたら、県外からの移住・定住支援者に住宅の購入、賃貸経費を支援ということで、那珂市わくわく茨城移住支援金制度というのがあり、高額な助成金がうたわれておりました。これはどういうものなのか伺います。

○副議長（大和田和男君） 企画部長。

○企画部長（渡邊荘一君） お答えいたします。

移住支援金制度は、地方への移住や、起業、創業を後押しする国の制度でございまして、わくわく茨城移住支援金というのは、茨城県と那珂市を含む各市町村が合同で実施している事業でございまして。那珂市では、市内への移住・定住の促進と市内の中小企業における人手不足を解消するために、東京圏の方の地方移住による就職や起業、テレワークを応援しているところでございまして。

移住支援金の給付を受けるためには、一定の要件がございまして。通算5年以上東京23区にお住まいの方や東京23区に通勤する方などが対象となるものでございまして。

那珂市に移住し、就職や起業、テレワークをする場合に、単身の方が那珂市に移住してきた場合は60万円、世帯の場合は100万円、さらに18歳未満のお子さんがいらっしゃる場合には、子育て加算金として1人につき100万円を移住支援金として支給するものでございまして。例えばですけれども、就業先は東京都内そのまま、テレワークで移住してきた夫婦2人と子供2人の場合は、合計で300万円の支援金というふうになります。

なお、この支援金は、移住に伴う経済的負担を軽減することを目的としていることから、住宅については限定しておりませんので、賃貸住宅、アパートのほか、中古住宅、空き家への移住も対象となっているところでございまして。

以上です。

○副議長（大和田和男君） 寺門議員。

○10番（寺門 厚君） 移住者には、食指をそそる大変魅力的な制度だと感じました。この例で言いますと300万円と、かなりな高額な金額になりますので。

移住者の方ということになるわけですが、今答弁にありましたように、これは空き家への移住であれば空き家バンクリフォーム助成金もプラスということで活用できるわけで、大変いい制度だと思います。首都圏からの移住・定住が促進されることを大いに期待したいと思います。

できれば対象を、首都圏のみならず県外からにしていいただければなおいいのではないかと、いうふうに思います。国の政策などで急には変えられないとは思いますが、要望のほうをしていただきたいなというふうに思います。

空き家対策は、少子化対策、子育て支援充実、教育の充実、移住・定住促進など、本市の活性化と持続可能な自治体づくりに向け、それぞれの施策、事業とつながっております。担当部署はそれぞれありますけれども、どこで相談を受けてもワンストップで対応できるのが望ましい体制だと私は考えております。

相談窓口の現在の相談体制は、子育てや仕事など、相談は多岐にわたると思っておりますが、相談窓口の充実をしていくためにどのような対応をしているのか伺います。

○副議長（大和田和男君） 企画部長。

○企画部長（渡邊荘一君） お答えいたします。

市では、移住トータルサポートの窓口でございます「いい那珂 I J U - L a b o」を設置しております。移住相談員をはじめ、地域おこし協力隊や起業コーディネーター等の連携によりまして、移住や起業、創業に関する様々な課題に対してワンストップで相談に応じております。

実績としてですが、市の移住相談窓口に来られた方で、空き家バンクの物件ではございませんが、空き家に居住されたという方は2件ほど把握しております。

お住まいの拠点を移すということは、生活の全てを変えるといっても過言ではなく、その相談内容は多岐にわたっております。お仕事やお住まいの相談はもちろんのこと、子育て支援や教育環境など様々な相談がございます。その都度、庁内各課・各施設の担当者と連携をいたしまして、相談者に寄り添った対応をしております。

また、住まいの紹介については、相談者の希望をお聞きしながら、空き家バンクの活用や地元不動産業者との連携を図り、情報提供を行っているというところでございます。

以上です。

○副議長（大和田和男君） 寺門議員。

○10番（寺門 厚君） 移住トータルサポートの窓口であります「いい那珂 I J U - L a b o」が中心となり、関係各課と連携してワンストップで相談に応じているということでありました。2件ほど空き家に決まったということですので、やっぱりこの制度、今後も継続を

お願いしたいと思います。

さらに、「いい那珂 I J U-L a b o」への、2件決まったということですので、決まった理由を分析の上、次につなげていただきたいなというふうに思います。

それから、いつも相談は「いい那珂 I J U-L a b o」にあるわけではありません。連携する企画課、都市計画課、市民協働課など、どこであっても、相談がどこにありましても、相談者に寄り添った対応をしていただけますようお願いをしておきたいと思います。

次は、2番目でございますが、不妊治療費の助成事業についてでございます。

令和4年4月から不妊治療費が保険適用となって1年半が経過をいたしました。不妊治療費保険適用後、本市の体外受精・顕微授精の不妊治療助成が終了となってしまいました。保険適用になっても不妊治療費は保険対象外も多く、高額であり、個人負担は依然大きいものがあります。2人目の希望も実現できればという方の声もお聞きをしております。

那珂市の新生児数は、年間約300名を少し超えています。これも不妊治療費補助が少子化対策にも貢献しているのではないかというふうに考えております。

従来の不妊治療費助成枠を再度復旧せよとは申しませんが、保険適用外負担や家計費増加など、経済的負担軽減のため、いくらかでも不妊治療費を助成していただきたく、今回、質問をいたします。

最初に、那珂市の不妊治療の現状について伺います。

○副議長（大和田和男君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（生田目奈若子君） お答えいたします。

本市の不妊治療費の助成につきましては、平成24年度から開始しましたが、令和4年4月から不妊治療費が保険適用となったところです。そのため、現在は保険適用となる前の令和4年3月までに治療を開始された方を対象に、1回当たり7万5,000円を上限に助成をしております。

令和4年度の申請者数は、延べ32件、実人数29人となっております。

また、令和4年度からは、不育症に悩む夫婦、いわゆる妊娠はするけれども流産・死産を繰り返し、子供を持っていない状態の夫婦に対し、検査や治療に係る保険適用外の費用について、年間5万円を上限として助成し、経済的負担の軽減を図っております。

令和4年度の申請実績は1件となっております。

以上です。

○副議長（大和田和男君） 寺門議員。

○10番（寺門 厚君） 現在、本市では不妊治療費助成、体外受精・顕微授精が保険適用外になってからの費用助成は、不育症に悩む方のみを対象にしているということであります。不育治療は、適切な治療をすれば、流産を繰り返す人の8割が出産を迎えられると言われております。今後もこの不育症に関する正しい情報を周知していただきたいと思います。

不妊治療費助成は、令和4年4月から保険適用に切り替わっておりますが、経過措置はど

のようになっているのか伺います。

○副議長（大和田和男君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（生田目奈若子君） お答えいたします。

不妊治療費が保険適用になったことに伴う経過措置としまして、保険適用となる前に不妊治療を開始され、令和4年度中に治療を終了している方に対して、令和5年12月28日まで申請期間を延長し、助成を行っております。

今年度の申請者は、現在のところ2人となっております。

以上です。

○副議長（大和田和男君） 寺門議員。

○10番（寺門 厚君） 現在2人と、申請者がいらっしゃるということです。申請期間が来月28日まで延長されているということです。申請漏れがありませんよう注意喚起のほどお願いしたいと思います。

次は、不妊治療を経て妊娠・出産された方がどれくらいいらっしゃるのか伺います。

○副議長（大和田和男君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（生田目奈若子君） お答えいたします。

不妊治療を受けて妊娠・出産された方について市で把握しておりますのは、不妊治療費の助成を申請された方となりますが、助成を開始した平成24年度から令和4年度までの状況を見ますと、申請者のうち約4割の方が妊娠し、さらにそのうちの7割の方が出産に至っている状況です。年度においてばらつきはありますが、不妊治療費助成事業により毎年10人前後の新たな命が誕生してございます。

以上です。

○副議長（大和田和男君） 寺門議員。

○10番（寺門 厚君） 毎年10人前後の方が誕生しているということは、私は少子化対策には大きな貢献をされているというふうに思います。大変喜ばしいことでありますし、感謝を申し上げたいと思います。

では、今後の不妊治療費助成事業の在り方についてですが、今後、不妊治療を希望する方に対してどのように進めていくのか伺います。

○副議長（大和田和男君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（生田目奈若子君） お答えいたします。

市としましては、不妊治療の支援のほか、不妊に悩む方々が様々な悩みを解決するための専門的な相談の場が必要であると考えております。不妊に関する相談は、産婦人科の分野においてもより専門的であり、きめ細かな配慮を要することから、県では、茨城県不妊専門相談センターを設置し、産婦人科医や助産師等が相談に応じております。

市としまして、今後、不妊に悩む方々に対し、リーフレットの配付や市ホームページ等により、不妊に関する治療や検査に関する正しい情報を入手するための専門相談センターの周

知を図ってまいります。

以上です。

○副議長（大和田和男君） 寺門議員。

○10番（寺門 厚君） 不妊治療費助成事業というよりは、不妊に悩む方々の悩み解決の相談の場づくりが必要であるということをございますけれども、本市では産婦人科がなく、相談の場がないのが大変残念なことであります。不妊の悩みや相談に対応するには、茨城県不妊専門相談センターへの相談を周知することになるということでもあります。

不妊助成金申請など、補助制度の周知と申請書類記入等についての助言など、市ででき得る対応を、相談者に寄り添う形で実施をしていただきたいと思います。

もっと言えば、近隣自治体、常陸太田、常陸大宮、水戸市などですけれども、不妊治療費が保険適用になっても不妊治療費は高額であり、少子化対策の意味でも、一般及び体外受精・顕微授精等の不妊治療費を、従来の不妊治療費助成額よりは減額されるものの、支援をしております。

本市においても不妊治療の保険適用が開始されたとはいえ、治療内容によってはいまだ高額で経済的負担は大きいものがあります。少子化対策の意味でも、体外受精等の市独自の助成を検討実施していただきたいのですが、いかがでしょうか。

○副議長（大和田和男君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（生田目奈若子君） お答えいたします。

令和4年度から体外受精や顕微授精につきましては保険適用となり、経済的な負担の軽減が図られるようになりました。しかしながら、まだ保険診療として認められていない先進的な治療を受けている方もいることから、さらなる経済的な負担軽減策について、近隣市町村の状況を注視しながら市独自の助成について検討をしております。

以上です。

○副議長（大和田和男君） 寺門議員。

○10番（寺門 厚君） ただいまの答弁について、さらなる経済的な負担軽減策として、市独自助成事業実施の方向で検討をしていくと、私は前向きに理解しますがよろしいですか。

○副議長（大和田和男君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（生田目奈若子君） お答えいたします。

市独自のさらなる経済的な負担軽減策の実施につきましては、財政的負担も伴うことから、現時点では実施することをお約束できる段階にはございませんが、近隣市町村の動向を注視しながら調査検討をしております。

以上です。

○副議長（大和田和男君） 寺門議員。

○10番（寺門 厚君） 保険適用が開始になりましたのは、今年の4月です。既に他自治体

の不妊治療費助成事業をしっかりと注視されてきたと思いますので、今後しっかりと検討を
いただいて早い時期に実施していただきたく、強く要望をしておきます。

最後の質問になります。

多面的機能支払交付金の活用についてであります。

多面的機能支払交付金とは、農業・農村は、国土の保全、水源の涵養、自然環境の保全、
良好な景観の形成等の多面的機能を有しており、その利益は広く国民が享受しています。

近年、農村地域の過疎化、高齢化、混住化等の進行に伴う集落機能の低下により、地域の
共同活動によって支えられている多面的機能の発揮に支障が生じております。また、共同活
動の困難化に伴い、農用地、水路、農道等の地域資源の保安全管理に対する担い手農家の負担
の懸念も増加されております。

このため、農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るため、地域の共同活動に関
わる支援を行い、地域資源の適切な保安全管理を推進、支援しているのが多面的機能支払交付
金であります。これにより農業・農村の有する多面的機能が、今後とも適切に維持・発揮さ
れるとともに、担い手農家への農地集積という構造改革を後押しするものであります。

これは農林水産省の目的、紹介文でございます。そのまま引用しました。

私の地元の活動組織におきましては、飯田地内に存する貴重な資源である農用地、ため池、
水路、農道等の維持向上活動を、100名を超える会員を中心に、地域が共同で行うことを目
標として平成28年4月から活発に活動を展開しております。

では、多面的機能支払交付金活用の現状についてですけれども、過去5年間の交付金の推
移はどのようになっているのか伺います。

○副議長（大和田和男君） 産業部長。

○産業部長（浅野和好君） お答えいたします。

平成26年度から開始した多面的機能支払交付金は、国土の保全、水源の涵養、自然環境の
保全、良好な景観の形成といった、地域住民が恩恵を受ける農業・農村の有する多面的機能
の維持・発揮を図るための地域の共同活動を支援している交付金でございます。

なお、交付金の財源は、国50%、県25%、市25%となっております。

過去5年間の交付額の推移ですが、令和元年度は2,930万円、令和2年度は3,220万円、
令和3年度は3,440万円、令和4年度は3,460万円、令和5年度は3,540万円となっております。

交付金の内容については、大きくは2種類でございます。

一つは、農地等の除草、水路の泥上げなど、地域資源の維持を図る基礎的な保全活動を支
援する農地維持支払交付金、もう一つは、水路、農道、ため池の軽微な補修を行う資源向上
を図る共同活動や、老朽化が進む農地周りの農業用排水路等の施設の長寿命化のための活
動を支援します資源向上支払交付金となっております。

以上です。

○副議長（大和田和男君） 寺門議員。

○10番（寺門 厚君） 平成26年度から開始しておりますから、もう今年で9年目を迎えているということになります。交付金も令和5年度で3,500万円を超えているということで、これは取組地域が増えており、活動組織数も増えているということですので、いいことだというふうに思います。

交付金には、地域資源の維持、保全活動を支援する農地維持支払交付金と、資源向上を図る共同活動や施設の長寿命化活動を支援する資源向上支払交付金の2種類あるということが分かりました。

本市の交付金の農用地面積は1,307ヘクタール、令和4年度の実績ですけれども、本市の総耕地面積4,200ヘクタールからしますと、約3割がこの多面的機能支払交付金の活動でカバーされているというふうに推測できます。

茨城県の全体を見ますと、令和4年度では那珂市は23位でございました。上位には稲敷市とか石岡市がありまして、大変有効に活用を展開しているという状況があります。

では、地区ごとの現状と交付金の活用状況はどのようになっているのか伺います。

○副議長（大和田和男君） 産業部長。

○産業部長（浅野和好君） お答えいたします。

令和5年度の活用状況ですが、地区まちづくり委員会単位で組織数と地区の交付額合計を申し上げます。

神崎地区は3組織あり、うち農地維持のみが2組織、農地維持、資源向上を行っている組織が1組織、約630万円です。

額田地区は単独の活動組織はございませんが、一部神崎地区とエリアが重複しております。

菅谷地区は2組織あり、どちらも農地維持のみで約105万円です。

五台地区は3組織あり、いずれも農地維持のみで約260万円です。

戸多地区は4組織あり、うち農地維持のみが3組織、農地維持、資源向上を行っている組織が1組織、約703万円です。

芳野地区は5組織あり、うち農地維持のみが4組織、農地維持、資源向上を行っている組織が1組織、約1,160万円です。

木崎地区は2組織あり、うち農地維持のみが1組織、農地維持、資源向上を行っている組織が1組織、約404万円です。

瓜連地区は4組織あり、うち農地維持のみが3組織、農地維持、資源向上を行っている組織が1組織、約280万円です。

那珂市全体としまして合計23組織、うち農地維持のみが18組織、資源向上を併せて実施している組織は5組織となっております。

以上です。

○副議長（大和田和男君） 寺門議員。

○10番（寺門 厚君） 細かに答えていただきました。

那珂市全体で8地区、全域それぞれ活動組織があり、組織数は23組織あると。農地維持と資源向上併せて活動が5組織ということで、活動中ということでもあります。

先ほど触れましたように、対象農用地の30%しかまだ活用されていないので、今後さらなる活用を図るべく、活動組織の増加を図っていただきたいというふうに思います。

多面的機能支払交付金を活用するに当たって、長所、短所について伺います。

○副議長（大和田和男君） 産業部長。

○産業部長（浅野和好君） お答えします。

長所ですが、多面的機能支払交付金の活動組織は、農業者のみで構成した活動組織のほか、地域住民や団体などを含めて構成した活動組織も対象となることから、自治会の活動等と一緒に取り組めることに加えまして、これまでボランティアで作業を行っていた草刈り作業等に対し、日当、草刈り機の燃料代といった費用への支払いが可能となることから、地域の幅広い年齢層に活動へ加わっていただくことで、持続可能な農村環境の維持が期待できます。

また、資源向上支払交付金では、農業用施設の軽微な修繕や遊休農地の有効活用、花壇の設置、外来種の駆除といった農村保全に係る活動、鳥獣被害防止の対策、老朽化が進む農業用水利施設の長寿命化のための補修などの活動を行うことができることから、地域の創意工夫によりまして、地域が持つ多面的機能の増進が期待できるとともに、様々な活動を通し、地域コミュニティの強化も期待できます。

また、短所としましては、交付申請書や実績報告書、検査等に係る書類などを整えるのに手間がかかるという声を活動組織から聞いております。

以上です。

○副議長（大和田和男君） 寺門議員。

○10番（寺門 厚君） 長所は、農業者のみならず、地域自治会活動等と一緒に取り組み、草刈りなどは地域の幅広い年齢層に参加してもらうことで、持続可能な農村環境の維持ができることでもあります。参加した農業者以外の方も、地域コミュニティに参加できたこと、地域のお役立ちができたという経験は、より地域の絆を深めることにもつながり、大変いい仕組みだなというふうに思います。

短所については、事務局担当の方からも事務処理が大変工数がかかるということで聞いております。ちょうどよいタイミングで申請や計画、実績報告等、事務手続は工数がかかる事務処理の対策として、令和5年度から事務が簡素化されたというふうに聞いておりますが、どのように簡素化されたのでしょうか。

○副議長（大和田和男君） 産業部長。

○産業部長（浅野和好君） お答えします。

令和5年度からの簡素化については、資源向上支払交付金の活動項目を変更する場合に、これまでは申請が必要だったものが届出のみで済むようになったことで、計画変更後の活動

が柔軟に実施できるようになった点や、農林水産省のオンライン申請（eMAFF）による申請が一部市町村で試験的に開始されました。この改正では、本市の活動組織の事務の簡素化には直接結びつきませんが、今後オンライン申請が広まっていくことで、事務手続の簡素化につながるものと期待しております。

以上です。

○副議長（大和田和男君） 寺門議員。

○10番（寺門 厚君） 事務の簡素化、従来様式はそのまま使える、電子申請が可能になるといった改善は、一部市町村で試験的にスタートだということでもあります。残念ながら、本市の事務簡素化はもう少し先の話になるということですので、早期に事務簡素化ができることを期待したいと思います。それまで農政課さんには、市でできる事務簡素化や活動組織への指導やフォローをよろしくお願ひしたいと思います。

多面的機能支払交付金の活用について、市からの支援方法及び取組はどのようなものがありますか。伺います。

○副議長（大和田和男君） 産業部長。

○産業部長（浅野和好君） お答えいたします。

市の支援については、申請書や実績報告書などの作成に係る相談や、視察研修を実施する組織への研修先の紹介、国や県が実施する研修の案内、国や県の検査受検時の支援といったこれまでの支援を通しまして、各組織の活動が円滑に進むよう取り組んでおります。

以上です。

○副議長（大和田和男君） 寺門議員。

○10番（寺門 厚君） 各組織の活動が円滑に進むよう取り組んでいるということですので、これからも継続のほどよろしくお願ひしたいと思います。

現在、本市では、多面的機能支払交付金対象の活動組織は23組織が活動中でございます。地区の管理者は高齢化も予想されており、若い世代や農業者以外の方へのPR及び周知は今後どのようにしていくのか伺います。

○副議長（大和田和男君） 産業部長。

○産業部長（浅野和好君） お答えいたします。

若い世代への制度の周知につきましては、農業者に対しましては、担い手となる後継者の集まりなどで制度を案内する、活動組織を通して地域の方へご案内するといった方法で周知してまいります。

また、農業者以外の方については、広報紙やホームページなどで農業者以外の方へ周知してまいります。

以上です。

○副議長（大和田和男君） 寺門議員。

○10番（寺門 厚君） 地域の活動状況や先進事例等の情報提供も進めながら、農業者、農

業以外の方、若い方へPRが届きますよう、しっかりと周知のほどお願いしたいと思えます。

次は、今後についての多面的機能支払交付金の有効活用をどのように取り組んでいくのか伺います。

○副議長（大和田和男君） 産業部長。

○産業部長（浅野和好君） お答えいたします。

まずは、多面的機能支払交付金の活動を実施していない地域に対しまして、本交付金の活用することのメリットを説明し、活動エリアを増やすことが重要です。特に農業用水利施設の日常管理には有効な活動であることから、関係土地改良区と連携しまして、今後、基盤整備事業を予定している地域について積極的に取り組むよう働きかけてまいります。

また、現在活動を実施している組織に対しましても、資源向上支払交付金の活動を推奨するなど、交付金を有効活用していただき、農業・農村の有する多面的機能の維持・増進につながるよう取り組んでまいります。

先ほどの答弁のとおり、まずは組織の立ち上げや活動内容の充実を図り、活動を実施していただくことが必要となりますので、多面的機能支払交付金が持続可能な取組となりますよう、組織の立ち上げや既存組織の活動内容を話し合う機会などで、若い農業者や農家以外の方が活動に参加していただけますよう、制度を周知してまいります。

以上です。

○副議長（大和田和男君） 寺門議員。

○10番（寺門 厚君） 活動組織を増やし、活動エリアを増やすこと、関係土地改良区と連携し、農業基盤整備事業予定地域での取組を推進、現在活動中の組織へ資源向上支払交付金活動の取組を進め、対象農用地の全体をカバーしていくよう、農業用地の多面的機能の維持・増進を進めていただきたいというふうに思います。

では、多面的機能支払交付金を活用したインフラ整備の可能性について、どのように考えているのか伺います。

○副議長（大和田和男君） 産業部長。

○産業部長（浅野和好君） お答えいたします。

インフラ整備に関連する活動は、資源向上支払交付金により、農業用水利施設、農道の軽微な修繕、または長寿命化に係る工事が可能となっております。

長寿命化を実施している組織は、令和5年度では神崎地区の東海村多面的機能広域推進委員会と、芳野地区の飯田地区環境保全会の2組織となっており、両地区とも主に用水路の長寿命化に取り組んでおり、効果が表れております。

幹線となる用水路、排水路など、組織の活動では補修が難しい施設については、市や土地改良区が行うなど、組織と調整を行いながら実施しております。

以上です。

○副議長（大和田和男君） 寺門議員。

○10番（寺門 厚君） インフラ整備については、現在、神崎及び芳野地区の組織で、用水路の長寿命化に取り組み、効果が出ているということであります。

対応可能な組織においてはできる工事となりますけれども、あくまでも軽微な修繕、または長寿命化工事の範囲までということであります。それを超える工事内容については、答弁にありましたように、幹線用水路は土地改良区、幹線排水路の施設補修工事については市が行うなど、組織と調整をしながら実施していただきたいと思えます。

ややもすると工事ができるからといって、あれもこれも活動組織へ依頼することは、くれぶれも避けていただきたいなというふうに思います。

最近、つくってもらっている田んぼを返され、田植はするがほったらかしである。草ぼうぼうの水田が近隣耕作者へ迷惑をかけている。自家用米を作っているが、後継者がいない。担い手もこれ以上受けられない状況がある中、地域の農業・農地をどう守っていくかは喫緊の課題であります。解決策として、地域計画を策定して担い手への集積・集約化をしていくわけですが、これについても時間のかかることでもあります。まずは、今活動している多面的機能支払交付金活用事業の中でできることから考えていかねばなりません。

担い手が高齢化しており、遊休農地や耕作放棄地等の管理、有効活用の必要性や、次世代へ米作りの伝承をしていくことなども大変大事な活動ではないかと思えます。その点について市の考えを伺います。

○副議長（大和田和男君） 産業部長。

○産業部長（浅野和好君） お答えします。

多面的機能支払交付金の活動の一つに、耕作放棄地の解消があり、各地域において取り組んでいただいているところでございます。しかしながら議員のご指摘のとおり、地域によっては担い手の高齢化等により耕作地を返却され、自作では耕作できない、新たな担い手がないといった理由で今以上に遊休農地が増加することが課題となっております。

この活動では、維持管理活動や活動計画の作成の機会がありますので、地域の農業をどうしていくかといった話合いをしていただくこともできますし、それが必要になってくるものと考えております。

地域の農業・農地をどう守っていくかという課題については、今後それぞれの地域において話合いをしながら地域計画を策定し、担い手への集積・集約化などを図っていくこととしております。

今年度は、モデル地区としまして、木崎地区の白河内クリーンクラブが話合いを開始したところです。さらに、芳野地区の鴻巣文洞又三水系地区水田保存会では、既に農地の集積・集約化が進んでおり、さらに多面的機能支払交付金の活動にも取組を始めたところです。このような先駆的な活動を他の地域へ展開することも必要な取組だと考えております。

以上です。

○副議長（大和田和男君） 寺門議員。

○10番（寺門 厚君） 米作りの伝承につきましては、若い方の活動組織への参加を促し、おいしい米作り学級、仮称ですけれども、や、小学生対象に、田んぼで米作りと生き物観察の会、これも仮称ですが、これらを設け、まずは米作りを伝える相手確保することから始める必要があると思います。

また、木崎地区や芳野地区の先駆的な取組、活動を、他地域へ横展開をぜひ進めて、少しでも早いタイミングで米作り担い手の確保をし、実践へ向け活動して行ってほしいと思います。

地元の活動組織では、農地維持管理、資源向上、環境保全、さらに農村文化の伝承として、地域夏祭りなどでも開催をし、その中で縄もじり等も伝えております。農村地域のコミュニティ強化活動も交付金活用には大事な要素と考えます。

そこで、地域には作れる方が1人しかいない米俵、わらじ、むしろなど、稲わらを使った伝統工芸の伝承といった活動の進め方について伺います。

○副議長（大和田和男君） 産業部長。

○産業部長（浅野和好君） お答えします。

多面的機能支払交付金のうち資源向上支払交付金では、多面的機能の増進を図る活動として、遊休農地の有効活用や農村文化の伝承を通じた農村コミュニティの強化といった活動もメニューに入っております。飯田地区環境保全会でも、資源向上支払交付金に取り組んでいることから、これらの活動が実施可能となっております。

繰り返しにはなりますが、多面的機能支払交付金の活動を持続可能なものにするには、農家のみならず、地域住民が恩恵を受ける農業・農村の有する多面的機能について、非農家や地域の幅広い年齢層に活動に加わっていただくことが重要であり、そのためには地域のコミュニティの強化も大事な要素となります。

遊休農地の有効活用のための地域計画策定への取組とともに、議員ご提案の稲わらを使った伝統工芸の伝承について、先駆的な取組をしています飯田地区環境保全会で取り組んでいただくと、よりすばらしい活動になると思いますので、ぜひ組織へのご提案をいただきまして、実施につながればと考えております。

以上です。

○副議長（大和田和男君） 寺門議員。

○10番（寺門 厚君） 他地域でも同様の作り手がいたら教えていただき、共に伝承活動をしていきたいと思います。

多面的機能支払交付金活動は、農業の担い手確保に、農業用地の維持保全、資源の向上、地域コミュニティの伝統文化の継承と地域の活性化、そして、緑豊かな環境保全に、成果に直結した活動となっております。農業者も農業以外の方も、若い方も、一緒になってこの活動を推進していただけますよう切にお願いいたしまして、私の一般質問を終わります。

○副議長（大和田和男君） 以上で、通告3番、寺門 厚議員の質問を終わります。

暫時休憩いたします。再開を13時といたします。

休憩 午後 零時03分

再開 午後 1時00分

○副議長（大和田和男君） 再開いたします。

◇ 小池正夫君

○副議長（大和田和男君） 通告4番、小池正夫議員。

質問事項 1. 公共交通の今後の在り方について。2. ふるさと納税について。

小池正夫議員、登壇願います。

小池議員。

〔3番 小池正夫君 登壇〕

○3番（小池正夫君） 議席番号3番、小池正夫でございます。

通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

初めの質問は、公共交通の今後の在り方についてです。よろしくお願い申し上げます。

高齢化社会における移動手段の確保については、社会全体で高齢者の生活を支えるために大変な重要な課題です。茨城県の65歳以上の高齢者人口は、総人口の約3割近くにもなっており、65歳以上の世帯員がいる世帯のうち、単身世帯と夫婦のみ世帯を占める割合についても5割を超えております。このような世帯においては、自動車の運転が困難になってきてしまうと、気軽に出かけるなどの、知人との交流や生活を維持するための買物などについても、大変困難になってまいります。

交通事業者側についても、採算性や人手不足の問題もあり、バスなど公共交通については全国的に年々便数や路線も減少してきており、利便性も悪くなることから利用者がさらに減少するという悪循環にもなり、県や国もその重要性は認識しつつも、移動環境が十分整っているとは言えない状況になってきております。

さらに、高齢者の移動手段がなく、家に閉じ籠りがちになると、さらに身体機能や認知機能低下が進み、要介護や認知症のリスクも高くなると言われており、高齢者の不自由な状況を解消することが、現役世代の負担軽減になることや将来の不安を解消することにもなり、つながっていきます。

課題を解消として有力な手段として、今後、進歩しているデジタル技術を活用することは大変重要なことと考えております。

県内の先進事例としても、境町では2020年11月に自動運転バスの実用化を実施し、定常運転を開始しております。高萩市においても、時刻表にはとらわれず、AIを活用し、利用客の待つルートを変えながらバスを走らせる呼出型最適経路バスの実証実験も実施しております。ともにすばらしい成果を上げつつあると聞いております。

那珂市においては、ひまわりタクシーとしてデマンドタクシーを事業化しておりますが、事前予約が必要であり、近距離を利用する場合などの利便性についても考える必要性があるのではないのでしょうか。

さらに、ひまわりタクシーであると、料金的な負担も、距離を乗る場合には割安感がありますが、近距離の移動である場合には、1回の利用料金になることから割高感を感じるという話もございます。

それでは、これを踏まえて質問に入ります。

ひまわりタクシーの利用人数の推移はどのような状況にあるか、お伺いいたします。

また、現在のひまわりタクシーの年間の利用人数については、どのくらいの利用者がいるのかお伺いいたします。

○副議長（大和田和男君） 建設部長。

○建設部長（今瀬博之君） お答えいたします。

デマンド交通「ひまわりタクシー」の利用人数の推移について、延べ人数で申し上げますと、令和元年度が1万9,704人、1日平均67.2人、令和2年度が1万6,805人、1日平均57.4人、令和3年度が1万9,387人、1日平均66.2人、令和4年度が1万9,516人、1日平均66.6人となっております。

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響もありまして、利用者数の落ち込みが見られましたが、令和3年度以降は増加傾向にありまして、コロナ禍前の水準近くまで回復している状況でございます。

以上です。

○副議長（大和田和男君） 小池議員。

○3番（小池正夫君） 実際の利用者からの声はどのようなものがあるか、お伺いいたします。

○副議長（大和田和男君） 建設部長。

○建設部長（今瀬博之君） お答えいたします。

今年度実施しました公共交通に関するアンケート調査結果から申し上げますと、利用者からは、自宅前まで送迎してくれて助かることや、利用しやすい料金設定であるなどの声がございました。

一方で、予約が必要であること、また、待ち時間や目的地までの所要時間が長いときがあるといった声がございました。

ひまわりタクシーは、一般のタクシーよりも低額ではございますが、乗り合いで、乗降場所や時間等の制限があるという特性もありまして、利用者それぞれの利用目的やお住まいの

地域などによっても感じ方に差があることが考えられます。

以上です。

○副議長（大和田和男君） 小池議員。

○3番（小池正夫君） 特に、菅谷地区や瓜連地区については、買物なども何店舗か寄りたいなどの希望もあると思いますので、そのときはそれほど店舗間の移動距離が少ないこともあり、そのようなときなどの利便性についても考えていかないといけないのではないかと思います。

例えると、スーパーで買物をした後にドラッグストアに寄りたいなど、市民のニーズもあると思われます。その場合などは、その都度デマンドタクシーを呼ぶよりは、近距離での移動手段として巡回型バスを運行させるような形態のほうがいい場合もあると思っております。

それでは、次の質問に移ります。

市内循環型のワゴン車などを利用したひまわりバスの運用についても検討してみたいかがか、お伺いいたします。

○副議長（大和田和男君） 建設部長。

○建設部長（今瀬博之君） お答えいたします。

コミュニティバス「ひまわりバス」につきましては、利用者の減少や車両の老朽化によりまして、令和2年4月から運行を休止しております。

那珂市は居住エリアが広く、かつ分散していますことから、コミュニティバスでは市内全域を効果的にカバーできないことや、空きができてしまうという状況があったため、現在は小型化しまして、より広い地域をカバーできる乗り合いデマンド交通「ひまわりタクシー」で対応しているところでございます。

今後、高齢化の進行も踏まえまして、市内の状況やデマンド交通のデータ等を基にしまして、まとまったある程度のニーズが捉えられる状況になれば、需要に応じた車両サイズの町なか循環型交通システムなども検討していく必要があると考えております。

以上です。

○副議長（大和田和男君） 小池議員。

○3番（小池正夫君） そのようなことから、これからの移動手段においては、自動運転による人手不足やコスト低減などの課題解決とともに、自動運転型の経路バスのような運用など、人手不足や利便性向上をさらに上げていく必要が求められてくると思います。

それでは、質問に入ります。

国でも推進をしているスマートシティ関連事業、デジタル田園都市国家構想の一環として、国の地方創生推進交付金等を活用し、自動運転バスとタクシーも組み合わせた交通ネットワーク、未来型交通システムを市としても検討してはいかがでしょうか。市長の考えをお伺いいたします。

○副議長（大和田和男君） 市長。

○市長（先崎 光君） 質問いただきました市民の交通の利便性を考えてという観点からの質問と考えます。今、未来型交通システムのことを検討してはどうかという質問をいただきました。

お答えいたします。

近年における人口減少・少子高齢化社会において、市民の暮らしを支える移動手段をいかに維持・確保していくかは大変重要な課題であり、その解決手段の一つとして、デジタル技術を活用した公共交通の利用環境の整備が期待されているところでございます。

現在、国において、自動運転技術の実用化に向け、全国各地で様々な実証実験が進められているほか、議員紹介のように境町、そして高萩市など、県内の市町村においても、デジタル技術を活用し、地域公共交通の活性化や利便性の向上等を目指す先進的な取組が展開をされております。

市といたしましても、県内外の実証実験などを通じて得られた知見を関係者間でしっかりと共有しまして、市の実情に合った有用なデジタル技術を見定めて、市民や交通事業者等との一層の連携の下、交通弱者をはじめとした全ての人が利用しやすい環境の充実に寄与する、デジタル技術を活用した未来型の交通システムを目指した取組を進めてまいりたい、そのように考えております。

○副議長（大和田和男君） 小池議員。

○3番（小池正夫君） 那珂市においても、高齢者の移動手段の確保に対する今後のビジョンを、市民に対して提案や実現を図ることにより、高齢者が住みやすい那珂市として、さらに公共交通の在り方についても今以上に考えていく必要があると思います。

そのようなことを踏まえて、執行部におきましても、市民への公共交通の利便性をさらに上げていただくことをお願いして、この項の質問を終わりにいたします。

続きまして、企業版ふるさと納税についての質問です。

今、国が進めているまち・ひと・しごと創生総合戦略は、それぞれ地方が、自分たちのアイデアによって未来を切り開くことが求められています。

国では、情報・人材・財政の3つの側面からの支援を行っており、2018年の制度改正で創設された企業版ふるさと納税、地方創生応援税制の仕組みについては、多くの方が思い描くふるさと納税とは異なる制度となっており、それぞれの制度についての違いなどを少しお話いたします。

初めに、通常のふるさと納税になりますが、それぞれの住んでいる自治体から、税によって医療や教育など、様々な住民サービスを受けていますが、就職などによって生活する市町村も変わり、現在は移住した自治体で納税をされていますが、故郷を離れて暮らす方々の中には、自分を育ててくれたふるさとに対して恩返しをしたい、また、住んでいる場所とは別のところではありますが、その自治体に対して応援したいという思いを持つ方に対して、居住地外の自治体に寄附をできる制度がふるさと納税になります。

この寄附を行うことで、寄附金のうち2,000円を超える部分については、所得税と住民税から控除が受けられ、さらに地域の名産品など、返礼品がもらえるというメリットもあります。

さらに、地方を活性化させるという狙いもあり、このような制度の趣旨とは裏腹に、返礼品を紹介する仲介業者が出てきたことによって、豪華な返礼品を用意した自治体が多額の寄附を集める傾向も強まり、自治体にとっては、自治体間の寄附金獲得競争、納税者にとっては、節税と返礼品獲得のための、税金を使ったまさにネットショッピングのような状況にもなっているところでもございます。

その結果、行き過ぎた競争に歯止めをかけるために、2023年10月からはさらにふるさと納税の税制改正がされ、募集に要する費用については、ワンストップ特例事務や寄附金受領証の発行などの付随費用も含めて寄附額の5割以下とし、加工品のうち熟成肉と精米についても、原材料が当該地方公共団体と同一都道府県内産であるものに限ること、地場産品とそれ以外のものをセットにする場合、附帯するものかつ地場産品の価値が、当該提供するものの価値全体の7割以上であることなどを条件として返礼品として認めるなど、改正がありました。

さらに、このふるさと納税を税収面から見ると、ほかの自治体へ寄附された方に対し、居住地の自治体は所得税と住民税の控除をしなければなりません。ただし、その控除した75%については、翌年度、地方交付税に算入され、国から補填がされます。

では、初めに、那珂市のこれまでのふるさと納税の実績などについて質問をいたします。

那珂市への寄附額と件数の推移についてお伺いいたします。

○副議長（大和田和男君） 企画部長。

○企画部長（渡邊莊一君） お答えいたします。

まず、ふるさと納税ですけれども、先ほど議員がおっしゃいましたことの繰り返しになりますが、生まれ育ったふるさとや応援したいと思う自治体など、出身地に限らず、どなたでも好きな自治体に寄附ができる制度でございます。教育・文化の振興、自然環境保全、福祉施策の充実など、税金の使い道を指定することができます。

また、ふるさと納税で寄附をしますと、その自治体の特産品・名産品・特典などを返礼品として選ぶことができ、ふるさと納税で行った寄附は、2,000円を超える部分について、一定の限度額まで原則として所得税、住民税から全額が控除されます。

そして、那珂市への寄附額と件数の推移についてでございますけれども、令和元年度は1,016件、金額にして2,883万9,000円、令和2年度は1,734件、4,415万4,000円、令和3年度は2,965件、6,088万7,000円、令和4年度は2,628件、5,511万8,000円というふうになっております。

このふるさと納税の制度につきましては、議員がおっしゃるとおり、今年の10月から総務省におきまして、ふるさと納税の返礼品の適正な運用を図るため厳格化する改正が行われま

した。この改正は、ふるさと納税本来の趣旨を理解し、遵守している自治体が不利とならないようにするため、返礼品の産地や経費区分などを適正化するものでございます。

本市におきましては、制度を遵守していくとともに、ふるさと納税制度のさらなる活用を図るため、引き続き返礼品の充実に取り組んでいるところでございます。

以上でございます。

○副議長（大和田和男君） 小池議員。

○3番（小池正夫君） それでは、那珂市住民の方が他の自治体へ寄附された額と件数の推移についてお伺いいたします。

○副議長（大和田和男君） 企画部長。

○企画部長（渡邊荘一君） お答えいたします。

那珂市民が、ほかの自治体へ寄附した内容につきましては、令和元年度の課税分で786人、寄附額で6,441万6,000円、令和2年度課税で827人、寄附額が8,405万円、令和3年度課税で1,208人、寄附額が8,622万円、令和4年度課税で1,773人、寄附額が1億2,850万9,000円、令和5年度課税分で2,253人、寄附額が1億4,525万3,000円となっております。

いずれの年度も、那珂市への納税額より市外への寄附額のほうが上回っているという状況でございます。

○副議長（大和田和男君） 小池議員。

○3番（小池正夫君） 他の自治体へ寄附された方が、那珂市で受けた住民税控除の額の推移をお伺いいたします。

○副議長（大和田和男君） 企画部長。

○企画部長（渡邊荘一君） お答えいたします。

ほかの自治体に寄附をされまして、本市の個人市民税から控除した額でございますが、令和元年度課税で2,859万1,000円、令和2年度課税で3,051万9,000円、令和3年度課税で4,124万円、令和4年度課税で6,072万3,000円、令和5年度課税で7,230万3,000円というふうになっております。

以上です。

○副議長（大和田和男君） 小池議員。

○3番（小池正夫君） 分かりました。

続きまして、企業版ふるさと納税についてですが、企業版につきましては、平成28年度の税制改正により導入されまして、寄附を行った場合には、法人関係税から最大で9割を税額軽減する仕組みになっております。

現在、この制度は令和6年度までの延長が決まっており、この制度の最大特徴としては、企業の税額控除割合が、法人住民税については、法人税割額の20%を上限とし、寄附額の4割を税額控除される点です。さらに法人事業税についても、その税額の20%を上限として、寄附額の2割を税額控除できますので、企業にとっても節税効果が非常に高い制度となっております。

おります。

また、この企業版ふるさと納税を利用できる企業規模については、特に制限はありません。

唯一、寄附額の下限が10万円と定められているのみであることから、大企業から中小零細企業まで幅広く活用できるようになっております。

企業版ふるさと納税は、市町村にとっては、民間企業に地方創生の取組などで寄附を募ることができることから、企業にとっても税額控除と企業のイメージの向上が図れる点からも、非常に魅力的な制度となっています。

ただし、この制度を利用するためには、企業の本社が位置する自治体への寄附は認められていません。那珂市内に本社がある企業は利用できないという制限があります。

以上のことから企業版ふるさと納税は、民間企業にとって非常にメリットの大きな制度ではありますがけれども、個人版のふるさと納税制度に隠れて、あまり周知には至っておりません。

以上のことを踏まえて、何点か質問をさせていただきます。

那珂市の企業版ふるさと納税に関する寄附の現状についてお伺いいたします。

○副議長（大和田和男君） 企画部長。

○企画部長（渡邊莊一君） お答えいたします。

企業版ふるさと納税につきましては、地方公共団体が民間資金を活用しまして、地方版総合戦略に基づく事業を積極的に実施し、地方創生の取組をさらに加速させていくため、地方公共団体が実施する地方創生事業に対する企業の寄附を促す制度として平成28年度に創設された制度でございます。

市では、令和2年7月3日に、地方創生応援税制に係る地域再生計画の認定を受けまして、寄附を募っております。

令和3年度の実績でございますが、2件で510万円、令和4年度の実績では20件で1,430万円、令和5年度は、今月末11月末現在でございますが、15件で現在300万円というふうになっております。

なお、寄附を受ける那珂市のプロジェクトといたしましては、1つ目として、農業の収益力向上、担い手の育成を支援し、農業のビジネス化を積極的に推進する「農業で稼ぐ」いい那珂プロジェクト。

2つ目ですが、創業支援・企業支援の強化や地元就業の促進など、魅力ある雇用を創出する「ここで働きたい」いい那珂プロジェクト。

3つ目といたしまして、地域おこし協力隊の受入れやサテライトオフィスの誘致を推進しまして、交流人口・関係人口の創出に取り組む「来て見て感じて」いい那珂プロジェクト。

4つ目といたしまして、結婚の促進、安心できる妊娠・出産・子育て環境の提供のほか、ICT教育の充実や仕事と家庭の両立を支援する、みんなの笑顔を育てようプロジェクト。

5つ目としまして、にぎわいづくりや住みやすいまちづくりの推進によりまして、地域の

活性化を図る「住まい☆すまいる」いい那珂プロジェクトの5つのプロジェクトに対しまして寄附を募っているところでございます。

○副議長（大和田和男君） 小池議員。

○3番（小池正夫君） 企業版ふるさと納税の利用促進をしてもらう施策については、どのようなことを実施しているのかお伺いいたします。

○副議長（大和田和男君） 企画部長。

○企画部長（渡邊荘一君） お答えいたします。

市の事業に対しまして民間企業が賛同して応援していただけることは、財源確保という面からも有益であるというふうに認識をしております。市の課題に対する特定のプロジェクトを加速させるために有効な財源であるとも考えております。

企業版ふるさと納税を推進するに当たりまして、この制度に精通し、企業情報を多く持ち、実績がある専門業者に委託をいたしまして、寄附の推進を図っているところでございます。事業者独自のネットワークやノウハウ、実績を生かしまして、寄附を行っていただける可能性のある企業へ、寄附の働きかけやポータルサイトの運営、市の総合戦略に基づいた対象プロジェクトの企画提案、寄附による市への貢献を公表するベネフィットの提案など、様々な助言をいただきながら進めております。

先ほど答弁したとおり、専門事業者を導入した令和4年度の実績では、前年度の約3倍の1,430万円の寄附を頂くことができました。

また、企業の経営者が本市出身や、プロジェクトと関係の深い企業、あるいは市と縁のある企業に対しまして市から直接案内を送付するなど、働きかけも行っているところでございます。

さらに、議員のご発言にもあるとおり、法人関係税において大きな軽減効果を得られること、地域に寄附を行うことで社会貢献に取り組む企業としてPRできることなど、企業側のメリットを発信することで多くの寄附を獲得できるよう努めてまいりたいと思っております。以上です。

○副議長（大和田和男君） 小池議員。

○3番（小池正夫君） 企業版ふるさと納税の推進について、今後の取組方針についてお伺いいたします。

○副議長（大和田和男君） 企画部長。

○企画部長（渡邊荘一君） お答えいたします。

まずは、寄附をたくさん集めることが第一、前提だと考えております。そのためには、企業版ふるさと納税のポータルサイトなどを活用するなど、PRが大切だというふうに考えております。

PRにつきましても、単なる募集案内だけではなく、企業側が社会貢献をしているというような共感や実感を持てるような那珂市のプロジェクトメニューを提示して募集することも

大切なことです。

その中で、企業側が意図するプロジェクトに寄附をすることで、企業が社会貢献をしている、みんなに喜ばれる、賞賛されるというようなアイデンティティーを持ってもらえることも必要だと考えております。

今後も、寄附をされます企業側の意欲を高めるようなプロジェクトの設定や、様々な機会に那珂市のアピールを積極的に実施することなど、企業版ふるさと納税の確保にも努めてまいりますというふうに考えております。

以上です。

○副議長（大和田和男君） 小池議員。

○3番（小池正夫君） ふるさと納税は、災害時には強力な寄附金集めのツールとなることが、近年多発する自然災害地でも証明されております。ますますのふるさと納税による税収確保の必要性が出てくるかと思っておりますので、工夫を行うなどしていただきまして、さらにふるさと納税額全体を増やす努力を切にお願いいたします。

これで私の質問を終わりにいたします。

○副議長（大和田和男君） 以上で、通告4番、小池正夫議員の質問を終わります。

暫時休憩いたします。再開を13時40分といたします。

休憩 午後 1時31分

再開 午後 1時40分

○副議長（大和田和男君） 再開いたします。

◇ 遠 藤 実 君

○副議長（大和田和男君） 通告5番、遠藤 実議員。

質問事項 1. 気候変動対策の推進について。2. 地域経済の活性化について。3. 教職員の労働環境の改善について。

遠藤 実議員、登壇願います。

〔17番 遠藤 実君 登壇〕

○17番（遠藤 実君） 皆さん、こんにちは。議席番号17番の遠藤 実です。

通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

まず、気候変動対策の推進について伺います。

近年、特にパリ協定締結以来、世界が気候変動に対する危機感を共有し、各国における対

策の推進を加速化させております。

日本においては、2020年に菅首相がカーボンニュートラル宣言を行い、2050年までに温室効果ガス排出量を実質ゼロにするために、官民協働による取組が強化されております。

那珂市でも、同年7月にゼロカーボンシティ宣言を行い、昨年度策定された第3次環境基本計画においても、脱炭素社会づくりをさらに推進させるため、各施策を展開するということを明記しております。

近年の自然災害の頻発化、大型化や特に今年の夏の異常な暑さを体験した私たちにとって、もはや地球温暖化防止対策そして気候変動対策は、生きていくために必要不可欠な重要な課題であり、なおかつ、私たちの子供や孫といった次世代のためにも大切な喫緊の課題であります。

ではまず、那珂市において、気候変動へどのような対策を行っていますか。

○副議長（大和田和男君） 市民生活部長。

○市民生活部長（平野敦史君） お答えいたします。

昨年度、本市は第3次環境基本計画を策定いたしました。この計画では「脱炭素社会づくりの推進」を目標の一つに掲げ、市民、事業所、市民活動団体などと協働して、各種施策への取組を進めることといたしました。

今年度は、地球温暖化対策実行計画（事務事業編）の策定を進めており、この内容としまして、一事業者である那珂市として、温室効果ガス排出抑制への取組を示すものとなっております。

来年度は、同じ計画の市全域を対象範囲とする（区域施策編）の策定を予定しております。計画には、市民、事業者、なか市民環境会議をはじめとする市民活動団体などとともに、温室効果ガスの排出抑制への取組を示してまいります。

以上です。

○副議長（大和田和男君） 遠藤議員。

○17番（遠藤 実君） 今、市としての取組の体系をご答弁いただいたというふうに思っております。

では、現在、市が具体的に進めている気候変動対策にはどのような事業がありますか。

○副議長（大和田和男君） 市民生活部長。

○市民生活部長（平野敦史君） お答えいたします。

現在行っている具体的な施策については、市民活動団体が行う環境フェスティバルなどのイベントを支援するなど、市民への啓発を共に進めております。

また、なか環境市民会議が独自に策定した環境保全の取組である「アジェンダ21」については、市民、事業者がそれぞれの立場で取り組むことにより気候変動防止につながることから、市ではなか環境市民会議と協働し、これを広く周知してまいります。

事業者に対しては、リサイクルやリユースを進める循環型社会の構築に向け、環境に優し

いライフスタイルの確立に取り組むとして、小売店3店舗をエコショップに認定し、応援しております。

市役所においては、公共施設の照明の消費電力を抑えるLED化や、物品の調達時には環境負荷のできるだけ低いものから優先して調達するグリーン購入の推進、電気自動車の導入など、市民や事業者のモデルとなるような施策に取り組んでおります。

以上です。

○副議長（大和田和男君） 遠藤議員。

○17番（遠藤 実君） そうですね、今ご答弁をいただきました環境フェスティバルは、私もメンバーであるP e a c h O t h e r 茨城が、なか環境市民会議と共催して、今年2回目ということで開催をしたものであります。

これは那珂市中央公民館を全館貸切りをしていただいて、2日間に分けて市民活動団体、事業者、市民活動家の皆さんの出展をいただきまして、取組の展示や発表をしていただきました。映画の上映や講演会を実施し、両日とも実に多くの方々にご来場いただきまして、環境に関する意識啓発を図れたものと考えております。

そういった意味では、多くの市民と共に気候変動対策を進めるということが重要であります。市民に日常生活の中で環境によい行動の具体策を示すことによって、市民一体で取り組んでいこうという意識をぜひ醸成していただきたい。そのために、市民活動団体であるなか環境市民会議が、なかアジェンダ21というすばらしい行動指針を策定しています。

今回も議長に許可をいただきまして、皆様に配付をさせていただきました。こちらでございますね、なかアジェンダ21。議場の皆様にはタブレットのほうに入っているかと思っておりますので、ご参照いただければというふうに思っております。

大変すばらしい内容でございまして、那珂市の環境を守る市民、事業者の行動計画ということであります。これもちょっと抜粋でありますけれども、これを見ますと、かなり事細かく、市民が日常生活を送る上で実際に行える、そういった内容が77項目に分けて書いてございます。

例えば、このお手元資料もある方、見ていただきますと、2ページ目を見ますと、ゴミを減らすという意味合いでは、例えばこの項目の4番なんかを見ますと、買った食品は使い切り、食べ残しせず、生ゴミは水を切ってから排出しますであるとか、9番目の項目には、買い物には必ず「マイバッグ」を持参します。また、次のページ、23項目めには、冷蔵庫の開閉の回数や時間を減らします。食品を詰め込み過ぎないようにします。また冷蔵庫を壁から離しますであるとか、31番目の項目には、お風呂はできるだけ家族が続けて入浴しますとか、大変分かりやすい。次のページ、46番目の項目なんかですと、多様な生物が生息する本来の生態系を取り戻すため、化学肥料や農薬の使用を抑える「環境保全型農業」に取り組みますとか、かなり今の最先端のほう行っているかなという感じもいたしますし、最後のページなんか見ますと、72番目の項目とかでは、3R、CO₂削減、生物多様性保全の推進などの環

境に関連したイベントの開催を市民・市民団体・事業者が中心となって企画し、市との協働により取り組みますと。まさしく環境フェスティバルのような、一体となった取組をするんだと。こういった、やっぱりみんながやる、一緒にやる、こういうことがやっぱり大事なんだろうというふうに思います。

これは、なか環境市民会議さんは今年で丸10年ということでございます。これは2017年版ということで、折に触れ改定をしている。その時代、時代に応じてそういうことをやっている、素晴らしい取組だろうと。これがなかアジェンダ21ということでございますので、これを機会に、皆さんにぜひ知っていただきたいというふうに思うわけです。

こういったものがありますから、ぜひ活用して、これを市民に広げるということによって、環境によい草の根運動というのをぜひ市民の間に広げていただきたい、そういうことなんです。

ただ、これを行政として推進していただきたいわけですが、こういう話をすると、よく行政の皆さんは、ホームページに出しています、市報に出していますというふうにおっしゃいます。それも当然大事です。大事ではありますが、私はそれだけで市民に浸透できるとはやっぱり思わないんですよね。

そこらのところで、場合によっては市として、例えば出前講座でいろんなところに出かけて行っていただく。学校、小中学校になんかも出ていただく、そういったことも有効だと思いますし、例えばいろんな各種団体の集まりにも出て行っていただく。私なんかが見た例でいうと、例えば那珂市の商工会の総代会なんか出ますと、その会議の前にちょっとお時間ちょうだいしますなんていうことで、那珂市の社会福祉協議会さんが、障害者差別解消法の今度こういう法律が施行になりましたみたいなそういったことを、言ってみれば、いろんな機会を捉まえてPRをされている、そういうやり方もあるわけです。

そういった意味で、先ほど部長の答弁で、このアジェンダ21、広めたいという話であります。ぜひいろんなやり方を考えていただいて、今後もさらに広めていただきたいなというふうに思うわけでございます。

また、この対策を進めるに当たって、今度、事業者とも手を組んで、三位一体となって進めるということが大事です。現在、今のご答弁では、環境に優しいお店を認めるというエコショップ認定制度というのをやっているということですが、これはまだ市内3店舗ですからね、3店舗。まだまだ進んでいないのではないかなと思うわけでありまして。

これは、市民ではできない、この事業者だからこそできる取組、例えば簡易包装の推進であるとか、レジ袋削減のためのエコバック持参の促進であるとか、空き缶、空き瓶などの店舗回収、そういったものを行っている事業者を認定していくということなんですね。

やっぱり認定していただいた後は、それだけではなくて、それこそまずはホームページ、市報、SNSですね。今、市もSNSで十分発信を頑張ってくだっているのです。こういったところがエコショップ認定されているお店ですよ、どんどんまず発信をしてください、発信

をする。

そして、あとはそのお店のステッカー、看板、しっかりところがそういう環境に優しいお店なんだなということ、やっぱり目で見て分かっていただくようにする。あとは、場合によっては、いろんな何かこの支援制度があると思いますが、そういう支援制度においても、こういうエコショップは優先的に支援する。それぐらいのやっぱりメリット策をぜひ打ち出していただきたい、こういうふうにするわけでありませぬ。

このエコショップ認定制度というのは、県がやっている事業でもありますが、こういう、これをもっと促進させるための策というのは、やっぱりこれは県よりも小回りが利く、現場の行政である市だからこそいろんなやり方が取れるんだと思うんですね。ぜひそのエコショップ認定制度を進めるということであれば、ぜひそういったことも考えていただきたいというふうにするわけですね。

この環境問題について言うと、今いろんな市町村がいろんな取組を進めています。もう調べれば調べるほど、枚挙にいとまがありません。

例えば、県内の牛久市なんかを見ますと、住宅や事業者向けの太陽光発電もしくは家庭用燃料電池システム導入のための補助金制度ですね。補助金制度をやっぱりつくっておりますし、またバイオマス産業都市構想というのを打ち出しまして、廃食用油のバイオディーゼル燃料化、もしくは木質ペレットによるストーブの推奨、また次世代自動車充電器の設置など、いろんなものに取り組んでいます。同じ単独市町村の牛久市だけで、こんなことをやっているんですね。

場合によっては、市役所においてはいろんな太陽光発電、どんと北茨城市なんかはもうどんとやっていますし、あとはその公共施設の屋根にやっぱりパネルを張って、例えば学校の屋根であるとか、いろんな公民館、コミュニティセンター、そういったところも利用しながら、実際そういった太陽光でその施設の電力は賄う、そういったところもやれるところはほとんどやっているわけですね。

ですから、那珂市でもぜひ、先ほどのように取り組んでいくという姿勢を示していただくのは当然ですが、さらに言うともっと具体的な、具体的な事業をどんどん打ち出していただきたい。こういうふうにするわけでありませぬので、ぜひご検討いただきたいというふうになります。

私たちはこの以前から地球温暖化、地球温暖化という言葉はずっと耳には聞いても、どこか他人事で、どうせ自分一人がやっても変わらないのではないかと、そんな思いが大なり小なり皆さんあったのではないかなというふうにするんですね。その結果、そういったものが世界各国、日本全国、もういろんなところで、ずっとどこか他人事のような消費行動、日常生活を送ることによって、今、地球はとんでもないような状況になってしまっていますね。いわゆる地球、もう沸騰化だというわけでありませぬ。

産業革命から現在まで、地球の平均気温が約1度上がってこの状態なんですね。さらに言う

と、産業革命から1.5度から2度まで上がると、いわゆるこの点を超えたらば、もう止められない。ティッピングポイントを超えてしまうと、どんどんいろんなものが加速するわけです。北極の氷が解け、海面の上昇が起き、また永久凍土の中から昔の太古に封じ込められていた二酸化炭素の何十倍もの危険な温室効果ガスが大気中にどんどん放出されていく。本当に止められない。そういう状況がもう目の前に来ているという、多くの専門家が警鐘を鳴らしている状態なんです。

私たちのこの日常生活においても、今年の夏の暑さ、大変な厳しいものでありました。これは我々人体においてもですが、言ってみれば、まさしく農作物にも多大な影響が出ていますね。まさしくサンマも日本近海になかなか揚がってこなくなっている。いわゆる生態系そのものが変わってきている。これを我々はこの夏、特に実感をしたのではないのかなというふうに思っています。

何とかみんなで一緒に取り組みましょう。そういう時期にもうもう待たなしで来ているのではないかと思うんです。でも、我々1人だけでは遠くには行けませんが、みんなと一緒にならば行けるのではないか。1人で100歩は無理でも、100人で1歩は進めることができるのではないか。それでも同じ100歩なんですよ。1人の100歩よりも100人の1歩だ、そういう思いでみんなでやっていきたいと思うわけですが。

そういった意味で、ぜひ行政から、今もうこれだけ大変な状況なんですよ、一緒にやりましょうというふうな意味合いで、ぜひ気候非常事態宣言を出していただいて、市民、事業者と手を携えて進む心意気というのを示していただきたいというふうに思うわけであります。これは行政が発するから効果があるんですね。市民1人だけが言うのとは訳が違うということであります。幅広く多くの方々に影響を及ぼすことができる行政として、ぜひ那珂市が気候非常事態宣言を出していただきたい。そして、みんなで取り組む姿勢を示していただきたいと考えますけれども、どうでしょうか。

○副議長（大和田和男君） 市民生活部長。

○市民生活部長（平野敦史君） お答えいたします。

先ほど議員もおっしゃったとおり、今年の夏は例年になく酷暑であり、市民1人1人が気候変動の脅威を自分事として感じたことと思います。

先ほども答弁したとおり、本市は来年度、地球温暖化対策実行計画の（区域施策編）を策定する予定です。その中では、市民、事業者、市それぞれの立場において果たす役割などを明らかにし、2050年のゼロカーボンに向けて取り組む施策を具体化して示してまいります。

この計画には、地球温暖化に対する危機感を示し、社会的な関心と意識を高める目的も併せ持っております。議員ご提案の気候非常事態宣言の発出はせずに、この計画を策定、周知することで、まずは市全域への意識啓発を行ってまいります。

以上です。

○副議長（大和田和男君） 遠藤議員。

○17番（遠藤 実君） もちろん、今の答弁のとおり、計画は策定をして、周知をしていただきたい。そして、具体的な施策は進めていただきたいと思うわけですが、そうするためにも、本当に大変なことになっていますから、みんなでやりましょうと。みんなでやりましょうと、こういうことを言い切ることによって、事業も加速化されると思います。

今の答弁では、その計画をすることでもってその関心を高めて、意識も高める目的も併せ持つという話でありますけれども、実際、行政は各部各所によっていろんな計画をつくっていらっしゃるじゃないですか、いろんな計画。計画を立てるだけで市民の意識が高まるというのであれば、その計画、みんなそれぞれ本当に皆さん知っていますかね、本当に分かって日常生活を送っていますかねということなんですよ。

やっぱりもう行政はそれだけたくさんの計画を策定していただいているから、今回ももしかしたらそういった中に埋没しかねない。やっぱり計画を策定するだけではなくて、宣言を発出するっていうのは、やっぱりインパクトがある、意味がある。そういうふう思うわけでありますけれども、重ねてぜひ宣言をしていただいで、みんなで一緒にやろう、こういったことをぜひ宣言して取り組んでいただきたいと思いますが、再度、答弁を伺います。

○副議長（大和田和男君） 市民生活部長。

○市民生活部長（平野敦史君） 繰り返しになりますけれども、議員のお考えのほうも大変よく共感するところではございます。この計画の策定、まだ具体的に見せているところはございませんけれども、ぜひこの危機的な状況というのを市民の方の意識、継続していただいで、計画のほうと一緒に取り組んでいただけるような環境づくりに努めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○副議長（大和田和男君） 遠藤議員。

○17番（遠藤 実君） なかなか宣言はしないということではありますが、ぜひ先ほどの今のお言葉、一緒に取り組む、そういった意思を事業化していただきたいなというふうに思うわけです。

最後に一つちょっとご提案しますけれども、やっぱり皆さんで気候変動に対して取り組むこの意識づけ、意識を高めていただく取組として、やっぱりどうしても、今どれぐらい二酸化炭素が出されているんだ、我々の目標はどうなんだというのは、目に見えて分からない。分からないから、何となく取り組みづらいというところがあるのではないかと思います。

ですから、例えば今回の環境基本計画にも記載がありますけれども、令和元年において、那珂市で二酸化炭素の排出量というのは36万トン、CO₂なんですね。これは今どれぐらいなんだ、目標はこれからどうやっていくんだというものを、ぜひそういう数字をどこか市役所の下にでも電光表示でもしていただいで、今はこうなんだ、将来こうしたいんだという目で見て分かるような表示というのを工夫していただいで。

それをわざわざホームページを見ても見えないのではなくて、やっぱり我々ふだん

生活しながら目で見えて意識づけられるような、そういったことをぜひ工夫していただくといいのかな。そういったものを、市役所もしくはいろいろなふれセン、そういったところに行けば、こういう表示があってやっぱり意識をしてもらおう、そういう工夫も併せてお願いをし、この項目を終了させていただきます。

続きまして、地域経済の活性化について質問をいたします。

瓜連地区では、かねてから念願であった国道118号線が4車線化され、県北への交通の流れがスムーズになりました。休日は那珂インターを降りてから大子、奥久慈に向かう車両が瓜連地区で渋滞し、長年の課題とされていたため、これは大変によかったと思います。しかし、今、渋滞はなくなりましたが、ここは道路がよいだけに、車両もスピードを上げて通り過ぎるだけの地区になってしまいました。

瓜連地区におけるさらなる活性化を図るため、この沿線に多くの人が集まる商業施設を誘致してはどうかという声が多いため、改めて質問をさせていただきます。これも今まで同僚議員の方が質問されていらっしゃった、瓜連地区の方も多く取り組んでいらっしゃったというふうにお聞きをしておりますけれども、改めて現状の把握と今後の展開を検証させていただきたいと思います。

まず、市として、瓜連地区で4車線化された沿線、どう感じておられますか。

○副議長（大和田和男君） 企画部長。

○企画部長（渡邊荘一君） お答えいたします。

国道118号の瓜連地区の4車線化につきましては、県央地区から県北地区への骨格を形成する幹線道路であります。機会あるごとに、その早期実現を国や県に要望してきたところでございます。

昨年11月に一部区間が完成したことについては、大変喜ばしいことであります。さらに、中里地区から飯田地区までの延伸計画が現在進行中でございます。早期実現に向けまして、継続して要望活動等を実施しているところでございます。

この瓜連地区の道路につきましては、行楽シーズンになりますと、確かに観光客の増加によりまして例年渋滞が発生しております。日常的に利用する地元の方などにも大変ご不便をおかけしておりました。4車線化後についてはスムーズな通行もできるようになっており、地域の利便性向上と広域的な地域間交通にも寄与しているものというふうに考えております。

以上です。

○副議長（大和田和男君） 遠藤議員。

○17番（遠藤 実君） では、先ほど申し上げたとおり、この地域を活性化させるべきと考えますが、現状どのような動きになっておりますか。

○副議長（大和田和男君） 企画部長。

○企画部長（渡邊荘一君） お答えいたします。

4車線化になりますと、通過する交通インフラとしての利便性は向上しますが、一方で、

先ほど議員がおっしゃったように、通過するのみであるというような議論もあることも承知しております。

この地域の市の考え方としましては、今年3月に策定いたしました第2次那珂市総合計画後期基本計画におきましても、国道118号の4車線化について地域の活性化の契機と捉え、土地利用の在り方を検討しますといたしまして、土地利用につきましても、民間活力を踏まえた市の活力維持に寄与する土地利用を検討するというふうにしております。

また、地域との関わりという点では、人口減少による市北西部地域の存続の大きな危機感から、令和2年9月に瓜連地区まちづくり委員会から、国道118号線4車線化を生かした土地地区画整理事業方式によるショッピングモール造成推進の要望というのが提出されております。その翌年の令和3年3月には、市長を交えた懇談会を実施しており、開発の実現に向けて、現在も地元瓜連地区の方々と継続して意見交換などを行っているところでございます。

以上です。

○副議長（大和田和男君） 遠藤議員。

○17番（遠藤 実君） 分かりました。今ご答弁あったように、地元からの要望が高まっているということは、私もお伺いをしております。消費者から喜ばれるようなショッピングモールがこの地域に進出していただくということは、大変素晴らしいことだというふうに考えます。

そのためには、市として魅力的な誘致策を取っていかなければなりません、そのために市が果たすべき役割は何かお伺いをいたします。

○副議長（大和田和男君） 企画部長。

○企画部長（渡邊荘一君） お答えいたします。

まず、開発を進めていくためには、やはり民間の活力、民間資力の進出が鍵になってくるものと考えております。民間企業の開発に係る諸手続につきまして相談を受けながら、スムーズに進捗できるよう支援するとともに、行政が関わる様々な分野において事業内容に応じた支援ができるものというふうに考えております。

以上です。

○副議長（大和田和男君） 遠藤議員。

○17番（遠藤 実君） 今の答弁のとおり、まさしく民間活力が進出しやすいような、スムーズに進捗できる支援、支援が必要であります。

また、進出するこの場所にもよりますけれども、周辺道路とのアクセスの仕方、下水排水の設置の仕方、地元商業者さんとの調整など、いろんな課題が出てくるのではないかなというふうに思われます。

今後進出してくる民間と緊密に連携しながら、市としてできる環境整備に尽力しなければならないと考えますが、市が先ほどの答弁のような一定の役割を果たす、そのために克服し

なければならない課題は何かお伺いをいたします。

○副議長（大和田和男君） 企画部長。

○企画部長（渡邊荘一君） お答えいたします。

やはり課題といたしましては、開発を実現するための課題として、地域のにぎわいや日常生活の利便性を向上させるためには、やはりその民間事業者の進出に尽きるというふうと考えております。民間事業者が進出する上で商圈の考え方、または開発に関する費用を含む事業採算性、持続可能な経営ができるかなど、事業者のほうで検討する項目はたくさんあると考えております。

その中でも、進出すると判断し事業化していく場合には、先ほど答弁いたしました、行政が関わる様々な分野において相談を受けながら、事業内容に応じて支援をしてまいりたいというふうと考えております。

以上です。

○副議長（大和田和男君） 遠藤議員。

○17番（遠藤 実君） ぜひ期待を申し上げたいと思いますが、最後に、市長からも一言ちょうだいをしたいと思います。

○副議長（大和田和男君） 市長。

○市長（先崎 光君） 遠藤議員から、国道118号の4車線化に伴う瓜連地区の活性化についてご質問いただきました。お話の中でもあったように、この課題については他の議員さんからも何度か出ております。

現在、私は国道118号の改修期成会の会長職を仰せつかっておりまして、その整備促進につきましても要望活動を重ねて行っており、今後も力強く進めてまいります。

昨年11月30日には、議員おっしゃるように、中里地区から瓜連地区までの1,500メートル区間で4車線の供用を開始いたしました。答弁の中にもありましたけれども、瓜連地区に限らず、市北西部の活性化ということ考えた場合、あるいは人口減少が進んでいるという中で、瓜連地区のにぎわいや活性化を推進する必要があるということは、まさにそのとおりだと考えております。

国道118号の4車線化に伴い、瓜連地区に対する民間事業者の見方も変わってきております。以前より魅力が増してきたのではないかと考えますので、大いに期待していくとともに、進出していただける事業者があれば、瓜連地区の活性化を図るためにも市として協力をしていきたい、そのように考えております。

○副議長（大和田和男君） 遠藤議員。

○17番（遠藤 実君） ぜひリーダーシップをご期待をしたいと思います。

ただ、今、情勢としては、例えば万博なんかを見ますと、やっぱり資材の高騰、物価高等々あります。なかなか当初の計画どおり進まないという部分があるような各地で見聞きをしておりますが、ぜひ那珂市において、またあの瓜連地区において、しっかりとした活力が生

まれるようにご期待を申し上げまして、この項目を終了いたします。

続きまして、教職員の労働環境の改善について質問をいたします。

今、学校教育における課題は、大変多岐にわたっておりますが、それらに真摯に向き合っ
て、ひたすら子供たちのために現場の教職員の皆さんが日々尽力していらっしゃいます。

まず、心より感謝を申し上げたいというふうに思います。教職員の皆さんには、子供たち
にもっと向き合っていただく時間を十分に取っていただき、よりよい指導を進めていただき
たい。しかし、現実には必ずしもそうはなっていないようにお聞きすることがあります。それ
らを検証していきたいと思います。

今、暗くなってから、7時になっても8時になっても学校の明かりがついているというこ
とがあります。これは業務が多すぎてなかなか終わらない、勤務時間も長時間にわたるとい
うことを聞きます。これに対して、今、市はどのように把握し、どう対策を取っていますか。

○副議長（大和田和男君） 教育部長。

○教育部長（小橋聡子君） お答えいたします。

教職員の勤務時間は、学校ごとに出退勤の管理システムで把握をしております。学校教育
課には毎月の集計結果が上がってまいりますので、それにより勤務の状況を把握をしてお
ります。

茨城県では、一月当たりの時間外勤務の目標を45時間以内としております。本市の小中学
校の平均時間を申し上げますと、本年度は、年度初めの4月が48時間36分、下半期最初の
10月が44時間22分となっております。

長時間勤務の対策ですが、日常的なものとしましては、校長等の管理職が勤務内容の状況
を聞き取り、業務分担の見直しや業務改善の提案を行うなど、指導を行っております。

市の対策としましては、校務支援システムの導入や、教職員の業務をサポートする支援員
の配置など、ハードとソフトの両面から業務負担を軽減し、勤務時間の適正化を進めてお
ります。以上のような対策につきましては、学校長会の中に設置しております働き方改革検討
委員会と連携して、取組を進めております。

以上です。

○副議長（大和田和男君） 遠藤議員。

○17番（遠藤 実君） 校務支援システムとか支援員の配置などで勤務時間の適正化を進め
ているということですが、実際はどうですかね、本当に勤務時間が減っているかどう
か。今の答弁でも、県の目標である45時間以内の時間外勤務というのが、本年度4月には
48時間ということで、既にオーバーしているということもありますね。

この校務支援システム導入によって業務の円滑化を図っているということですが、
これが実際に想定どおりに業務改善につながっているかどうか、よろしくお願ひします。

○副議長（大和田和男君） 教育部長。

○教育部長（小橋聡子君） お答えいたします。

教職員は授業以外にも児童生徒の成績の入力、評価といった子供たちに関わる業務のほか、各種書類の作成といった様々な事務作業を行っております。令和3年度に校務支援システムを導入したことにより、これらの業務を効率的に処理できるようになりました。

このシステムは、那珂市を含む水戸教育事務所管内の多くの自治体で導入しているもので、市内の異動だけでなく、水戸管内で異動となった場合でも、慣れた操作で作業が行えるため、業務負担の軽減につながっております。

以上です。

○副議長（大和田和男君） 遠藤議員。

○17番（遠藤 実君） 分かりました。

じゃ、次に確認したいのは、多岐にわたる教職員事務のサポート体制として、学校用務員が配置されているわけですが、その活用状況を伺います。

○副議長（大和田和男君） 教育部長。

○教育部長（小橋聡子君） お答えいたします。

平成30年度から、学校用務員を各学園に1人配置をしております。草刈りや低木の枝払い、軽微な修繕など、いわゆる労務作業を担っております。

以上です。

○副議長（大和田和男君） 遠藤議員。

○17番（遠藤 実君） この用務員さんは、やっぱり相当助かっているという話をお伺いしておりますね、大変ありがたいと思うわけでありますけれども、今はこの市内4つある学園の中で、その1人ずつだけなんですよね。それで本当に事務量が足りているのかどうか。状況によっては、用務員の増員を考えるか、または地域の皆さんのボランティアによるご協力をいただく体制をも視野に入れる必要があるかもしれませんが、そこらはいかがでしょうか。

○副議長（大和田和男君） 教育部長。

○教育部長（小橋聡子君） お答えします。

まず、学校用務員ですが、今学園5つございますので、各学園1人ずつ、5人配置をしております。その学校用務員の増員ですが、主要な業務である緑化管理はシルバー人材センターや造園業者等にも委託をしております。現在の人数で対応できていると考えておりますので、増員の予定はございません。

一方で、議員からご指摘がありました地域ボランティアですが、例えば登下校時の見守りをはじめ、コミュニティスクールにおける学校運営の協力など、地域の力は学校の業務改善において今後さらに重要になっていくものと考えております。

現在、本市におきましては、国の働き方改革の考え方にに基づき、学校や教職員が担うべき業務について見直しを行っているところです。地域にご協力をお願いしながら、教職員の業務の適正化を図ってまいります。

以上です。

○副議長（大和田和男君） 遠藤議員。

○17番（遠藤 実君） 失礼しました、5つの学園でございました。適正化をぜひ見直しをしていながら、改善を持続的にやって、お願いしたいと思うわけです。

また、労働環境の改善として、学校施設の環境改善も必要だと思われれます。今、学校では普通教室、職員室、保健室にエアコンが設置されておりますけれども、特別教室、体育館についてはまだ設置されておられません。これらについても検討をしていただきたい。

特に音楽室などは、授業時間の暑さもさることながら、楽器も熱せられて、演奏そのものにも支障を来すと聞いております。また、ここは放課後には吹奏楽部の活動の時間にもなり、いわゆる朝から夕方までずっと多くの生徒と音楽教員が長時間を過ごすスペースにもなりますので、優先順位を高めて検討していただきたいと存じますが、どうでしょうか。

○副議長（大和田和男君） 教育部長。

○教育部長（小橋聡子君） お答えいたします。

学校における空調の整備状況は、ただいま議員からご指摘のあったとおりです。昨今の厳しい暑さを踏まえ、空調整備の必要性については十分認識をしております。ご提案のあった音楽室のほか、学校長会から要望が出ている理科室や図工室について、優先的に整備をすべきと考えております。次年度以降、実施計画に計上できるよう、計画的に進めてまいります。以上です。

○副議長（大和田和男君） 遠藤議員。

○17番（遠藤 実君） 分かりました。お願いいたします。

次は、勤務体制についてです。

那珂市においては土曜日に授業を年に3回行っておりますが、これには月曜日の振り替え休日がありません。ですから、月曜日の子供たちそして当然教職員の皆さんも学校に行くということになっております。このようにしているのはなぜでしょうか。

○副議長（大和田和男君） 教育部長。

○教育部長（小橋聡子君） お答えいたします。

まず、土曜授業について、目的や経緯をご説明いたします。

土曜授業は、平成29年度に小中一貫教育の取組の一つとして導入をしたものです。保護者や地域の方々と連携した行動を行ったり、授業を公開したりすることで、子供たちにとって多様な学習や体験ができる機会を確保することが導入当初の目的でした。その後、学習指導要領の改訂や5時間授業日の設定といった国の方針に対応するため、授業時間の確保としての目的も加わりました。

こういったことから、児童生徒は、ご指摘のとおり、振り替えによる休業日はございません。一方で、教職員ですが、茨城県の人事委員会規則に基づき既定の期間内で勤務の振り替えを行っております。本市では6月と11月と2月に土曜授業を実施しておりますが、それぞれ直後の長期休業中に振り替え可能となるよう、授業日を設定しているところです。

以上です。

○副議長（大和田和男君） 遠藤議員。

○17番（遠藤 実君） 振り替えをしているということなんですけれども、それが本当にその教職員の希望どおりにできているのかどうかですね。

また、この授業時間確保のためということですが、実はこのように土曜日に授業をやっているというのは年々県内でも減ってきて、今は那珂市だけなんですって。那珂市だけの子供と先生が土曜日に学校に出て授業をしていると、なおかつ振り替えはそのときはないということなんです。

でも、こういったやり方をしなくとも、ほかの市町村ではその授業時間を確保できているわけです。ですから、もっとほかのやり方で授業時間を確保することができないのか、そもそもこの土曜日の授業の在り方そのものもちょっと見直してみたいかと思うんですが、どうでしょうか。

○副議長（大和田和男君） 教育部長。

○教育部長（小橋聡子君） お答えいたします。

先ほど土曜授業の目的の一つとして、授業時数の確保についてご説明をいたしました。国では、最低限実施しなければならない授業時間を年間1,015時間と定めております。しかしながら、この時間だけでは授業以外の体験活動や学校独自のカリキュラムを行うには十分ではありません。また、感染症や自然災害による臨時休業で授業ができない場合にも、備えなければなりません。

本市では、不足する時間数を確保する方法として、近隣のように夏休みを短縮するのではなく、土曜授業として行っております。しかしながら、今回、議員からご提案がありました教職員の負担軽減という観点から、改めて必要時数の確保の方法について、土曜授業の見直しも含め、学校長会と協議をしております。

以上です。

○副議長（大和田和男君） 遠藤議員。

○17番（遠藤 実君） とにかく負担軽減という観点からも、ぜひ協議していただきたいというふうに思います。

また、今度は夏休みに入っても数日、中学生は登校して授業を受けているということでもありますけれども、この運用と理由をお伺いします。

○副議長（大和田和男君） 教育部長。

○教育部長（小橋聡子君） お答えいたします。

夏季休業中の授業日は、中学校において5日程度実施しております。授業内容は、各学校で設定をしておりますが、午前中のみ活動となっております。実施の理由は、土曜授業と同様、授業時数を確保するためです。

以上です。

○副議長（大和田和男君） 遠藤議員。

○17番（遠藤 実君） ここらでちょっと考えようだと思うんですけども、やっぱり夏休みというのは、そもそも暑いから休みにしているわけですよね。やっぱり昨今のこの酷暑は、冒頭申し上げた、地球沸騰化の時代であります。そういった折に、義務として学校に通わせているということ、そういったものがあるのかどうかということでもあります。

当然、年間最低1,015時間は確保しなければならないということでもありますけれども、そういった登校、土曜日に出ることなくとも、夏休みに出ることなくとも、しっかりそういった授業時間が確保されているところというのは、やっぱり近隣にもあるわけなんですよ。

あと、考えようによっては、そのコロナ禍におけるこのタブレットを導入されたことによって、確かに学級閉鎖になったもしくは自然災害による臨時休業があっても、そのタブレットによるオンライン授業というのが今後可能になってきているというふうに思いますので、そういった意味では弾力的に考えていただいて、場合によってはこの前例踏襲的に漫然と夏休みの授業を行う、こういう是非についてはやっぱり検討していただいたほうがいいのではないかなというふうに考えております。

ここまで検証してきたとおり、実態としては、那珂市の教職員の皆さんは、言ってみれば平日は遅くまで残業をし、場合によっては、県内どこでもしていないこの土曜日授業を行って、月曜日のそのすぐの振り替え休日もないと、夏休みも終日授業を行っている、こういう勤務状況なのではないかなというふうに思うんです。ぜひ、再考いただければというふうに思っております。

冒頭申し上げましたとおり、学校教育の現場に様々な課題があるからこそ、教職員の皆さんにはもっと子供たちと直接向き合える時間を確保するための運用を改善していただきたいと考えますけれども、いかがでしょうか。

○副議長（大和田和男君） 教育部長。

○教育部長（小橋聡子君） お答えいたします。

各学校では、教職員の業務改善に取り組んでいる一方で、GIGAスクール構想による教育のデジタル化への対応、児童生徒1人1人の特性に応じたきめ細やかな指導など、学校や教職員に求められる業務は増えております。

こうした状況に対し、本市では、ICT支援員や生活指導員、学習指導員を増員して対応をしております。業務をサポートする体制を充実することで、教職員の負担が軽減され、子供たちと向き合う時間を増やすことにつながるものと考えております。

具体的な配置状況を申し上げますと、ICT支援員は各学校一月当たり2回から4回へと回数を増加しております。また、学習指導員等の過去10年間における増員数は、生活指導員が23人、学習指導員は6人となっております。

以上です。

○副議長（大和田和男君） 遠藤議員。

○17番（遠藤 実君） 今の話ですと、支援員、指導員などを増員して対応していただいているということでもありますね。やはりこういった行政の皆さん、また学校の現場の皆さんの創意工夫と努力で何とか運営していただいているということで、また改めて感謝申し上げますというふうに思うわけです。

それでも、やっぱり現場でできることには限界があります。これを根本的に解決するためには、教職員の数を増やすということです。これがやっぱり一番ですね。そうすれば、負担をより多い人数で分担できますし、よりよい労働環境の中で勤務していただける。よい仕事はよい労働環境から、そして結果的にはよい教育を子供たちに受けていただけることにつながります。必要な箇所に必要な人員配置をと訴えますが、いかがでしょうか。

○副議長（大和田和男君） 教育部長。

○教育部長（小橋聡子君） お答えいたします。

議員からのご指摘のとおりと考えております。本市としましては、先ほど答弁しましたように、各種支援員の充実により負担軽減を図っているところですが、それでもまだ、教職員の業務量が多いのが実情です。本市独自で対応するには限界があり、教職員の適正配置について、茨城県に対し、継続的に要望していく必要性を感じております。

以上です。

○副議長（大和田和男君） 遠藤議員。

○17番（遠藤 実君） ここまで、いろいろと詳細にこの先生方のよりよい労働環境の改善について伺ってまいりましたけれども、教育長にちょっと総括的にご答弁をちょうだいしたいと思います。

○副議長（大和田和男君） 教育長。

○教育長（大縄久雄君） ご質問ありがとうございます。

学校における働き方改革、これの最大の目的は、議員おっしゃるとおり、子供たちとの時間を確保するため、教職員の業務量を、負担を軽減すること、ここに尽きると思っております。しかしながら、これが学校現場にとって大変な難題であることは、議員にも十分ご理解をいただいているものというふうに感じております。

ご存じのように、教職員の仕事は人を相手にする仕事です。人とは、児童生徒だけではなく、学校を支えてくださっている保護者や地域の方々、そういった方々を含めた全ての方々、こういったことになるかと思えます。人を相手にするということは、そもそも時間がかかります。さらに申し上げれば、1人1人に丁寧に向き合おうとすれば、なおさら時間がかかるもの、こんなふうに私は考えております。

働き方改革が思うように進まないのは、そういった教育の本質ではなく、勤務時間の削減という負担軽減の面から、いわゆる解決を図ろうとしているからではないかなというふうに思っております。

今回は、議員から、教職員の増員にまで言及していただきました。まさに当を得たものと

いうふうに感じております。教職員の負担軽減の真の解決は、人的配置の充実、これに尽きると私は常々思っておりますし、いろんな会議でもそれは申し上げているところです。我々教育長が組織しております茨城県市町村教育長協議会からも、毎年のように国や県に対して、このいわゆる法律、標準法の改正については、ぜひとももっと学校現場を見ていただいて、今の現状に合った標準法にしてほしいということは、申し上げているところでございます。当然これも県、国に要望として取り上げているところです。

先ほど部長から答弁申し上げましたように、個別の対策はもちろんのことですが、本質的な課題解決に向け、教育長としてできる限りのことを力を尽くして今取り組んでいるところでございます。

以上でございます。

○副議長（大和田和男君） 遠藤議員。

○17番（遠藤 実君） 分かりました。まさしく教育長でなければできない答弁なんだろうというふうに思います。今、やっぱり現場でいろんな先生方がいろんな思いをして、子供たちのために頑張ってくださっている。そういった環境改善のために、教育長ご自身の立場の中で、できることをぜひお願いしたいなというふうに思うわけであります。

そういった意味では、今度は、よりよい那珂市の教育のためにという意味で、まさしく包括的に、最高責任者である市長からもご所見を賜りたいと存じます。

○副議長（大和田和男君） 市長。

○市長（先崎 光君） 今回は教職員の労働環境の改善についてということで、切り込んだご質問をいただきました。ありがとうございました。

ご提言のとおり、先生方には子供たちと向き合う時間をできるだけ多く持ってもらいたいとの思いは、大縄教育長はもちろんのこと、私も市長として心から願っているところでございます。

先ほど、教育長からは、先生は人を相手にする仕事という言葉がありました。勉強を教えるだけではなくて、一緒に遊んで、笑って、また時には一緒に泣いたり悩んだり、そういった心が触れ合うような関係を築くために十分な時間が持てれば、子供たちの健全育成にどれほど有意義であろうかと改めて感じるところでございます。

議員からご提案がありました教職員の充実については、私は市長会を通して要望をするなど、私の立場でできる取組を進めてまいりたいと考えております。また、エアコンの整備は子供たちの健康はもちろん、労働環境の観点からも進めていく必要があると考えております。

引き続き、市長としても、本市の教育の充実に取り組んでまいりたい、そのように考えております。

以上です。

○副議長（大和田和男君） 遠藤議員。

○17番（遠藤 実君） 本当に思いの籠もったご答弁をちょうだいしたと思っております。

やっぱり学校の先生というのは、そういう資格を持って現場に出て、教壇に立って、児童生徒たちをご指導いただいている。これはまさしく先生にしかできない仕事なんだろうと思うんですよ。我々はそれをバックアップする、そういう役割なのだろうと思っております。

私は議員でありますから、いろんな皆さんの声をお聞きし、この議場の場でいろんな改善を訴えるしか、逆に言うといけないわけでありましてけれども、そういったのも行政の皆さんでしっかり受け止めていただいて、現場の声だと、そして我々は、我々としてできることを訴えをし、また場合によっては、ちょっと一部申し上げましたけれども、先生の役割というのは、学校の中でしかできないところが結構多いと思う。地域の皆さんのお力をお借りするということは、もっともっとあるのではないかなど、そういうふうに思っております、よりよい教育を実現するために、先生方がもっともっと地域と手と手を携えてやる、そういった仕組みというのをまだまだつくる必要があるだろうというふうに、今は実感しているところであります。

そういった意味では、よりよい教育を実現するために、先生方が働きやすい環境、我々はどうつくろうか、そういったところをしっかりと訴えをしたい。この思いで今回質問をさせていただきました。

子供たちはまさしく地域の宝でありまして、子供たちはまさしくこれからの那珂市、茨城県、日本をつくっていただく、こういう我々のまさしく希望であります。この希望の種をこれからも大きく育てていくように、私も自分の立場でしっかりと頑張っていきたいと思っております。

そういった力を尽くすことをお誓い申し上げまして、私の一般質問を終了いたします。

○副議長（大和田和男君） 以上で、通告5番、遠藤 実議員の質問を終わります。

暫時休憩いたします。再開を14時50分といたします。

休憩 午後 2時37分

再開 午後 2時50分

○副議長（大和田和男君） 再開いたします。

◇ 武 藤 博 光 君

○副議長（大和田和男君） 通告6番、武藤博光議員。

質問事項 1. マイナンバーカードの登録状況について。2. 道路行政について。

武藤博光議員、登壇願います。

武藤議員。

〔14番 武藤博光君 登壇〕

○14番（武藤博光君） 日本維新の会所属、武藤博光でございます。

本日は、通告に従いまして2つの項目なんですけれども、簡単に質問させていただきたいと思っております。

今、デジタル庁が肝煎りで進めておりましたマイナンバーカード、これにつきましては、私自身も作成したわけでございますけれども、やはり、市民の方々から、どうしてもマイナンバーカードを作りたいんですけども、作れるような環境がないということで、ご意見をいただいております。

その関係で、今回、おさらいをしていきたいと思っております。

このマイナンバーカードは、基本的にデジタル庁が肝煎りで進めているということで、例えば、このひもづけの問題が様々に出てきております。健康保険証の問題、そしてまた、将来的には運転免許証とかも組み合わせられる。そしてまた、一部では銀行口座との関連性も出てきております。

このように、1枚あれば非常に便利なカードなんですけれども、やはり、人によっては作りたくても作れないというのは、非常にゆゆしき問題だなというふうに思っております、やはり、身分証明書の代わりになるような運転免許証、これなどにつきましても、高齢で免許返納した方などについては、その代替となるようなところでマイナンバーカードが代用できる、そのようなことになっているかとは思っております。

このように、非常に便利なマイナンバーなんですけれども、この那珂市におきまして、全体のマイナンバーカードの普及状態についてをお伺いしたいと思っております。

○副議長（大和田和男君） 市民生活部長。

○市民生活部長（平野敦史君） お答えします。

マイナンバーカードの対象者である那珂市の人口ですが、本年10月末現在で5万3,563人となります。カードの申請の状況、ここ3か年の数を申しますと、令和2年度が9,380人、令和3年度が5,222人、令和4年度は1万9,577人でした。令和5年度10月末時点では、4万4,975人、83.5%の方が申請を済ませ、4万383人、75.0%の方がカードの受け取りを済ませております。

以上です。

○副議長（大和田和男君） 武藤議員。

○14番（武藤博光君） 申請者の方が多いのに対して、まだ受け取っていない方が若干残っているということなんですけれども、このあたりのところは、まだ取りに来ていないのかというところだと思いますけれども、基本的に、このマイナンバーカードは生まれた赤ちゃんから高齢のお年寄りまで、全国民が1人1枚ずつ持つという基本的な、いわゆる個人番号と共にひもづけられているかと思うんですけれども、やはりこの現実問題として、生まれたて

の赤ちゃんとか、あとは高齢で寝たきりの方とか、非常に僕は難しいなというふうに思っておるわけでございます。

このまだ持っていない方の状況は、どのような形になっておるか、お伺いしたいと思います。

○副議長（大和田和男君） 市民生活部長。

○市民生活部長（平野敦史君） お答えします。

令和5年10月末現在でおおよそ1万5,000の方が未取得となっております。未取得者が多い年代層としては、10歳未満が1,218人、80歳以上が2,412人となっております。

以上です。

○副議長（大和田和男君） 武藤議員。

○14番（武藤博光君） やはり、この10歳未満というと、やはり小学校低学年、そしてまた乳幼児、そして赤ちゃんということだと思います。80歳以上が2,400人といいますと、高齢で老人ホームに入ったりとか、寝たきりで外出できないとか、そのような方々がここに属するかなというふうに思っておるわけでございますけれども、やはりこのマイナンバーカードは、単なる役所に来て、そしてまたそこで受け取るというような、基本的にこの役所が、市役所が絡んでくるのが基本なんですけれども、これまでに、この交付率の向上というのを、デジタル庁なり関係省庁は推進しておるわけですが、当市におきましては、どのような形でこの向上に努めてきたのかなということをお伺いしたいと思います。

○副議長（大和田和男君） 市民生活部長。

○市民生活部長（平野敦史君） お答えします。

これまでのマイナンバーカードの取得促進の取組ですけれども、出張して申請の受付を行ってまいりました。出張先としては、コミュニティセンターなどの公共施設、市内の商業施設、企業や高校などの団体です。そのほかにも、希望があれば、5人程度の小規模なグループのところにも出向いてまいりました。実績としては、令和4年度で申しますと55回出張し、699名の方の申請を受け付けております。

以上です。

○副議長（大和田和男君） 武藤議員。

○14番（武藤博光君） 分かりました。

いずれにいたしましても、市役所から表へ出て、そこの現場でもってこのカードを作ると、このような形だと思うんですけれども、やはり、この学校、いわゆる小さなお子様からお年寄りまでというのは基本ですので、高校などもありますけれども、やはり小学校とか中学校の現場に出て行きまして、そのような社会的なシステムを学ばせるのも一つの方法かなと思いますので、そのあたりのところも、今後の課題とされればよろしいかなというふうに思っております。

続きまして、このマイナンバーカードが保険証の役割も果たすと、現実的に、私も何度か

使ったことはありますけれども、このかざすようなタイプのものとか、カードリーダー的なものとかもあるかと思っておりますけれども、この健康保険証とのひもづけ、この状況はどのように把握しているか、お伺いしたいと思います。

○副議長（大和田和男君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（生田目奈若子君） お答えいたします。

マイナンバーカードと健康保険証のひもづけの状況について、本市として把握できているものは、保険者となっている国民健康保険と、後期高齢者広域連合が保険者となっている後期高齢者医療制度についてとなります。

まず、那珂市国民健康保険についてですが、保険証のひもづけが済んでいる方は、令和5年9月30日時点で被保険者1万990人中6,344人となり、割合は57.7%となります。次に、後期高齢者医療制度についてですが、那珂市の被保険者で保険証のひもづけが済んでいる方は、令和5年9月30日時点で被保険者9,565人中4,739人となり、割合は49.5%となります。以上です。

○副議長（大和田和男君） 武藤議員。

○14番（武藤博光君） 今のお話を伺いますと、やはりまだ、このひもづけというのが進んでいないふうに思っております。これはやはり、顔写真付きのカードが保険証の代わりになるということで、やはり、病院側としても、本人確認がしやすいとか、様々なそのようなメリットがあるかなというふうに思っております。それにつきまして、この保険証が使えるような病院、そして医療機関などはどのような状況になっているか、把握しているか、お伺いしたいと思います。

○副議長（大和田和男君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（生田目奈若子君） お答えいたします。

病院や医院等での対応状況についてですが、機器等の導入やその申請等については市を介さないため、内容を把握することは難しい状況となっております。

国では、マイナンバーカードを健康保険証として利用するためのオンライン資格確認の導入を、保険医療機関等に対し、令和5年4月から原則義務化をしております。ただし、現在、紙レセプトでの請求が認められている保険医療機関などや整骨院、接骨院、鍼灸院、あんま・マッサージ等につきましては対象外となっております。

また、那珂市でマイナンバーカードの健康保険証が利用できる保険医療機関等につきましては、国や民間の企業が運営するホームページで検索することが可能でございますが、国の令和5年11月5日現在の公表状況では、医院及び診療所では27か所、歯科で19か所、薬局で26か所と、市内のおおむね90%の保険医療機関等で利用が可能な状況となっております。

以上です。

○副議長（大和田和男君） 武藤議員。

○14番（武藤博光君） 伺いますと、ほとんど市内の医療機関等では利用が可能ということですので、やはりこれから、いわゆる健康保険証が廃止される、ペーパーレスの時代に突入するかと思いますので、やはりこのあたりのところを、ある程度は推進していく必要があるのかなというふうに思っております。

続きまして、いわゆる高齢者の方が、なかなか役所に来るのが困難だということで、高齢者の申請サポートというのが今後の課題になってくるかと思っております。

現実問題、寝たきりの方、そしてまた病院とかに入院されている方におきましては、なかなかこの出向いて申請をするというのは非常に難しくなっておるかなというふうに思っております。

このように、交付機会の拡大を行うための施策として、いわゆるそのような機会に出向く、いわゆる出張というの、もうちょっとすべきかなと思うんですけども、そのあたりについてお伺いしたいと思います。

○副議長（大和田和男君） 市民生活部長。

○市民生活部長（平野敦史君） お答えします。

マイナンバーカードをお持ちでない方の中には、体の障がいなどやむを得ない理由で庁舎に出向けない、あるいは代理人という方を頼めないなどという方がいるものと推測しております。

今後ですが、先ほど申されましたように、施設ですとかご自宅へ出向くなど、出張申請受付の拡充などにより、できる限り多くの方がマイナンバーカードを取得できるよう取り組んでまいりたいと思っております。

以上です。

○副議長（大和田和男君） 武藤議員。

○14番（武藤博光君） やはり、この出張というのが非常に大事かなというふうに思っております。

先ほども述べましたけれども、特に学校、この学校において、市内に各種学校ありますけれども、そのようなところの生徒児童とかに対しまして、情報化、そして社会保障と個人情報の在り方などを説明しながら、このマイナンバーの在り方というのを理解してもらう必要があるのかなというふうに思っておりますので、様々な機会を通しまして、ある程度の普及に努められれば、今後のデジタル化社会に対応できる那珂市になるのかなというふうに思っておりますので、今後のますますの推進をお願いしたいと思います。

続きまして、次の項に入りたいと思っております。

道路行政についてなんですけれども、これは前回も私も質問したことがあるんですけども、いわゆるこの市内路面の白線、もしくは横断歩道等の消えている部分があるわけでごさいます、特に夜間とか、路面を見ておきますと、真っ黒い部分に白線があるのでは、ちゃんと見えるんですけども、その境界が非常に見えづらいということで、目測を外して

かなり危険な状況かなというふうに思っております。

この市内道路の外側の線が薄くなっている白線の修繕に関してなんですけれども、これは基本的に誰が行うのかということ、まず質問したいと思います。

○副議長（大和田和男君） 建設部長。

○建設部長（今瀬博之君） お答えいたします。

横断歩道や停止線を除きます道路の外側線の設置や修繕につきましては、国・県及び各市町村の道路管理者が行うことになっておりますので、市道につきましては那珂市で対応しております。

なお、国道6号は国土交通省が行っておりますが、その他の国道及び県道につきましては、茨城県大宮土木事務所になっております。

以上です。

○副議長（大和田和男君） 武藤議員。

○14番（武藤博光君） 1桁の国道、2桁までは国土交通省ということで、3桁の国道、そしてまた県道については大宮土木なんだろうけれども、基本的に、非常にこの白線が最近見づらいということで、前回も述べましたけれども、今の自動車、今非常に高性能になっておりまして、白線を読みながら運転を行うことが増えております。いわゆる車にカメラがついておりまして、そのカメラが路面を見ながら運転のサポートをするということで、そのあたりのところが、非常に反応ができなくなっているという実情がございます。

これは基本的に安全に関わる場所なんですけれども、このあたりも極力、白線を引いていただきたい。打合せの時お伺いしたんですけれども、いわゆるこの白線の代金も非常に高くなっているということで、今まで同じ値段で引けたのが、3割ほど引けなくなる、つまり1キロ引けたのが、700メートル超えで終わってしまうというような話を聞いたわけなんですけれども、それにしましても、今後ますます、この白線というのは大事になってくるので、そのあたりのところを配慮願いたいと思います。

先ほどもありましたけれども、いわゆるこの停止線、そしてまた横断歩道、これは別というふうなことをお伺いしたんですけれども、これにつきましてはどこが担当部署になるのか、お伺いいたします。

○副議長（大和田和男君） 建設部長。

○建設部長（今瀬博之君） お答えいたします。

停止線や横断歩道につきましては、交通取締りに関わる交通規制の標示になるため、公安委員会、警察が実施しております。また、速度表示や一時停止などの規制に関わる道路標識や道路標示につきましても、公安委員会が設置しております。

以上です。

○副議長（大和田和男君） 武藤議員。

○14番（武藤博光君） 特にこの横断歩道なんですけれども、基本的に横断歩道の脇に人が

立って、いわゆる歩行をするという動作をするときには、基本的に自動車等はそこで一旦停止をしなくてはならないということなんですけれども、それが、横断歩道が曖昧で見えないという、人が立っていても、そこが横断歩道だという認識ができないというときがあります。

例えば、いわゆる空中に柱となって横断歩道のマークがあるところは認識しやすいんですけども、単に白線だけの横断歩道ですと、なかなか歩行者が立って横断しようというところが判断しにくいので、このあたりのところも公安委員会に働きかけをされまして、いわゆるきれいな白線になることを希望しております。

それと同時に、いわゆる道路標識など、カーブミラーにつきましても、いわゆる山林の枝が伸びて見えにくいというところがあります。私の知り合いなんかも、一旦停止の止まれのところやぶがかかっておりまして、それを見過ごして走ってしまったら、警察に止められて一旦停止で反則切符を切られたという話がございます。このように、いわゆる道路面におけるやぶとか草とか枝とかの管理におきまして、どのようなことでもって対処しているのか、お伺いしたいと思います。

○副議長（大和田和男君） 建設部長。

○建設部長（今瀬博之君） お答えいたします。

道路標識などに山林の枝が伸びている場合の対応につきましては、その土地の所有者または管理者を確認しまして、支障となる樹木等があることをお知らせしまして、適正な管理をお願いしているところでございます。

なお、緊急性がある場合など、状況により所有者に許可を得た上で、最小限の範囲で市が対応することがございます。

このような状況を発見された場合には、お手数でも道路管理者までお知らせくださいますようお願いいたします。

以上です。

○副議長（大和田和男君） 武藤議員。

○14番（武藤博光君） 今後、そのようなことがありましたら、広報とかにも、道路のいわゆるやぶとかカサの問題というの、これこれこういう場合には皆さんお知らせくださいというのを広く周知されることを希望します。

続きまして、額田地区の北郷の排水路の側溝の整備と改修についてでございます。

旧349号の道路側溝には、土砂等が堆積し、排水能力が低下しているというところがございます。これにつきましては、事前に打合せした時に、目視で確認したわけなんですけれども、この辺りの改修はいかがなものか、お伺いしたいと思います。

○副議長（大和田和男君） 建設部長。

○建設部長（今瀬博之君） お答えいたします。

議員ご指摘の額田北郷地内につきましては、349号バイパスの供用開始に併せて那珂市へ

移管された路線であります。現地を確認しましたところ、側溝等の破損はありませんでしたが、土砂の堆積による排水能力の低下であることが確認できましたので、今後、土砂の撤去を行い、側溝の機能回復を図ってまいりたいと思います。

以上です。

○副議長（大和田和男君） 武藤議員。

○14番（武藤博光君） 答弁ありがとうございます。

いずれにいたしましても、この道路状況、そしてまた白線の交通問題、非常に一般市民に多く関わる問題でございますので、引き続き、様々な面での整備等を要望いたしまして、この質問を閉じたいと思います。

○副議長（大和田和男君） 以上で、通告6番、武藤博光議員の質問を終わります。

◇ 富 山 豪 君

○副議長（大和田和男君） 続きまして、通告7番、富山 豪議員。

質問事項 1. 都市計画について。

富山 豪議員、登壇願います。

富山議員。

〔8番 富山 豪君 登壇〕

○8番（富山 豪君） 議席番号8番、市民とつくる未来の会、富山 豪。

通告に従いまして、順次質問させていただきます。

今回は、本市の都市計画について、短めではありますが、詳しく伺ってまいります。どうぞよろしくお願いいたします。

皆様方は当然ながらご存じであり、今さらながらの感はございますが、まずは、この都市計画とは一体どのようなものなのか、またいつ施行されたのか伺います。

○副議長（大和田和男君） 建設部長。

○建設部長（今瀬博之君） お答えいたします。

都市計画とは、都市の将来あるべき姿を想定しまして、そのために必要な規制、誘導、整備を行い、都市を適正に発展させようとする方法や手段でございます。

都市計画法の中で、都市の健全な発展と秩序ある整備を図るために、1つは用途地域、地区計画などの土地利用の計画、次に道路、公園などの都市施設の整備の計画、さらに市街地開発事業の計画を定めるということとされております。

現行の都市計画法は、昭和44年に施行されておまして、本市では昭和46年に市街化区域と市街化調整区域の区域区分の都市計画決定、いわゆる線引きをいたしております。

以上です。

○副議長（大和田和男君） 富山議員。

○8番（富山 豪君） 都市計画とは、都市を健全に発展させるため、必要な規制や誘導、整備を行う手段であり、都市計画法に基づき、秩序ある整備を図るための土地利用、都市施設整備、市街化開発事業の各種計画を定めるところであり、本市においては昭和46年に区域区分の線引きが行われたということでもあります。

要するに、秩序ある快適なまちづくりを考えた場合、無秩序に開発されたら、公共インフラの整備は当然ながら追いつきませんし、自然環境の破壊にもつながるので、都市の開発には一定のルールを設けましょうよということだと理解いたします。

また、もう一方の考えとして、この都市計画は、その線引きにより、市街化区域内であれば、誰でも家を建てられるメリットがある一方、それを外れる地域であれば、個人の土地利用に制限をかけることなどによる開発意欲の減退など、一定のデメリットが存在しているかと思われまます。

そこで、このいわゆる線引きの意義と役割はどのようなものなのか、考えを伺います。

○副議長（大和田和男君） 建設部長。

○建設部長（今瀬博之君） お答えいたします。

線引きの意義や役割としましては、無秩序な市街地の拡大による環境悪化を防止しまして、市街化区域を中心に道路、公園、下水道などの整備が計画的に行われることによりまして、良好な市街地が形成されることがございます。また、市街化調整区域におきましては、開発許可制度等により、無秩序な市街地の拡大が防止されるとともに、都市近郊の優良な農地との健全な調和を図ることができますことから、都市計画の効果や必要性があるものと認識しております。

以上です。

○副議長（大和田和男君） 富山議員。

○8番（富山 豪君） 線引きの意義と役割は、先ほど申し上げたこと同様に、無秩序な市街地の拡大を防ぎ、調整区域においては優良な農地や自然環境を守り、計画的に公共インフラの整備を行うためにも効果や必要性があるという答弁と理解いたします。私もそのとおりであると、その必要性を理解するところでありますが、この都市計画の線引きは昭和46年、偶然にも私が生まれた年ですが、行われており、いわば52年前に計画されたものであり、当然ながら時代も地域も大きく変わってきております。

実情に応じた見直しが必要であると考えますが、計画の見直し等は行われているのか、行われているならどのような見直しが行われたのか、伺います。

○副議長（大和田和男君） 建設部長。

○建設部長（今瀬博之君） お答えいたします。

市街化区域と市街化調整区域の区域区分の線引きの見直しにつきましては、これまで平成11年に那珂西部工業団地を市街化区域に追加する変更がございました。さらに、平成23年

に中里地区の工業専用地域を調整区域に変更を行っております。

以上です。

○副議長（大和田和男君） 富山議員。

○8番（富山 豪君） 過去に那珂西部工業団地を市街化区域に追加します見直しと、中里地区にありました工業専用地域を調整区域にする見直しを二度ほど行った答弁であると理解いたしますが、本市全体的な都市計画から見れば、大変に軽微な変更の見直しであると感じるところであります。

先ほども申し上げましたが、都市計画の線引きを行ったのは52年前であるとのことで、349号バイパスの完成や118号線の一部4車線化など、本市を取り巻く環境や地域の実情も大きく変わってきていると感じております。

そこで、時代のニーズに合った、また地域の現状とマッチした抜本的で大胆な見直しが必要であると考えますが、今後の見直し予定も含めて伺います。

○副議長（大和田和男君） 建設部長。

○建設部長（今瀬博之君） お答えいたします。

令和2年度に実施しました都市計画基礎調査における宅地化率は約63%でございます。まだまだその充足率は低い状況でございます。

現時点では、市街化区域と市街化調整区域の区域区分の線引きの見直しの予定はございませんが、社会情勢や今後の土地利用の状況等を踏まえ、考えていく必要があると認識しております。

以上です。

○副議長（大和田和男君） 富山議員。

○8番（富山 豪君） 現在の宅地化率は約63%であり、その充足率はまだまだ低い状況にあるので、現時点での市街化区域・市街化調整区域の線引きの見直しは考えていないとのことですが、確かに充足率約63%という数字だけを見れば、市街化区域にはまだ余裕があるのがよく分かります。

個別に見てみますと、菅谷地区の市街化区域は、JR水郡線とそれと並行する菅谷街道、国道349号を東西南北と取り囲むように形成され、公共交通へのアクセス、車を利用した周辺地域の移動も容易な状況にあり、また周辺に暮らす方々の買物などの利便性の確保は、バイパス沿いの店舗などで賄われており、まさに快適で理想的な都市計画が見えてまいります。

人口減少時代に、市街化区域の充足率を約63%に保っている要因は、多分となりますが、菅谷地区のまちづくりが狙いどおりにうまくいっているのだと感じております。

また、それと同時に、瓜連地区での市街化区域の状況を見てみますと、その形成は旧道沿線に両側から挟み込む形になされており、さらに今般、中里地内まで4車線化が進みました国道118号線には、片側だけ、少しだけが市街化区域となっております。また、買物等の利便性はといいますと、かつて商店街と呼ばれました地域に数店舗残すのみの商店と、国道沿

いにある大型スーパー1店舗頼みの状況であり、少し厳しい言い方になりますが、正直申しまして現代のニーズとかけ離れた、随分と昔となりますまちづくりの状況が続いている気がしており、このような部分も、住居を求める際に選ばれない、ひいては市街化区域の充足率を満たせない要因ともなっていると感じております。

現時点での見直しは行わないとのことですが、答弁にありましたよう、現在の社会情勢や今後の土地利用の現状等を踏まえて考えていく必要があると認識されているとのことでありますので、その部分には率直に期待したいところであります。

そこで、各種計画を茨城県と行いますヒアリングの際には、しっかりとエントリーをしていただきたいと思っておりますとともに、本市のマスタープランにもぜひとも位置づけをお願いしたいと思っておりますが、本市の考えを伺います。

○副議長（大和田和男君） 建設部長。

○建設部長（今瀬博之君） お答えいたします。

近年は、人口減少や高齢化が進む社会環境におきまして、コンパクトなまちづくりの促進が求められております。

そのような中、瓜連地区のまちづくりにつきましては、様々な課題があると認識しているところでございます。

瓜連市街地の担う機能や地区の資源を活用した魅力づけなど、考えられる課題を整理しまして、具体性、実現性を見通しを立てまして、県と協議しながら、市としての方針、マスタープランにつきまして考案を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○副議長（大和田和男君） 富山議員。

○8番（富山 豪君） 瓜連地区のまちづくりについては、様々な課題を認識しており、市街地の担う機能や地区の資源を活用した魅力づけなど様々な課題を整理し、具体性、実現性を見通しを立て、県と協議し、考案していくとのことで、ぜひとも期待申し上げるところであります。

なぜマスタープランへの位置づけが大事なのかは、皆様はお分かりのとおり、都市計画マスタープランは本市の都市計画における細部にわたります大事な設計図であります。実現性を見立ても殊さら重要であります。当たり前の話、計画にないものをそもそも誰も推し進められないところにあります。

重ね重ねとなりますが、様々な課題を整理し、考案を進めていただきますようお願い申し上げます。

また、都市計画に付随するものとして、用途地域というものがございます。皆様方はご存じだと思いますが、用途地域とは、都市計画法に基づき、市街化区域において用途の混在を防ぐ目的で、その土地の用途を制限したものをいいます。簡単な例を挙げますと、本市において住宅地のど真ん中に大きな工場を見ないことも、この制限が設けられているからだと言

えます。

このような中、本市の用途地域を見てみますと、特に瓜連地区において、現在の用途にそぐわない地域が見受けられます。例えば、準工業地域とされる場所には、確かに20年ほど前には工場がありましたが、現在は病院と介護施設が開業されており、また、現在数店舗の営業のみとなっております地域でも、まだ近隣住民に対する日用品の供給を行うことを主たる内容とする商業、その他の業務の利便を増進するため定める地域とされます近隣商業地域のままとっております。

このような部分を考えましても、用途地域が適正に生かされていないのではと感じておりますが、今後どのようにするのか、本市のお考えを伺います。

○副議長（大和田和男君） 建設部長。

○建設部長（今瀬博之君） お答えいたします。

新たな民間企業の進出など、具体性、実現性のある開発計画などを契機にしまして、まちづくりの観点での整合性を踏まえた上で、必要に応じて用途地域の変更や地区計画の設定などを活用しまして、瓜連地区の活性化につながる都市計画制度の運用を進めてまいります。

以上です。

○副議長（大和田和男君） 富山議員。

○8番（富山 豪君） まちづくりの観点から見ました、現状との整合性はもちろんのこと、さらには地域の活性化と発展につながりますよう、用途地域の変更、また地区計画等の設定をぜひとも進めていただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

本市においては、発展の可能性を大きく秘めているのに、土地の利用規制やその地目などにより、そのポテンシャルを十分に発揮できていない地域があると感じております。

本市の住みよさからいわれますベッドタウンの特性から見ると、水戸市、ひたちなか市に隣接いたします後台地区などが、区域指定の実績からもその例になるかと思われまます。ですが、現状、住居系市街地の形成がなされているものの、本市が定めます都市計画では、地区全域が市街化調整区域であり、一部区域指定で緩和措置が図られているものの、居住誘導区域から外れており、発展の可能性にブレーキをかけてしまっているのではと感じております。

そこで、後台地区に限らず、発展の可能性を大きく秘めました地域、また人口増加が強く見込まれる地域においては、区域区分の緩和や各種計画によります規制等の大胆な緩和が必要であると考えますが、本市の考えを伺います。

○副議長（大和田和男君） 建設部長。

○建設部長（今瀬博之君） お答えいたします。

本市が策定した立地適正化計画や区域指定の見直しの検討の際に検証した結果でございますが、今後、人口や世帯数の減少が見込まれております。

先ほど申し上げましたが、市街化区域の宅地化率の状況を鑑みますと、住居系の区域区分を緩和するような見直しは難しい状況でございます。

一方で、産業系の区域区分の変更につきましては50ヘクタール以上、インター周辺は20ヘクタール以上となります。そのような一団の区域におきまして、土地区画整理事業などの都市基盤整備に併せまして、区域区分の変更をすることになります。

なお、市街化調整区域内における産業系の地区計画の導入につきましては、5ヘクタールを超える区域で、茨城県の指針、市街化調整区域における地区計画の知事同意、また協議に当たっての判断指針に合致するものについて定められるものでございます。

いずれにしましても、新たな民間企業の進出など、具体性、実現性のある開発計画などを契機に、市のまちづくりにおける方針や整合性を踏まえた上で、都市計画の手続を進めていく必要があります。

本市としましても、民間企業が投資するような意向があれば、連携して土地利用の課題を整理して進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○副議長（大和田和男君） 富山議員。

○8番（富山 豪君） 先ほどの答弁にもありましたが、市街化区域における充足率約63%でまだ余裕があり、今後見込まれます人口減少を考えると、住居系の区域区分を見直すのは難しいのが現状だが、産業系区域区分については、土地区画整理事業など、またその範疇であれば、地区計画などを活用し、まちづくり方針との整合性を踏まえた上で、民間等と連携して進めていくとの答弁であると理解いたします。

確かに、市街化区域内の宅地化率を考えれば、拙速に事を進める状況にないという考えも、残念ではありますが理解いたします。

しかしながら、本市の立地の特性上、水戸市やひたちなか市と隣接します後台地区などは、持続可能というよりも、発展可能な要素があると強く感じております。

引き続きの区域指定での緩和措置の継続と、進出意欲のある民間等の対話の連携をお願い申し上げます。

たしか神戸市だったと思いますが、市街化調整区域の建物の用途変更をしやすくする土地利用を、弾力的に緩和措置に乗り出した自治体ということで紹介がありました。地方自治体単独では大変に珍しいことだそうです。そういう緩和の仕方もあるので、ぜひとも調べていただくとありがたいです。

さらにもう1点だけ、地域の活力の向上の観点から伺います。

国道118号線の4車線化が開通した瓜連地区において、主要地方道路日立笠間線が交差する大型スーパー周辺は、本市の立地適正化計画等で位置づけられております、那珂市北西部の生活を支える生活拠点の核となりつつある現状にあります。事実、本市の協力の下、進出意欲のある民間との対話も、少しずつでありますが進んできております。この場ではあります、本市の前向きな対応に心より感謝申し上げる次第であります。

さらに、今後、この場所の西側となります平野台団地との間にも、商業などの都市的機能

の集積が期待され、民間事業者の関心も強まってきているところであります。

しかしながら、当該箇所は、瓜連地区の市街化区域と平野地区の市街化区域に挟まれた形の市街化調整区域であり、その土地利用に規制がかかっている場所でもあります。

そこで、民間事業者の関心も強い当該箇所を市街化区域に編入することにより、平野地区の飛び地となっております市街化区域を解消し、瓜連駅南側から連担した市街化区域を形成することによって、さらに魅力ある、活力あるまちづくりが可能になると考えるところでありますが、本市の考えを伺います。

○副議長（大和田和男君） 建設部長。

○建設部長（今瀬博之君） お答えいたします。

都市計画マスタープランにおける瓜連地域の将来像は、市の魅力を発信する、交流とゆとりある暮らしの地域と位置づけております。

また、令和3年度に策定した立地適正化計画の瓜連市街地のまちづくりの基本方針では、市北西部の生活を支える生活拠点、歴史や文化と共生した個性と機能性を持つまちづくりと設定しておりまして、人口減少や高齢化への対応や生活拠点の集約化を図り、コンパクトなまちづくりを推進しております。

また、国道118号沿道におきましては、既存の商業、業務機能の維持を図るとともに、平野台地区につきましては、居住の維持、更新を図ると設定しております。

その上で、交通網により、瓜連市街地と平野台地区の連携を確保するコンパクトプラスネットワークを位置づけて、持続可能なまちづくりを進めております。

以上のことから、現在の社会情勢や土地利用の現状を踏まえますと、連担した市街化区域を形成するには、区域区分を変更するということは慎重に考える必要があると認識しております。

以上です。

○副議長（大和田和男君） 富山議員。

○8番（富山 豪君） 都市計画マスタープランでは、市の魅力を発信する、交流とゆとりある暮らしの地域と位置づけ、また、立地適正化計画における基本方針では、市北西部の生活を支えます生活拠点と設定しており、人口減少、高齢化に対応した生活拠点が集約化されたコンパクトなまちづくりを進め、国道沿道においては、既存の商業、業務機能の維持を図り、平野地区においては、居住の維持と更新を図り、その上で、互いの連携を確保しながら、容易にアクセスが可能となるコンパクトプラスネットワークを目指し、進めていきますので、現在の社会情勢や土地利用から見ても慎重に考えていくとの答弁であると理解いたします。

ですが、正直、やはり感じてしまいますのは、現状、本当に本市の北西部地域の生活を支える生活拠点となり得ているのかに、どうしても若干の違和感と疑問を覚えていますのは、私だけではないと思っております。

やはり、北西部地域を支える生活拠点という本市の2番目の副次核の位置づけをするので

あれば、あと少しの生活の利便性の向上があつてしかるべきであると感じております。

ご存じのとおり、平野地区は高台に造られており、本市にあります住宅団地の中では世帯数が一番多い団地となります。そこでも今まさに高齢化の波が押し寄せていて、老後への買物等に対する不安をよく伺う機会がございます。

ぜひとも、そのような方々の不安を払拭するためにも、また北西部地域の活力向上のためにも、慎重な中にも前向きに検討いただきますよう、心よりお願い申し上げます。

最後になりましたが、市長のご所見を伺います。

○副議長（大和田和男君） 市長。

○市長（先崎 光君） 富山議員の質問にお答えをいたします。

議員におかれましては、再三、瓜連地域の活性化、瓜連地域にとどまらず、那珂市北西部の拠点育成、いろんな観点からご質問をいただいております。

今回も、そういったものに続けて、都市計画どうするんだという質問だったと感じております。

お答えをいたします。

那珂市のまちづくりを進めていくには、人口減少や高齢化が進む社会環境に負けないように、それぞれの地域の資源を生かしながら、住みよさに加えて活力があふれるようなまちを目指して取組を進めることが大事、このように考えております。

議員の熱意のとおり、118号の整備、諸般の環境の変化によって、あの地域をどうするか、そういう熱意のある質問でありましたけれども、部長答弁の中にもありましたが、企業の立地などにより地域の活性化が図られるように、そして秩序ある土地利用を踏まえた上で、都市計画制度を運用しながら、さらに特色のあるまちづくりを進めてまいりたいと、このように考えております。

よろしく願いいたします。

○副議長（大和田和男君） 富山議員。

○8番（富山 豪君） ありがとうございます。

ぜひとも、秩序ある中にも住みよさ、さらには地域の活力につながります都市計画制度の運用を心よりお願い申し上げます。

本市が定めます立地適正化計画において、抽出対象となっております、日々の生活に必要な生鮮品、日用品等の買い回りができる機能を持つ施設として、44の商業施設が一覧で挙げられております。

その中で、瓜連地区の施設を見てみますと、コンビニエンスストア2店舗を含んで4施設であり、その中のドラッグストアはスーパー併設型でありますので、その点を考えますと、3商業施設となります。どう考えても、市街化区域を有する地域での商業施設の数ではないと強く思っております。その理由は、民間進出の意欲を減退させる土地利用規制も深く関係していると感じております。

来年度、新1万円札の顔となる渋沢栄一の言葉に「夢なき者に理想なし。理想なき者は信念なし。信念なき者は計画なし。計画なき者は実行なし。実行なき者は成果なし。成果なき者に幸福なし。ゆえに幸福を求むる者は夢なかるべからず」といわれます、いわゆる夢七訓という格言がございます。まずは夢を持つことがとても大事であり、それが全てにつながることであることを言っている言葉であると感じております。

私も、この言葉に倣い、夢を持ち、信念を持ち、今後も当該箇所在市街化区域編入を目指し、取り組んでまいりますことを改めましてお誓い申し上げまして、私の質問を閉じさせていただきます。

○副議長（大和田和男君） 以上で、通告7番、富山 豪議員の質問を終わります。

暫時休憩いたします。再開を15時55分といたします。

休憩 午後 3時42分

再開 午後 3時56分

○副議長（大和田和男君） 再開いたします。

◇ 古 川 洋 一 君

○副議長（大和田和男君） 通告8番、古川洋一議員。

質問事項 1. 大学などへ進学する生徒をもつ保護者に対する支援について。2. 福ヶ平霊園と県道などをつなぐ道路について。

古川洋一議員、登壇願います。

古川議員。

〔12番 古川洋一君 登壇〕

○12番（古川洋一君） 議席番号12番、市民とつくる未来の会、古川洋一でございます。

議員当選以来、何のために、誰のために議員になったのかと念頭に置き、欠かすことなく続けてまいりました一般質問も、今回で50回目となりました。

今回も、那珂市を住みたい、住んでよかった、ずっと住み続けたいと思えるまちにするため、市民の代弁者として一般質問をいたします。

それでは、通告に従いまして質問をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

まずは、大学などへ進学する生徒を持つ保護者に対する支援についてお伺いしてまいります。

一言で子育てといたしますと、子供が生まれてから幼稚園、保育所、小学校、中学校、高校

へと進学するあたりまでと考えられがちですが、子育てとは、子供が生まれてから社会に巣立つまでというのが私の持論でありまして、そこまでが親と責任として保護者と呼ばれるものだと思っております。

中学や高校を卒業して社会に出る方もおりますけれども、子育て世代の中で保護者の経済的負担が一番大きいのは、子供が大学などへ進学する場合だと思います。

国立や私立の別、地元の学校なのか、親元を離れて暮らすのかによっても経済的負担は違うでしょうけれども、高校までの時期とは桁が違います。加えて、子供が2人、3人ともなれば、その負担は2倍、3倍であります。たとえ共働き世帯であっても、決して楽ではないでしょうし、借金をしてという方も多いのではないかと思います。

私も経験しましたし、執行部の方々の中にも、苦勞したよとか、今でも借金払っている、そういう方もいらっしゃるのではないのでしょうか。

国や県、そして市でも、小さなお子様を持つご家庭への支援策は多いですが、それは少子化対策である場合が少なくありません。

安心して子供を産み育てる環境づくりは、とても重要な策であります。ただ、今回、私が申し上げたいのは、子育てとは、子供が社会に巣立つまでなんだから、保護者の経済的負担が一番大きな時期の支援にも目を向けてほしいということであります。

大学や専門学校などに進学する際に、経済的な理由により就学に困難がある学生を応援するために、奨学金という制度がございます。

大きく2つに分けて、卒業後に返済する貸与型と返済する必要のない給付型がございますが、後者の給付型は審査基準が厳しく、募集枠が少ないこともあって、一部の成績優秀者しか利用できませんから、多くが利用するのは、返済しなければならない貸与型となります。借主の学生本人が卒業して働きながら返済することになりますが、親が返済しているというご家庭も多いのではないのでしょうか。

そのようなことから、平成27年、今から8年前になりますが、第4回定例会において、私から、例えば、那珂市に定住する意思のある者に対して、無利息での貸付けのほかに、那珂市の人材育成のための投資として学費の一部を負担、支給するといった市独自の奨学金制度を新設して支援できないかを訴えました。それに対し、当時の企画部長は、議員提案の奨学金制度は、若者の人材育成を図り、雇用を確保するとともに、若い世代の転出を抑制し、将来的な定住人口の促進につながる有効な施策であることから、まち・ひと・しごと創生総合戦略の中で検討していくのご答弁をされましたが、その後、十分に検討した結果、奨学金制度は国・県にもあるので、市独自の奨学金制度は不要だという結論に達したというふうに伺いました。

そこで、今回改めての質問でございますが、市独自の奨学金制度は無理だとしても、例えば、国や県の奨学金や教育ローンなどの借入金の利息を負担する、いわゆる利子補給制度など、何らかの支援ができないか、お伺いいたします。

○副議長（大和田和男君） 企画部長。

○企画部長（渡邊荘一君） お答えいたします。

現在、議員おっしゃるとおり、那珂市においては、高校卒業後の教育資金の支援は実施いたしておりません。

経済的理由により就学に困難がある優れた学生等に対し、教育の機会均等及び人材育成の観点から経済的支援を行うことは、行政の役割でもありと考えております。

このような観点から、一部の自治体では、奨学金制度を設けたり、または奨学金などの借入金の返済支援を実施している例もあるようでございます。

その支援の条件や内容などは、地元へ帰ってくることで、利子補給、定額補助など、自治体により様々でございます。

当市で何らかの支援を考えていくとすれば、財源の問題、返済が困難な低所得者世帯の状況、若者のUターン対策など、市民と市にメリットや効果があるような総合的な政策として考えてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○副議長（大和田和男君） 古川議員。

○12番（古川洋一君） ただいまのご答弁では、一部の自治体では奨学金制度を設けたり、借入金の返済支援を実施している例はあるとのことではございますが、本市が何らかの支援を今後考えていくのであれば、財源の問題はもちろん、低所得世帯に限定するのですとか、Uターンや定住を条件にするなど、市と市民にとってもメリットがあるような総合的な政策として考えていきたいということでもあります。

ぜひとも、前向きなご検討をお願いしたいというふうに思います。

次に、笠間市での事業なんですけど、ちょっとご紹介をさせていただきますと、笠間市では、来春に高校を卒業し、進学や就職する生徒の応援金として、保護者に対し、生徒1人につき5万円を給付するようであります。なお、保護者の所得制限は設けません。物価高騰による家計負担を軽減するのが狙いで、事業名は新生活応援事業、給付金額合計3,000万円の財源は、新型コロナウイルス対策関連の国の交付金を充てるようであります。

これにつきましては、進学にせよ就職にせよ、新生活の準備金にということでもありますから、対象の生徒さんの保護者の方にとりましては、5万円であっても大変ありがたい事業だろうというふうに思い、ご紹介をさせていただきました。

ただ、一方では、物価高騰を受けての臨時の交付金を使った単発の事業だとすれば、翌年に卒業する生徒の保護者には給付がされない可能性がありますから、継続を求める声も上がってくるのではと推察されます。そうなった場合、継続的に実施するのであれば、財源を交付金に頼ることなく、一般財源で措置する必要があるだろうと思います。

前回の定例会において、小学校入学時にはランドセルの購入費用、中学校入学時には制服の購入費用に対する助成をお願いいたしました。これにつきましても、実施するならば、不

公平がないよう継続的にやらなければならないとのご答弁がございました。

今回、私が要望しているのは、物価高騰とかそういう理由ではなく、子育て期間中で経済的負担が一番大きくなる時期に、何らかの支援が必要ということでもありますから、先ほどの教育ローンなどの利子補給の例で言えば、条件をつけるなどして歳出額を抑え、単発ではなく継続的な支援をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。お伺いいたします。

○副議長（大和田和男君） 企画部長。

○企画部長（渡邊荘一君） お答えいたします。

まず、事業を実施するに当たりましては、行政が実施する公共の福祉、例えば困っている人への支援であるとか、そういうものに当たるかどうか、または公平性、社会情勢、財源、効果など、総合的に考えて制度設計をして、継続的に実施することが大切だと考えております。

令和5年度の国の物価高騰対策への交付金においては、単年度の財源でございまして、継続性よりも短期的に、できるだけ物価高騰の影響を受けている多くの市民へ支援できるようにすることが重要だと考えております。

また、高校卒業時を対象といたしました今回の支援策につきましては、議員のおっしゃるとおり、交付金を原資とするのではなく、一般財源により継続的に実施することも大切であるというふうに考えております。

議員からご提案のありました教育ローンの利子補給などについて、困っている市民の現状などを把握した上で、どのような支援や対応をすることで効果があるのか考えて、今後考えてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○副議長（大和田和男君） 古川議員。

○12番（古川洋一君） 考えていきたいということですから、よろしくお伺いいたします。

それでは、この項目の最後に、市長にお伺いいたします。

冒頭から申し上げますとおり、私は、子育ては子供が社会に巣立つまでと考えており、大学などに進学する生徒を持つ保護者の経済的負担は相当なものなので、子育ての最後の支援として、何らかの支援が考えられないか、お伺いをしてまいりました。

しかしながら、前回要望させていただいた、ランドセルや制服の購入費用に対する助成もそうですけれども、このような支援事業というのは、トップとしてのお気持ちが重要だと思いますし、言葉は好きではありませんが、トップダウンでしか実現しないものと思っております。

やるやらない、できるできないは今後の話でも結構でございますが、今日は市長ご自身に、この時期の生徒や保護者を応援したい、応援しなければならない、そういったお気持ちがあるのかなのか、私は保護者の負担が大き過ぎて、子供たちが自分の夢を諦めるようなことにつながってほしくないのですが、市長の思いはいかがでしょうか。お伺いいたします。

○副議長（大和田和男君） 市長。

○市長（先崎 光君） 進学に伴う子供たちへの支援、あるいは家庭への支援という視点でご質問をいただきました。

振り返ってみると、私自身も奨学金をもらいながら進学をした経験があるんですけども、非常に助かったという思いが今でもあります。

答弁させていただきます。

子供を産み育てて、一人前の社会人に育てる、そこまでが親の務めであり、また親にはその責任があると思っております。これは議員と同感でございます。

大学等の進学期が、経済的負担の重い時期であることもそのとおりであり、親元を離れて新生活を送る方は、学費に加え、自身の生活費にも出費が重なり、それを支える保護者の負担は大変大きなものがある、そのように私も考えております。

子育てをしていく上で、各ライフステージの負担を支える行政からの支援、応援としましては、保護者への金銭的支援を行えば、保護者の負担軽減にもつながると思いますし、またそうしたい気持ちも当然あります。

しかしながら、その効果を評価するに当たっては、将来的には、部長が申し上げたように、那珂市へ還元していただきたいという思いもあり、せっかくであれば、進学等で市外に出たとしても、再び那珂市に戻って、那珂市の人材として活躍していただきたい、そういう気持ちもございます。

例えば、一度那珂市を離れたとしても、再び戻ってきてくれる方を対象に支援をすとか、継続性や政策的な効果が期待できるなど、そういった支援について調査研究をしていきたいと考えております。

以上です。

○副議長（大和田和男君） 古川議員。

○12番（古川洋一君） 市長にも私の気持ちはご理解いただけたのかなというふうに思います。

その支援の方法に、政策的な効果を求めるとしても、それは致し方ないのかなと、私も思います。ただ、その支援が、先ほども言いました、子供たちの夢をかなえることにつながるよう、どうか前向きなご検討をお願いを申し上げまして、この項の質問を閉じます。

それでは、次の項、福ヶ平霊園と県道等をつなぐ道路についてお伺いをしてまいります。

先日、私のところに、市営の福ヶ平霊園にお墓を持つ、那珂市在住の高齢女性からお電話がございました。

お盆やお彼岸の時期には、お墓参りの方の車が多いわけですが、霊園に向かう道路が狭いため、車同士が擦れ違ふことができず、渋滞が発生する。中には道路脇の側溝にタイヤを落としている車を見たこともある。市営の霊園という公共施設に向かう道とは思えない。市としてこれでいいのか、そのようなお話でした。

今日はその対策についてお伺いしてまいります。

議長に許可をいただきましてお配りした、皆様にはタブレットで配信しておりますが、福ヶ平霊園周辺の地図で確認をさせていただきます。

まず、福ヶ平霊園は、ピンク色に染めた場所でございますが、霊園までのアクセスは、下江戸から水戸方面に向かう県道長沢水戸線の丁字路から入り、田崎地区コミュニティセンター、地図では田崎農村公園というふうになっておりますが、その東側を経由する、緑色で染めた道路を使うルートが1つ。もう1つが、県立きのこ博士館前の市道を下り、集落内へ入る丁字路を右折し北側へ向かう、水色で染めた道路を使うルート。この2つのルートで間違いないでしょうか。また、それぞれの入り口の丁字路、赤い点のところに案内看板はあるのか、併せてお伺いいたします。

○副議長（大和田和男君） 市民生活部長。

○市民生活部長（平野敦史君） お答えいたします。

ルートにつきましては、議員の今お話しいただいたとおり、2ルートございます。それぞれの入り口には、案内の看板を設置してございます。

以上です。

○副議長（大和田和男君） 古川議員。

○12番（古川洋一君） 分かりました。

そして、緑色のルートと水色のルートが合流して、オレンジ色で染めた道路があるんですが、ここも狭く、その先の黄色で染めた道路は、最後の坂上がっていく道、そこは広がっているというのが現状であります。

では、本題に入りますけれども、先ほど私がお伝えした、霊園を利用される市民の方からの、道路が狭くて渋滞が発生する、側溝に車のタイヤを落としたといったご意見を、担当課では聞いておりますか。お伺いいたします。

○副議長（大和田和男君） 市民生活部長。

○市民生活部長（平野敦史君） お答えいたします。

霊園をつなぐ道路にカーブが多く、狭い箇所があることは承知しております。

ここ数年にはなりますが、渋滞に関する苦情や相談は何っておりません。

ただ、過去には、市道から福ヶ平霊園へつなぐ道路について、公園墓地を利用する方から、道路の拡幅について市へ要望がありました。当時、地元と調整を行いました。ここは生活道路として利用されており、安全上の観点から協力は得られず、要望には応えられておりません。

以上です。

○副議長（大和田和男君） 古川議員。

○12番（古川洋一君） ここ数年は聞いていらっしゃらないけれども、過去に利用者から道路の拡幅について要望があったと。しかしながら、地元住民の方々と調整をされたけれども、

賛同が得られず、道路の拡幅という要望には応えられなかったということでもあります。

これは私の推測でありますけれども、地元の方々としては、仮に道路を拡幅すれば、スピードを出す車も増え、事故につながる、巻き込まれる可能性も高くなる、そういったお気持ちもあるのではなかろうかとお察しいたします。

ただ、利用者目線で考えますと、先ほどもお伝えしましたけれども、市の公共施設に向かう道路が狭く、不便をきたしているということでもありますから、市としても何もしないというのはいかなものかと思えます。

利用者のスムーズな通行のために、何らかの対策が必要だと思えますが、道路の拡幅も含めて、市としてはどのような対策が考えられますでしょうか。お伺いいたします。

○副議長（大和田和男君） 市民生活部長。

○市民生活部長（平野敦史君） お答えいたします。

先ほどの答弁でも申し上げたとおり、福ヶ平霊園とをつなぐ道路の拡幅については、難しいところではございます。ただ、早期に対応できるものとして、擦れ違いが難しい区間、こちらの両端に、譲り合い通行を求める案内看板、こちらの設置について調整を図ってまいりたいと思っております。

以上です。

○副議長（大和田和男君） 古川議員。

○12番（古川洋一君） ただ、道路の拡幅は難しいけれども、車の擦れ違いが難しい区間の両端に、譲り合い通行をお願いするような案内看板を設置するなど、今後調整していくということではございますが、取り急ぎ、すぐできることは早急な対応をお願いしたいというふうに思います。

それと、今回の件で、現地を確認しに行った時なんですけど、お墓参りにいらしていた方にお話をお伺いしましたところ、私が「お盆やお彼岸のときは車が渋滞してお困りじゃないですか」というふうに尋ねますと、「そうだね」と。「でも、この上の県民の森のほうから直接どんと下りてくる道路ができるそうだから、早くできることを期待しているよ」と言われたんです。私は初耳だったものですから「そうですよね」とはちょっと言えなかった、当然です。ですから「後ほど確認させていただきます」というような感じでお話をしたんですけど、そのような計画があるのか、お伺いします。

○副議長（大和田和男君） 市民生活部長。

○市民生活部長（平野敦史君） お答えいたします。

関係していそうな部署には問合せをいたしましたけど、現在、そのような計画については確認されませんので、計画はございません。

以上です。

○副議長（大和田和男君） 古川議員。

○12番（古川洋一君） まあ、何か勘違いされたんでしょうけれども、ただ、火のないとこ

ろに煙は立たないといえますから、どこかでそういう計画の話が、どなたからかから出たのかもしれないけれども、いずれにしても、現時点で計画はないということでございます。

確かに、県の施設の中、森林公園とか、県の施設の中を通り抜けてくるような道路を整備するのは、ハードルがあまりにも高過ぎるというふうな気もいたしますけれども、例えば、この今ご覧いただいている地図の、霊園の右下のほうに、熱帯植物館というのがございますよね。この下辺りから入って、霊園にこう直線で向かうような道路ができれば、辺りには民家もないし、便利じゃないかなというふうには思いますけれども、いずれにしても、計画はなくても、それに期待している方がいるということは、やはり現状では不便を感じているということをご認識いただきたいと思います。

道路の話は若干話がそれますが、現在、福ヶ平霊園の墓地区画はどのくらい利用されているのか、お伺いいたします。

○副議長（大和田和男君） 市民生活部長。

○市民生活部長（平野敦史君） お答えいたします。

福ヶ平霊園全部で1,419区画ございます。11月末時点で、このうち85%、1,208区画が既に使用許可を求められて、出ております。うち894区画には墓石が建立されております。お墓参りに訪れるのは、その区画の縁故の方と思われまます。

以上です。

○副議長（大和田和男君） 古川議員。

○12番（古川洋一君） 全部で1,419区画あって、うち使用許可が出ているのは85%に当たる1,208区画、さらに墓石が建立されているのは894区画しかないということ、ちょっとこの点を押さえておきたいと思えます。

では、駐車場の広さは十分に確保されているのか、お伺いいたします。

○副議長（大和田和男君） 市民生活部長。

○市民生活部長（平野敦史君） お答えいたします。

福ヶ平霊園の駐車場は、約500平米ございます。30台程度が駐車可能であり、十分確保されているものと考えております。

以上です。

○副議長（大和田和男君） 古川議員。

○12番（古川洋一君） 先ほどのご答弁の中で、墓石を建立されている894区画の方が墓参りに訪れているのではと思われるということでしたが、お盆やお彼岸とはいっても、数日の期間がございまして、同じ日でも、同じ時間帯に集中するわけではないと思えますけれども、本当に30台程度の駐車スペースで足りているのか、私にはちょっと疑問が残ります。

では、これまでに駐車場が狭いといったお声はなかったでしょうか。お伺いいたします。

○副議長（大和田和男君） 市民生活部長。

○市民生活部長（平野敦史君） お答えいたします。

これまでにそのようなご意見をいただいたことはございません。

もしも不足する状況になれば、現在は使用していない駐車場が霊園の入り口にございます。それを開けて対応したいと思います。

以上です。

○副議長（大和田和男君） 古川議員。

○12番（古川洋一君） 先ほど、全部で1,419区画あって、使用許可が出ている、つまり売れているのが85%の1,208区画、さらに墓石を建立されているのは894区画しかないという点を押さえておきたいと申しました。

売れない理由はいろいろあるとは思いますが、その一つに、道路が狭くて不便という理由があるように思うのですが、そう考えられないでしょうか。お伺いいたします。

○副議長（大和田和男君） 市民生活部長。

○市民生活部長（平野敦史君） お答えいたします。

まず、福ヶ平霊園のこれまでの造成経緯などを、ちょっとご紹介したいと思います。

昭和56年度を第1期とし、平成4年度を第2期、平成9年度に第3期の造成を行い、今に至っております。当時は、市内で住宅団地の造成などもございまして、転入者による人口増の時期でございました。

ここ10年の区画使用許可数は、平成20年度から平成30年度までの6年間を振り返りますと、年平均18区画です。最も多かったのは平成30年度で26区画となります。

令和元年度から令和4年度の4年間は、年平均12区画となっており、令和4年度は7区画と減少の傾向が見られます。

いろいろな理由があるかもしれませんが、人口の減少というものが、墓地に限ったことではありませんけれども、人の意識や考え方に影響しているのかもしれない。

福ヶ平霊園を求めない理由として、道路が狭いといったお話を伺ったことはなく、区画が埋まらない正確な理由については把握しておりません。

以上です。

○副議長（大和田和男君） 古川議員。

○12番（古川洋一君） 買わない方とお話することはないので、理由は分からないということなんですが、空き状況の問合せが頻繁にあった時代もあったわけですね。それでも売れ残っている。ここ数年の使用許可件数も減少傾向にある。

ご答弁の中にはございませんでしたが、毎年、使用許可がある一方で、墓じまいをされるといった方もいらっしゃるというふうにお聞きしておりますから、今後、空き家ではないですけれども、空き区画が増えてくるのが危惧されます。

万一、その理由が、私の心配する道路や駐車場の狭さにあるとすれば、将来的にはきちんとした対策が求められると思いますし、そもそも、どうしてそこに市が霊園を造ったのかというような話にもなりかねません。そうならないことを祈ります。

いずれにいたしましても、不便さを訴える声があるという認識の下、その改善策をよくご検討くださいますようお願い申し上げまして、以上で私の一般質問を閉じます。ありがとうございました。

○副議長（大和田和男君） 以上で、通告8番、古川洋一議員の質問を終わります。

◎散会の宣告

○副議長（大和田和男君） 本日は議事の都合により、これにて終了し、残りの一般質問は、明日12月1日金曜日に行うことにいたします。

本日はこれにて散会いたします。

散会 午後 4時25分

令和5年第4回定例会

那珂市議会会議録

第3号（12月1日）

令和5年第4回那珂市議会定例会

議事日程(第3号)

令和5年12月1日(金曜日)

日程第1 一般質問

日程第2 議案等の質疑

報告第14号 専決処分について(損害賠償請求に関する和解及び損害賠償の額の決定)

報告第15号 専決処分について(損害賠償請求に関する和解及び損害賠償の額の決定)

議案第50号 那珂市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

議案第51号 那珂市特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

議案第52号 那珂市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

議案第53号 那珂市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

議案第54号 那珂市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

議案第55号 那珂市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

議案第56号 那珂市における土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の一部を改正する条例

議案第57号 那珂市都市計画法の規定による開発行為の許可等の基準に関する条例の一部を改正する条例

議案第58号 那珂市火災予防条例の一部を改正する条例

議案第59号 那珂市税条例等の一部を改正する条例

議案第60号 那珂市コミュニティセンター等整備基金条例を廃止する条例

議案第61号 令和5年度那珂市一般会計補正予算(第6号)

議案第62号 令和5年度那珂市国民健康保険特別会計(事業勘定)補正予算(第1号)

議案第63号 令和5年度那珂市公園墓地事業特別会計補正予算(第1号)

議案第64号 令和5年度那珂市介護保険特別会計(保険事業勘定)補正予算(第2号)

議案第65号 令和5年度那珂市水道事業会計補正予算(第1号)

議案第66号 令和5年度那珂市下水道事業会計補正予算（第1号）

議案第67号 建設工事請負変更契約の締結について

議案第68号 市営那珂川沿岸地区土地改良事業の施行について

議案第69号 那珂市公の施設の指定管理者の指定について

議案第70号 市道路線の廃止について

日程第 3 議案の委員会付託

日程第 4 陳情の委員会付託

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（17名）

1番	寺門 勲 君	2番	原田 陽子 君
3番	小池 正夫 君	5番	石川 義光 君
6番	關 守 君	7番	大和田 和男 君
8番	富山 豪 君	9番	花島 進 君
10番	寺門 厚 君	11番	木野 広宣 君
12番	古川 洋一 君	13番	勝村 晃夫 君
14番	武藤 博光 君	15番	笹島 猛 君
16番	君嶋 寿男 君	17番	遠藤 実 君
18番	福田 耕四郎 君		

欠席議員（1名）

4番 萩谷 俊行 君

地方自治法第121条第1項の規定に基づき説明のため出席した者

市長	先崎 光 君	副市長	玉川 明 君
教育長	大縄 久雄 君	企画部長	渡邊 莊一 君
総務部長	玉川 一雄 君	市民生活部長	平野 敦史 君
保健福祉部長	生田目 奈若子 君	産業部長	浅野 和好 君
建設部長	今瀬 博之 君	上下水道部長	渡邊 勝巳 君
教育部長	小橋 聡子 君	消防長	小田部 茂生 君
会計管理者	茅根 政雄 君	農業委員会 事務局 長	澤 晶 克彦 君

選挙管理委員会
書記長
(総務課長)

加藤 裕一 君

議会事務局職員

事務局長	会 沢 義 範 君	次 長 補 佐 (長 総 括)	三田寺 裕 臣 君
次 長 補 佐	岡 本 奈 織 美 君		

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○副議長（大和田和男君） おはようございます。

本日も議長欠席のため、地方自治法第106条第1項の規定により、私、副議長の大和田和男が議長職務を行います。

ただいまの出席議員は17名であります。欠席議員は4番、萩谷俊行議員の1名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

◎諸般の報告

○副議長（大和田和男君） 議案等説明のため、地方自治法第121条第1項の規定に基づき議場に出席を求めた者の職氏名は、今期定例会の初日に文書管理システムに登載した出席者名簿のとおりであります。

職務のため、議会事務局より事務局職員が出席しております。

本日の議事日程については、別紙のとおりお手元に配付しております。

また、本会議の様子は、ユーチューブでライブ配信しております。

◎一般質問

○副議長（大和田和男君） 日程第1、昨日に引き続き一般質問を行います。

質問者の質問時間は、1人60分以内となっております。これには答弁の時間を含みます。

これより順次発言を許します。

本会議場内の皆さんにお知らせいたします。

本日の一般質問は、通告9番から11番までの議員が行う予定でしたが、通告10番、私、大和田和男の一般質問は取り下げましたので、本日は通告9番及び11番の議員が行います。

傍聴者の皆様にお知らせいたします。

会議中は静粛をお願いいたします。携帯電話をお持ちの方は、ご配慮をお願いいたします。拍手等についても、ご遠慮くださるようお願いいたします。

◇ 花 島 進 君

○副議長（大和田和男君） それでは、通告9番、花島 進議員。

質問事項 1. 戦没者遺族への弔慰金等の事務について。2. 2023年人事院勧告の取入れについて。3. 国民健康保険の会計について。4. 芳野の市民農園とその利用料について。5. 久慈川の防災工事について。6. 道路の白線について。7. 不登校問題について。8. 額田地区の文化資産について。

花島 進議員、登壇願います。

花島議員。

〔9番 花島 進君 登壇〕

○9番（花島 進君） 早速、質問に入らせていただきます。

まず、戦没者遺族の弔慰金等の事務について伺います。

戦傷病者及び戦没者遺族への弔慰金については、受給の申請をしなかった方の親族から、過去に遡って何とかならないかとの声がありました。このことから、制度の概要と関連事務について質問します。受給該当者の把握と通知の事務はどうなっているかなど聞きたいと思っています。

そこで質問です。

まず、戦没者等の遺族に対する特別弔慰金について、制度の概要及び現在の市内の受給者の数をお伺いします。

○副議長（大和田和男君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（生田目奈若子君） お答えいたします。

まず、戦傷病者及び戦没者遺族への援護についてですが、国として様々な給付などを行っております。

現在、本市において受付業務などを行っているものは3つございまして、1つが戦没者等の妻に対する特別給付金、2つ目が戦傷病者等の妻に対する特別給付金、3つ目が戦没者等の遺族に対する特別弔慰金となっております。

この中で最も件数が多いのが、戦没者等の遺族に対する特別弔慰金です。この特別弔慰金は、さきの大戦において公務などのため国に殉じた軍人等の方々に思いをいたし、国として弔慰の意を表すため、支給しているものでございます。

なお、この特別弔慰金は、戦後何十周年という節目などに支給され、支給対象者は戦没者の遺族の中で恩給、遺族年金等を受ける遺族がない場合で、戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法上の戦没者等の遺族のうち、先順位1名の方となっております。

また、本市における受給者数ですが、直近の第11回特別弔慰金では368人となっております。

以上です。

○副議長（大和田和男君） 花島議員。

○9番（花島 進君） 毎年とかではなくて、10年に1回とか、かなり年を置いてから支給されるということで、受け取る方の手続ミスとか手続し損ないというのが出やすいかなと思っています。その点で、制度の周知方法及び該当者への個別通知はどのように行っていますでしょうか。

○副議長（大和田和男君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（生田目奈若子君） お答えいたします。

まず、特別弔慰金の周知についてですが、市広報なかのおしらせコーナーや市ホームページに掲載するほか、ポスターの掲示及びリーフレットの配布、市遺族会への案内、厚生労働省による新聞掲載などにより行ってございます。

次に、該当者への個別通知についてですが、前回の受給者が引き続き申請することが見込まれているため、申請開始時の送付は行ってございませんが、請求期間の途中で県から市へ未請求者のリストが届きますので、該当する市内にお住まいの方に対しまして個別に通知を送付しております。

また、未請求者リストに掲載されている方のうち、申請期間内に死亡や市外への転出が確認された方につきましては、市から県へ報告をしております。その後、県内の転出者は、県から転入先の市町村に新たな追加リストが届き、県外への転出者につきましては、県から国に報告され、国から各都道府県に追加リストが届くことになっております。そのため、その方へも個別に案内し、請求漏れとなる事案が生じないよう対応をしているところです。

以上です。

○副議長（大和田和男君） 花島議員。

○9番（花島 進君） 市広報なかのお知らせコーナー、市ホームページ、ポスターの掲示及びリーフレット、市遺族会への案内、厚生労働省による新聞掲載、これはどれも、それなりの何というか訴求力があると思っているんですが、実際には万全というわけにはいかないですよ。そういうことで、個別に通知するということが非常に最後のとりでとして大事なと思っているんですが、今、話を聞くと、なかなか一括で管理されているわけではないということで、漏れが生じるおそれがあると思っています。

一応、今の話では、ちゃんと通知が届くということになっているようですが、各段階のどこかでそごがあれば届かないということがありますので、那珂市だけの問題じゃないんですけども、しっかりと事務を進めるということを求めたいと思っています。

なお、かつての受給者で申請漏れした方の親族からは、過去の受給漏れに対して何とかならないかという話がありました。これについては、法律上は時効期間を過ぎたらもう駄目ということが明記されていますので、駄目かな、駄目だなということは分かっていますが、できれば国の制度として、もう少し何とかならないかなとは思っています。

以上で、次の質問に移ります。

人事院勧告的那珂市への取り入れについて伺います。

那珂市の職員の処遇は、国家公務員に準じて設定されています。これは存じております。2023年度の人事院勧告が8月に出され、10月中にその扱いの閣議決定がされたと聞きました。那珂市の職員処遇について考えを聞きたいと思えます。

まず、今回の勧告の概要を説明していただきたいです。

○副議長（大和田和男君） 総務部長。

○総務部長（玉川一雄君） お答えいたします。

本年の人事院勧告の概要でございますが、給与に関する勧告内容について申し上げますと、月例給での民間給与との較差3,869円、率で申しますと0.96%になりますが、こちらを解消するため、高卒初任給は約8%の1万2,000円を、大卒初任給は約6%の1万1,000円を引き上げるなど、若年層に重点を置いた内容となっております。賞与につきましては、年間0.1月分を引き上げ、年間4.50月とする内容となっております。

以上です。

○副議長（大和田和男君） 花島議員。

○9番（花島 進君） 高卒初任給で1万2,000円というのは、かなりの処遇改善だとは思えます。近年、人事院勧告は若年層に少し厚くするというのをずっとやってきていますが、それでも多分、民間の特に高度な仕事をやる方々に対する処遇からはまだ低いと思えますので、今回の大幅な改善は歓迎したいところです。

次に、若年層だけでなく、中高年層についてどうかというのも大事ですので、その辺の処遇はどうなっていますでしょうか。

○副議長（大和田和男君） 総務部長。

○総務部長（玉川一雄君） お答えいたします。

中高年層の増額につきましては、今回の給与改定によりまして、行政職、消防職ともに課長補佐級以上の職員で1,000円程度月例給が増額となります。

以上です。

○副議長（大和田和男君） 花島議員。

○9番（花島 進君） 分かりました。

中高年層についても若干、若干と言ったらいのかな、人によって考えは違いますが、それなりに上がっているということでした。

それでは、市職員の処遇で給与以外の人事院勧告も出ていますね。それについては、いろんな勧告が出ているんですが、那珂市で取り入れようと考えているものはどういうふうになっていますでしょうか。

○副議長（大和田和男君） 総務部長。

○総務部長（玉川一雄君） お答えいたします。

給与改定以外の勧告の中では、多様なワークスタイル、ライフスタイルを可能とする取組

が示されております。

本市におきましては、現在、夏季休暇の使用期間を7月から9月までの3か月間としておりますが、この期間が業務繁忙期に当たるなど、使用できない職員も出てきておりますので、使用期間を前後に1月ずつ拡大いたしまして、6月から10月までの5か月間といたしまして、職員が有効に休暇を使用できるよう見直しをしております。

以上です。

○副議長（大和田和男君） 花島議員。

○9番（花島 進君） 私も官庁じゃないんですけども、公的機関に属したことがありまして、9月というと半期の境目で、その境目でやらなきゃならないことが結構あって、夏休みを取りづらいというのがありましたので、那珂市の事情でもそういうことがあるかなと思います。ぜひその改善をやっていただきたいと思います。

次に、国民健康保険の会計について伺います。

国民健康保険の会計は、数年前から県会計となっております。県は年度ごとに市町村に支出を求め、それに沿って各市町村は国民健康保険税の課税基準を定め徴収し、県に納めております。その中で、県や国は、本来自治体に任せるべき事柄にいろいろ指図し、市町村独自の政策を取りづらくなっているのが現状だと思っています。このことを認識しながら質問いたします。

まず、那珂市の国民健康保険特別会計の今年度の収支の見込みをお尋ねします。

○副議長（大和田和男君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（生田目奈若子君） お答えいたします。

国民健康保険特別会計の今年度の収支の見込みにつきましては、現時点で、収入である交付金や保険税、支出である医療費が確定しておりませんが、歳入に対し歳出が上回り、不足分を国民健康保険支払準備基金より繰り入れる見込みとなっております。

理由としましては、歳入は、被保険者の減少に伴い、保険税の収入が2,000万円程度下回ることが見込まれ、歳出は、市から県に納める事業費納付金が、令和4年度と比較して約1億3,000万円の増額となったことによるものでございます。

そのため、資金不足の対応として、国民健康保険支払準備基金から1億2,000万円程度繰り入れる見込みでございます。

以上です。

○副議長（大和田和男君） 花島議員。

○9番（花島 進君） 分かりました。

1億2,000万円というのは、かなり大きな金額だと思いますが、なかなか見通しが難しいということもあります。当面は、今年度は支払準備基金から支出という予定だというふうに伺いました。

では、来年度の国保税の税率改定の見直しなどについて、県の決算剰余金や県に納める事

業費納付金の状況も考えた考えをお尋ねします。

○副議長（大和田和男君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（生田目奈若子君） お答えいたします。

まず、県の決算剰余金ですが、令和4年度の茨城県国民健康保険特別会計の決算剰余金は約43億円となります。この決算剰余金につきましては、令和5年度国庫支出金返還金の財源や医療費増加への備えとして約22億8,000万円が充てられ、残りは令和6年度以降の各保険者の事業費納付金の負担軽減に充てられます。

次に、本市の来年度の国民健康保険税の税率改正についてですが、予算編成に際して、県に納める事業費納付金が国保税や交付金等の収入見込額から支払うことができるか、また、不足分について、国民健康保険支払準備基金で賄えるかどうかを踏まえて判断することとしております。

まず、令和6年度の県全体の事業費納付金につきましては、現時点では仮算定の結果となりますが、被保険者の減少に伴い、令和5年度と比較して0.78%の減少が見込まれております。本市が県に納める事業費納付金につきましても、令和5年度と比較して約3,700万円の減額が見込まれております。

このようなことから、来年度の本市の見通しでございますが、現行の国民健康保険税の税率では歳入が不足することが見込まれておりますが、国民健康保険支払準備基金を取り崩して賄えることから、現時点では税率の改正につきましては変更しないことで考えてございます。

以上です。

○副議長（大和田和男君） 花島議員。

○9番（花島 進君） 現行の税率で来年度やる方針で、まだ確定ではないけれども考えているということですね。分かりました。

次の質問に移ります。

芳野の市民農園とその利用料等についてです。

市民から声がありまして、開園当初は、指導員がいる、くわなどの農機具がある、くず野菜置場がある、水道がある、駐車場があるなどとされていましたが、最近は、指導員が農園に来ない、農機具も減ったということです。ですが、利用料は変わらない。これは何とかならないかという声がありました。それで、今回の質問をすることにしました。

質問です。開園当初は、指導員がいるなどの先ほど言いましたようなサービスがあったわけですが、それが、農機具が減ったり、指導員が来なくなったという声があります。市民サービスとして、市民農園の提供するサービスとその使用料について現状をお聞かせください。

○副議長（大和田和男君） 産業部長。

○産業部長（浅野和好君） お答えいたします。

議員のおっしゃるとおり、平成21年の開園当初は、指導員による年数回の栽培講習会を実

施してまいりましたが、指導員の確保が難しくなったことから、残念ではございますが、現在は指導員の配置はしていません。

また、くず野菜置場につきましては、利用者以外の不法投棄や腐敗臭などの悪臭問題などが発生したことによりまして、現在は刈り草や使用済みの資材等に限定しまして、市で回収を継続しております。

農機具につきましては、くわ、まんのう、耕すための管理機など農作業に必要な道具を設置しており、手軽に農作業を楽しんでいただけるようになっております。農機具等の利用状況や、経年劣化により農機具数が減っている場合もございますが、適宜、修繕、補填をいたしております。

また、水道、駐車場に加えまして、トイレなどの農産工房の施設使用については、開園当時と変更はございません。

なお、使用料につきましては、1区画30平方メートルとなりまして、年額は8,000円となります。全部で100区画ございます。

以上でございます。

○副議長（大和田和男君） 花島議員。

○9番（花島 進君） 農機具等は一時的に減ることはあっても、補充はしているという話でした。

それで、利用料についてなんです、利用料1区画30平方メートルで年額8,000円は、やっぱり少し高いような気がします。ちょっと闇的な話かもしれませんが、私が近所の全然使われていない農地を、畑を借りているんですけども、250坪で、ただでいいよと言われていくらいなんで、それでも払っていますが、ちょっと高いんじゃないかなと思います。

それで、次ですが、見直しを求めたいと思うんですが、どうでしょうか。

○副議長（大和田和男君） 産業部長。

○産業部長（浅野和好君） お答えいたします。

使用料については、コスト面を考慮することが必要となります。令和4年度の決算での維持管理に係る光熱水費、農機具等の軽微な修繕、土地の賃借料、除草作業、人件費等の支出の合計は約65万円、収入である使用料につきましては約64万円となっております。

さらに、施設の維持管理には、農機具や施設の修繕、買換えといった臨時的な経費もかかってまいります。この臨時的な経費は市の負担といたしましても、利用者には応分の負担をしていただくことは妥当と考えております。また、ここ数年の区画使用率は増加傾向となっている状況からも、現在のところ使用料の見直しは考えてございません。

なお、芳野市民農園のほか、瓜連地区にございますふれあい農園があります。このふれあい農園は、1区画20平方メートルとなりまして、水道、農機具などはございませんが、安価な年額2,300円でのご利用が可能となります。希望されるニーズに合わせて施設の選択が可能となっております。

以上です。

○副議長（大和田和男君） 花島議員。

○9番（花島 進君） 今、お聞きした話だと収入が64万円ということで、使用料で考えると、100区画ありますから、100%使われると80万円になりますよね。そうすると、利用率は増えているとはいいいながら、まだ80%ということですので、安くして、もうちょっと利用率が上がれば、もう少し収支もよくなるかなという気がします。

それは置きましても、一定の市民サービスとして、市が若干の負担をしてもいいかなと思います。一般質問で言われて、二、三日、1週間とかで会計をすることを認めるとまでは言いませんが、今後、ぜひ利用料が値下げできないかどうか考えていただきたいと思います。

以上で、次の質問に移ります。

久慈川の防災工事についてです。久慈川の防災工事が那珂市額田地区と本米崎地区で進められています。工事の概要などをお聞きしたいと思っています。

まず、久慈川水系において現在国が事業を行っていますが、額田地区、本米崎地区の事業の進捗と見込まれる整備効果を説明してください。

○副議長（大和田和男君） 建設部長。

○建設部長（今瀬博之君） お答えいたします。

現在の久慈川治水事業につきましては、令和元年度から令和8年度までの計画によりまして、国土交通省の久慈川緊急治水対策プロジェクトとしまして、堤防整備、河道掘削、霞堤を整備するものでございます。

額田地区につきましては、霞堤の整備が予定されておりますが、同じ位置になるところに基盤整備事業によりますほ場整備の計画がございますので、額田北郷土地改良区と調整を図りながら霞堤の設計を進めているところでございます。

また、堤防整備に必要な用地の取得を進めておりまして、令和5年秋から用地取得が済みました場所より河道掘削工事に着手しております。

なお、本米崎地区につきましては、堤防整備と河道掘削を行う予定で令和3年度から用地取得に着手しております、令和5年夏には堤防整備の工事に着手いたしました。

今回の事業につきましては、令和元年の東日本台風で発生したような河川からの越水を防ぐための整備でございます。

以上です。

○副議長（大和田和男君） 花島議員。

○9番（花島 進君） 了解しました。

実際に工事現場にはいろいろ案内がなされていて、私も見ているんですが、若干、現場の状況と説明図とがちょっと違うかなと思ひまして、この質問をしました。了解です。

次の質問に移ります。

昨日の武藤議員の質問にもありました道路の白線についてです。

市内を私、通行していますが、白線が消えかかっている、車線の区切りが分からないとか停止位置が分からないところが大変多いです。また、横断歩道の表示が消えかかっているところも多いと思っています。

そこで、近年、横断歩道を渡ろうとしている人がいるときの自動車の一時停止義務について取締りが強化されると聞いています。されているんですかね、もう既に。安全のためにも、横断歩道通過の規則をはっきりさせるためにも、白線をしっかり表示して、横断歩道だということが明確に分かるようにしたほうが良いと思っています。警察、道路管理者に要請してほしいと思って、質問します。

まず、市として、停止線や横断歩道の消えかかっている箇所を把握していますでしょうか。また、各道路管理者に把握している箇所について改善を要求していただけますか。

○副議長（大和田和男君） 建設部長。

○建設部長（今瀬博之君） お答えいたします。

市内の消えかかっている区画線や横断歩道は、道路パトロールや自治会からの申請及び問合せ等により把握に努めております。

また、市道の白線につきましては、交通安全施設整備事業により計画的に補修はしておりますが、管理する道路の延長も伸びていますことから、全ての問題解消にまでは至っていないのが現状でございます。

なお、ただいま議員からありましたご要望につきましては、それぞれの道路を管理する国土交通省や茨城県常陸大宮土木事務所、さらには公安委員会等に要請をしております。

以上です。

○副議長（大和田和男君） 花島議員。

○9番（花島 進君） 市としては、大胆に積極的に不具合のところを探すということはないということで、指摘を受けて対応するのが主かなともいうふうに聞いておりました。それでは、ある程度まとめて、ここが消えかかっているよというのを通知したいと思いますので、そのときは対応をよろしくお願いします。

次の質問に移ります。

不登校問題についてです。

まず、質問です。不登校児童生徒の人数と不登校に至った理由の内訳についてお伺いします。どうなっていますでしょうか。

○副議長（大和田和男君） 教育部長。

○教育部長（小橋聡子君） お答えいたします。

年間30日以上欠席し、不登校となっている児童生徒は、本年度10月末現在で、児童15名、生徒38名の合計53名となっております。

過去3年間の推移を見ますと、令和2年度が児童14名、生徒45名の合計59名、令和3年度が児童20名、生徒52名の合計72名、令和4年度が児童42名、生徒68名の合計110名となっ

ており、増加しております。しかしながら、児童生徒数当たりの出現率で見ますと、本市は国や県よりも低い傾向がございます。

不登校の理由について、令和4年度の調査結果で申し上げます。

複数回答となりますが、「無気力・不安」によるものが52.7%、「家庭の事情」が12.7%、「生活リズムの乱れ」が8.2%、「いじめ以外の友人関係」と「学業の不振」がいずれも4.5%となっております。

以上です。

○副議長（大和田和男君） 花島議員。

○9番（花島 進君） 実情は分かりました。

人数が増えているというのがちょっと気になっています。生徒数は増えていないのに、こうというのは、ちょっとどうかなと思います。あと、「無気力・不安」が52.7%というのは、ちょっとよく分からないですが。

次の質問に移ります。

不登校となると、授業を受けられない生徒の学力はどうなるかというのは非常に気になります。学校の勉強なんかどうでもいいと思っている人もいるようですが、私はそうは思っていないので、その辺はどうなっているのでしょうか。

○副議長（大和田和男君） 教育部長。

○教育部長（小橋聡子君） お答えいたします。

学力の対策につきましては、不登校の状態が様々であるため、一人一人の状況に応じた学習機会の提供が重要です。

例えば、保健室といった教室以外の部屋や、放課後であれば登校できるという場合は、担任や養護教諭などが学習指導を行います。

学校に来ることができない子供たちに対しましては、担任が家庭訪問をしながらプリントを届けるほか、GIGAスクール構想により配備されたタブレットを活用し、課題を配信したり、AIドリル等のソフトを活用するなど、自分のペースで学習を進められるよう支援をしております。

また、本人の希望に応じて、教室での授業をリアルタイムで配信し、自宅にいながらリモートで授業に参加できる環境も整備しております。

さらに、教育支援センターでは、適応指導教室ひまわり教室を開設し、少人数の集団の中でカウンセラーが学習の指導を行っております。

以上です。

○副議長（大和田和男君） 花島議員。

○9番（花島 進君） GIGAスクール構想でタブレットを配るとというのは、いかなものかと実は思っていたんですけども、こういうときにはプラスになるというので、いい面もあるなと認識しました。

では、そのようにして行った学習でどのくらい、達成度と言ったらいいんですか、身についたかどうかというのは、どのように評価を行っていますでしょうか。

○副議長（大和田和男君） 教育部長。

○教育部長（小橋聡子君） お答えいたします。

不登校だとテストが受けられず、成績がつけられないのではと思われるかもしれませんが、各学校では、本人の学習の成果を積極的に評価に反映させております。

例えば、国語、算数・数学、理科、社会、英語といった主要教科では、提出されたプリントの回答や調べ学習の成果といったもので、また、図工・美術、家庭・技術といった教科であれば、作品の提出で、音楽であれば、例えばリコーダーを演奏している動画を提出させるといった方法で評価をしております。

先ほどご紹介したリモート授業でも、参加する意欲を評価するといったように、学びに対する態度や姿勢も評価に結びつけております。

特に中学生につきましては、定期テストを配布して受検させ、評価の参考として取り扱っております。

以上です。

○副議長（大和田和男君） 花島議員。

○9番（花島 進君） 分かりました。

ただ、私が心配しているのは、成績がつけられないところではなくて、どれだけ身につくかなんですよ。そういう観点で今後もよろしくお願いします。

もう一つ、不登校の児童は、多くの児童が学校のような場所に違和感があって、むしろそういうところには行きたくないという方が多いんだという話を聞きました。それを補完するものとして、民間のフリースクールなどがあると聞いていますが、民間のフリースクールなどとの連携状態についてはどうなっていますでしょうか。

○副議長（大和田和男君） 教育部長。

○教育部長（小橋聡子君） お答えいたします。

これまでフリースクールに在籍した事例として、令和3年度に8年生が2名、令和4年度に5年生が1名ございました。

いずれも市外のスクールで、施設ごとに連携の状況に差はありますが、月ごとに学習状況の報告があったり、反対に教職員が施設に出向いて学習の様子を確認したりといったことをしております。

フリースクールへの出席は、学校への登校として扱っており、学習内容も家庭での学習と併せて総合的に評価をしております。

児童生徒が安心して通うことができる場として、民間のフリースクールは子供や保護者にとって選択肢の一つと捉えておりますので、今後も連携して支援してまいります。

以上です。

○副議長（大和田和男君） 花島議員。

○9番（花島 進君） フリースクールで自宅近くには行きたくないという生徒がいるんだという話なんです、市外のフリースクール、今、市外で既にもうつながっているという話がありました、その辺はどんなふうを考えていますでしょうか。

○副議長（大和田和男君） 教育部長。

○教育部長（小橋聡子君） お答えいたします。

現時点で個別、具体的な連携の取組はございませんが、先ほど答弁しましたように、フリースクールを希望する子供たちがいれば、市の内外にかかわらず、その都度、緊密に連携してまいります。

以上です。

○副議長（大和田和男君） 花島議員。

○9番（花島 進君） いろいろやっていただいて大変なんです、一方で教師の負担も大きくなるのが懸念されるところです。

次の質問に移ります。

額田地区の文化資産についてお伺いします。

額田地区では、額田城跡の調査の進行状況があります。それから、来年度の計画、鈴木家住宅の価値の評価、保存についての考えを聞きます。

額田城跡の調査の進行状況と今後の計画をお話してください。

○副議長（大和田和男君） 教育部長。

○教育部長（小橋聡子君） お答えいたします。

令和4年度に学識経験者による調査指導委員会を設置し、試掘確認調査計画書を策定いたしました。これにより、令和5年度から7年度までの3年間で、本丸と二の丸の試掘測量調査を実施することとしております。本年度は本丸の調査を行っており、3月には3次元測量図の完成を予定してございます。令和6年度は二の丸の測量調査を、令和7年度は本丸と二の丸の測量結果を基に本丸の試掘調査を行います。令和8年度に報告書をまとめ、第3期額田城跡保存管理計画を策定する計画となっております。

以上です。

○副議長（大和田和男君） 花島議員。

○9番（花島 進君） 調査結果は、特に試掘して何が出てくるかというのが非常に興味があります。

それは置きまして、今、額田城跡としてはっきり認識されている本丸、二の丸以外にも昔はずっと広がったという話を聞いています。かつての額田城がどの程度の規模だったのかという調査をする予定はありますでしょうか。

○副議長（大和田和男君） 教育部長。

○教育部長（小橋聡子君） お答えいたします。

額田城は関東でも有数の規模であったことが知られておりますが、実際に現在の額田地区の中でどこまでが範囲に含まれていたかは不明です。

そこで、先ほど答弁しました測量調査と並行して、現在、土塁や堀、石仏石塔、お堂、お社、小字名といった、額田城に関連があると思われるものを地図上にプロットする調査を進めております。これにより、額田城の規模がどの程度であったかが明らかになっていくものと考えております。

以上です。

○副議長（大和田和男君） 花島議員。

○9番（花島 進君） 分かりました。地元と協力して、ぜひ進めてください。

次に、額田地区に鈴木家住宅というのがあります。文化財に指定されていますが、鈴木家住宅の価値について、市はどういうふうに見ていますでしょうか。

○副議長（大和田和男君） 教育部長。

○教育部長（小橋聡子君） お答えいたします。

まず、当主である鈴木家についてご説明をいたします。

鈴木家は、江戸時代の額田村の庄屋です。紅花で財をなしたとされ、その財力は徳川光圀が自身の養女を鈴木家に嫁がせるほど大きなものでした。

鈴木家住宅は、光圀が城下と常陸太田の西山荘を往復する際の休憩のための離れとして、今から300年以上前、元禄時代の頃に建築されたと伝わっております。光圀だけでなく、歴代の水戸藩主も立ち寄ったという記録が古文書として残っており、額田地区と水戸徳川家のつながりを示すシンボリックな存在であると言えます。

また、建物自体の価値につきましても、昨年12月に茨城県の文化財保護審議会の委員に確認いただいた際には、家屋には当時のものが十分に残っており、江戸時代初期の建築として価値が高いとの評価をいただいております。

以上です。

○副議長（大和田和男君） 花島議員。

○9番（花島 進君） では、その鈴木家住宅について、保存の考えはどのようになっていますでしょうか。

○副議長（大和田和男君） 教育部長。

○教育部長（小橋聡子君） お答えいたします。

鈴木家住宅は、茨城県の指定文化財であり歴史的価値が高いことから、保存すべき重要な文化財であると認識しております。

また、本年7月には、額田地区まちづくり委員会から、鈴木家住宅の補修及び現地保存に関する要望書も頂いております。

これらを踏まえ、今後、保存に向けて全庁的に検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○副議長（大和田和男君） 花島議員。

○9番（花島 進君） 額田地区には、額田城跡、鈴木家住宅、また、文化財になっているかどうか分かりませんが、阿弥陀寺、しだれ桜でかなり有名なお寺などがあります。その額田地区の文化資産の総合的保存や観光資源としての活用について、今後の考えをお聞きします。

○副議長（大和田和男君） 教育部長。

○教育部長（小橋聡子君） お答えいたします。

議員からご紹介いただいたとおり、額田地区には古代から近世まで多くの文化資産が残っております。これらは額田地区の宝であり、ひいては本市の宝であると認識しております。

文化資産を次世代に引き継ぐために、適切な保存は重要です。文化財の保存は、原則として所有者や管理者に担っていただくものであることから、市としましては、心配や困り事に対して相談に応じるほか、市や県の指定を受けた文化財につきましては、保存にかかる費用を一部補助する制度もございます。引き続き、所有者や管理者と連携して保存に努めてまいります。

また、観光資源としての活用につきましては、文化財を担当する歴史民俗資料館において「那珂市文化財ガイド」を作成し、額田地区も含め、市内の文化資産を紹介しております。これに加え、本年度は新たな取組としまして、額田地区の文化資産を巡る周遊コースを周知するため、チラシを作成いたします。「那珂市観光ガイドマップ 那珂よし 来よし」で紹介されている額田地区の旧宿場歴史散策の道と併せて、今後、PRを充実してまいります。

以上です。

○副議長（大和田和男君） 花島議員。

○9番（花島 進君） 額田地区の文化財について、いろいろ考えていただいていることが分かりました。今後も、ゆっくりでも着実な進展を望みます。

以上で、私の質問を終わります。

○副議長（大和田和男君） 以上で、通告9番、花島 進議員の質問を終わります。

暫時休憩いたします。再開を10時50分といたします。

休憩 午前10時40分

再開 午前10時50分

○副議長（大和田和男君） 再開いたします。

◇ 木 野 広 宣 君

○副議長（大和田和男君） 通告11番、木野広宣議員。

質問事項 1. A E D（自動体外式除細動器）の更なる活用について。2. 通学路の安全確保について。3. 給食アレルギー対策について。

木野広宣議員、登壇願います。

木野議員。

〔11番 木野広宣君 登壇〕

○11番（木野広宣君） 議席番号11番、公明党、木野広宣でございます。

通告に従いまして、質問をさせていただきます。

初めに、A E Dのさらなる活用について質問します。

以前の一般質問においてもA E Dの件は質問しましたが、今回は女性への配慮についても考えたほうがよいのではと思い、他の自治体でも要望等がありましたので、改めて伺ってまいりたいと思います。

市内においても、公共施設や民間事業所など多くの場所でA E Dが設置されているのを見かけます。心臓に係る突然死の主な原因には、心室細動や心室頻拍があります。この心室細動や心室頻拍は、心臓が正しいリズムで脈を打たずにけいれんする状態を指します。こういった不整脈が起これると、発生から1分ごとに救命率が7から10%下がると言われ、いかに早く救命、心肺蘇生を行うかが生死を分けることとなります。

強い電気ショックを与えて心筋のけいれんを除去する電氣的細動が最も効果的で、この電氣的細動を自動的に行うのがA E Dであります。設置に関しては費用もかかることから、なかなか設置が進まない状況ではあります。

さらに、使用方法については、救命救急講習会などを受講した人は使用方法も分かりますが、講習などを受けていない方などを踏まえ、あたふたしてしまうのが現状で、使用法が分からない方も多いと思います。実際その場にいた場合は、何をしたらよいのか分からないのが本音だと思います。

今回の質問につきましては、A E Dを使用するに当たり、女性に使用する場合の配慮など、他の自治体の取組について、本市においてもぜひ活用していただきたいと思い、それを踏まえた上での質問をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

A E Dは、突然倒れた人に対して市民の方が行う応急措置として最も有効であると考えられます。けいれんしポンプ機能を失った状態の心臓に対し、A E Dの電源を入れることで、音声メッセージを聞きながら簡単かつ安全に電気ショックを行うことができるようになります。

そこで初めに、公共施設への設置状況についてお伺いいたします。

○副議長（大和田和男君） 消防長。

○消防長（小田部茂生君） お答えいたします。

A E Dにつきましては、突然の心臓発作や心室細動に早期に対応するため、公共の場、学

校や職場など多くの人が集まる場所に設置されております。

AEDの設置状況につきましては、令和5年11月現在の設置状況になりますが、本市の公共施設46施設全てに設置しており、その数は51台になります。また、市内の県の施設につきましても、8施設全てに設置されており、その数は14台になります。

以上です。

○副議長（大和田和男君） 木野議員。

○11番（木野広宣君） では、次に、市内の民間施設への設置状況についてもお伺いいたします。

○副議長（大和田和男君） 消防長。

○消防長（小田部茂生君） お答えいたします。

消防本部として把握している数になりますが、市内の一般事業所及び医療機関につきましては、一般事業所52事業所に58台、医療機関27施設に27台が設置されております。

以上でございます。

○副議長（大和田和男君） 木野議員。

○11番（木野広宣君） 次に、市民への設置箇所の周知については、どのように行っているのかお伺いいたします。

○副議長（大和田和男君） 消防長。

○消防長（小田部茂生君） お答えいたします。

市民への周知でございますが、AEDの取扱いにつきましては、心肺蘇生法を含む、主に普通救命講習などを通して行っております。

AEDの設置場所につきましては、市ホームページに設置一覧を掲載しており、市で発行している那珂市民便利帳からも、QRコードを読み取ることにより市ホームページが閲覧できるようにしております。加えて、茨城県AED普及啓発サイトや、いばらきデジタルマップ及び日本全国AEDマップからも、当市内のAED設置箇所が確認できるようになっております。

また、令和3年8月から販売され普及し始めている新型のAEDにつきましても、市ホームページに掲載しているところでございます。この新型のAEDですが、パッドを貼り付けることで装置が電気ショックの必要性を判断し、必要となった場合、ショックボタンを押すことなく自動で電気ショックを行う装置となっております。

以上です。

○副議長（大和田和男君） 木野議員。

○11番（木野広宣君） 私も普通救命講習は受けましたけれども、前のときはただ音声案内だけで、今回のやつは、新しい令和3年からのAEDに関しては、パッドを取り付けた段階で判断してくれるという、今までやっぱりなかったことだと思うんです。これがあることによって、慣れない方なんかも、逆にスイッチを押すことによってできるということで、すご

く進化したなど私も思っております。

AEDを使用する際に、2枚のAEDパッドは胸に直接貼って使用するものであり、衣服を脱がすか、上部まで服をずらす必要があります。AEDを使用する際に、女性の傷病者に対して男性が救助に当たる場合において、AED使用をためらうケースがあるという話も伺っております。

そこで、AEDを使用する際の女性への配慮、三角巾の導入についてもお伺いいたします。

○副議長（大和田和男君） 消防長。

○消防長（小田部茂生君） お答えいたします。

AEDパッドを貼付する際に、貼付薬やペースメーカーなどの確認をするため、衣服の胸の部分を大きく広げるときがあります。

議員ご提案の三角巾導入につきましては、女性への配慮につながるだけではなく、プライバシー保護のほか、止血や固定処置にも活用できることから、今後、本市のAEDに三角巾を順次配備していきたいと考えております。

また、県の施設や一般事業所に対しましても、三角巾の配備について働きかけてまいりたいと考えております。

以上です。

○副議長（大和田和男君） 木野議員。

○11番（木野広宣君） 今、ご答弁をいただきましたけれども、やっぱり女性への配慮のためだけではなくて、止血もできるということですから、やっぱりぜひ那珂市としても、今後、市の施設に関しましては導入を検討していただきたいと思っておりますので、どうかよろしく願いいたします。

また、今、前向きな答弁がありましたけれども、今後もこういうAEDを普及させていただいて、やっぱり市民の安全・安心を見守っていただきたいと思っておりますので、どうかよろしく願いいたします。

以上で、この項の質問を終わります。

次に、通学路の安全確保について質問させていただきます。

令和3年6月28日、千葉県八街市において、下校中の小学生の列にトラックが衝突し、5人が死傷する痛ましい交通事故がありました。通学路における交通安全を脅かす交通事故は、いまだ後を絶えません。

こうした情勢を受け、文部科学省及び国土交通省と連携して対応策を検討した結果、国では通学路における合同点検等実施要領を作成し、教育委員会及び学校が主体となり、警察及び道路管理者と連携し、通学路における合同点検の実施を指示しております。

那珂市におきましても、平成24年度に小学校の通学路について、平成25年度に中学校の通学路について、関係機関と連携して緊急合同点検を実施し、必要な安全対策を協議しています。引き続き、通学路の安全確保に向けた取組を行うため、関係機関の連携体制を構築し、

那珂市通学路交通安全プログラムを策定しております。合同点検からの効果的な明らかになった対策、改善、必要箇所について、箇所ごとに歩道整備や看板設置等のハード面の対策や、交通規制や交通安全教育等のソフト面の対策など、おのおのに応じた具体的な実施メニューを検討すると定めております。

以上を踏まえ、何点か質問をさせていただきます。

通学路の危険箇所はどのくらいの箇所数があるのか、中学校区ごとにお伺いいたします。

○副議長（大和田和男君） 教育部長。

○教育部長（小橋聡子君） お答えいたします。

箇所数をお答えするに当たり、本市における通学路の安全確保の取組である那珂市通学路交通安全プログラムについてご説明を申し上げます。

このプログラムは、関係機関の連携の下、効果的な安全対策を図ることを目的としております。具体的には、まず、PTAが中心となって学校ごとに危険と思われる箇所を点検し、その結果を学校教育課に報告いただきます。次に、その報告を基に、那珂警察署、茨城県常陸大宮土木事務所、市の関係各課、PTA、学校が合同で点検を実施いたします。その結果を踏まえ、具体的な対策を協議するため、那珂市通学路安全対策推進会議を開催し、対策を具体化していくものになります。

このプログラムにより、本年度は危険箇所として各学校から119か所の報告がございました。

中学校区ごとに内訳を申し上げますと、第一中学校区が38か所、第二中学校区が13か所、第三中学校区が34か所、第四中学校区が25か所、瓜連中学校区が9か所です。

以上です。

○副議長（大和田和男君） 木野議員。

○11番（木野広宣君） 今、答弁いただきまして、やっぱり各中学校区ごとによって随分、危険箇所の場所が違うのかなというのがあります。

ただ、那珂市全体を見ると119箇所ですから、やっぱりかなり多いのかなとは思いますが。ただ、それだけ学校のプログラムに対して、皆さんがやっぱり真剣に取り組んでいただいているというのがよく分かると思います。

次に、危険箇所等の具体的な対策についてお伺いいたします。

○副議長（大和田和男君） 教育部長。

○教育部長（小橋聡子君） お答えいたします。

本年度の事業はまだ完了しておりませんので、令和4年度に必要な箇所について実施することとした具体的な対策について、主なものを申し上げます。

注意喚起の看板や標識の設置、路面標示や一時停止線、グリーンベルトの再塗装、カーブミラーの設置、警察によるパトロールの強化といった対策です。

以上です。

○副議長（大和田和男君） 木野議員。

○11番（木野広宣君） 確かに注意喚起の看板というのは結構私たちも見ますけれども、結構何年かによっては場所が、看板の内容が見やすくなったりとか色を変えたりとかして、結構本当に見やすくなってきたなというのはすごく感じます。

また、確かにグリーンベルトなんですけれども、場所によっては本当にもうかなり色あせているという部分がありますので、その辺も今後、地元の方から言われるのではなくて、やっぱり気がついたときに修理をしていってとか、塗装を直していただくとかという部分も検討していただきたいと思いますので、どうかよろしく願いいたします。

次に、道路管理者とはどのように連携を取られているのかお伺いいたします。

○副議長（大和田和男君） 教育部長。

○教育部長（小橋聡子君） お答えいたします。

本市の通学路交通安全プログラムには、国道及び県道の管理者として茨城県常陸大宮土木事務所が、また、市道の管理者として市の土木課が参加をしております。

現地における合同点検への参加、協議会の場での効果的な対策の提案など、通学路の安全確保に緊密に関わってもらっております。

以上です。

○副議長（大和田和男君） 木野議員。

○11番（木野広宣君） 次に、道路利用者の安全確保のため、市が取り組んでいる交通安全施設整備事業の令和4年度の実施状況をお伺いいたします。

○副議長（大和田和男君） 建設部長。

○建設部長（今瀬博之君） お答えいたします。

本市の主な交通安全施設整備事業としましては、区画線、道路標識、防護柵、道路照明、カーブミラーやポストコーンなどの道路附属施設がございます。

令和4年度の実績としましては、通学路交通安全プログラム以外のものも含まれますが、区間線が市内4か所で7,300メートル、横断歩道付近の路面標示が1か所、交差点中央部のカラー舗装が1か所、新規のカーブミラー設置が16か所、カーブミラーの調整交換が52か所、ポストコーンの新設交換が12か所となっております。

以上です。

○副議長（大和田和男君） 木野議員。

○11番（木野広宣君） 確かにやっぱり今聞きますと、結構、通学路交通安全プログラムにおいては、いろんな場所がかなり多いのかなというのは、今の答弁で分かります。

次に、小学校では、安全・安心な登下校に向けて、児童、保護者に対してどのような指導をしているのかお伺いいたします。

○副議長（大和田和男君） 教育部長。

○教育部長（小橋聡子君） お答えいたします。

登下校に関する指導としましては、学期に1回、登校班ごとに危険箇所の確認をし、安全な登下校について指導をしております。

また、登下校に限らず、カリキュラムとして発達段階に応じて交通安全教育を実施しております。

例えば、小学1年生につきましては、年度初めの時期に保護者も含めて交通安全教室を開催し、警察官や交通安全指導員を講師に、道路の歩き方や渡り方、立哨指導の方法などを学んでおります。

また、そのほかの学年においても、ひたちなか市にある交通公園で校外学習を行ったり、校庭で自転車の乗り方を学ぶといった安全指導を行っているところです。

以上です。

○副議長（大和田和男君） 木野議員。

○11番（木野広宣君） 確かに、私たちが小学校の頃も、結構、学校の校舎の前にそういう横断歩道とか小さい信号機とか、やっぱりそういうのがあって、小学校のときには学んだ記憶があります。また、私が小学校の頃、祖母が東京に住んでいたもので、行ったときに、先ほどひたちなか市にある交通公園というのがありましたけれども、東京のほうも結構多かったです。やっぱり自転車に乗ったりする場所がなかったので、そういう交通公園を使ったりとかして、自分たちも小さい頃にやっぱり学んだという、そういう記憶があります。

実際に協議を行った結果に基づき、安全対策の実施を進めるかと思えます。関係機関同士の連携を図り、精査を行うことになると思いますが、精査を実際に行った効果や、合同点検等に基づいた施策の実施をした後の対象箇所につきましても、あわせて、期待をした効果が実際のところ上がっているのか、また、児童生徒たちが安全になったと感じるかなども含め、総合的な効果の検証を行うことが重要であると思えます。

さらに、通学路におきましても、登下校時において、PTAや自治会など地域団体のボランティアによる見守り活動も併せて行っております。担い手の確保にも苦心をされながら、熱心に登下校時の子供を見守っていただいているボランティアの方々に対しても、何らかの対策を今後取らなければならないと思えます。ボランティアの高齢化による減少など、毎日熱心に子供たちを見守っていただいている地域の方にも大変申し訳ない気持ちになります。

そこで、安全に登下校できるようにするための環境整備についてお伺いいたします。

○副議長（大和田和男君） 教育部長。

○教育部長（小橋聡子君） お答えいたします。

先ほど答弁申し上げた交通安全プログラムによる各種の対策が、子供たちの安全を守る環境整備につながるものと考えております。

その中で、道路の横断時の安全対策は課題の一つとなっております。地域からは毎年のように信号機の設置の要望が上がってまいります。交通量はもとより、子供たちが信号待ちをするスペースの確保といった諸条件があり、管轄する那珂警察署でも、必要性は理解しな

がらも実現が難しいのが現状です。

ソフト面としましては、保護者や地域の方による立哨指導はもとより、散歩をしながらのながら見守り、防犯灯の整備やこどもを守る110番の家といった防犯上の対策も、登下校の環境の整備の一つとして捉えております。

以上です。

○副議長（大和田和男君） 木野議員。

○11番（木野広宣君） 確かに信号機をつけるというのは、やはり交通量とかいろんな部分でかなりハードルが高いというのは、私たちも要望したときに思います。実際に大宮土木に行ったりとか那珂警察署に行って要望しますけれども、でも、何百台以上の通行量がないとできないとかという部分で結構却下される部分がありますので、やっぱりその辺も見据えた上で、今後も地道に要望していただきたいと思いますので、よろしくお願いたします。

今までの答弁を受けますと、やっぱり中学校区ごとに点検する箇所がかなり多いということが分かります。また、関係各位の方が具体的に協議されていることが改めて分かりました。今後、本市におきましても、引き続き通学路の安全確保の取組を行うため、関係機関との連携を構築し、児童生徒が安全に通学できるように通学路の安全確保を図ることを願い、この質問を終わります。

最後の質問になります。

給食アレルギー対策について質問いたします。

給食の時間は学校生活の中で楽しい時間の一つであります。給食を食べながら友達と談笑する、そんな記憶が多くの人にはあるのではないのでしょうか。

そんな楽しい時間が悲劇と変わってしまう事件が、2012年に東京都調布市の小学校で、食物アレルギーを有する児童が学校給食終了後、アナフィラキシーショックの疑いにより亡くなるという痛ましい事故がありました。

食物アレルギーを持つ子供たちは年々増加傾向にあります。市の学校給食における食物アレルギーの対応指針についても、国の指導基準である除去食の対応となっております。食物アレルギーの原因食物といわれるのは数十種類にも及ぶと言われており、原因材料として多いのが、鶏卵、牛乳、小麦であり、小麦に至っては調味料に使用されているものであり、完全除去をすれば、ほとんど給食を食べることができないことになってしまいます。

また、万が一のアレルギーショック、アナフィラキシーの対応も重要であり、適切なガイドラインのマニュアル化、アドレナリン自己注射薬エピペンの使用方法などの研修も現場においては必要だと言えます。

平成27年3月、文部科学省が策定した学校給食における食物アレルギー対応指針では、安全性確保のため、原因食物の完全除去対応を原則とされているところであります。本指針は、学校における食物アレルギー事故防止の徹底を図るため、各学校設置者、教育委員会等が、学校及び調理場において食物アレルギー対応に対する具体的な方針やマニュアル等を作成す

る際の参考となるよう、文部科学省として示した指針であります。

市区町村教育委員会等の学校における食物アレルギー対応に関しては、国のマニュアルの中においては、校内の対応委員会で個別の取組プランを作成し、全教職員へ対応を周知徹底し、共通理解を図ることとなっております。また、共有する方法や掲示場所等を事前に決定しておき、特に栄養教諭、学校栄養職員、調理員対応の徹底をすることとなっております。

保護者への対応は、内容についての通知を行い、個別の取組プランについて説明し、書面で了解を得ます。保護者とは、毎月詳細な献立等で対応、内容の具体的な確認、調整を行い、書面で了解を得ることとなっております。詳細な献立表がチェック表になるような、一貫した表にするなどの工夫もすることも大事であると思えます。

以上のことを踏まえて、何点か質問をさせていただきます。

初めに、ここ数年間の食物アレルギーを持つ児童生徒数の推移についてお伺いいたします。

○副議長（大和田和男君） 教育部長。

○教育部長（小橋聡子君） お答えいたします。

学校給食センターでは、毎年度初めに、食物アレルギーにより給食時の対応が必要な児童生徒数を調査しております。

過去3年間の児童生徒数を申し上げますと、令和3年度は58人、令和4年度は54人、令和5年度は58人となっております、同程度で推移をしております。

以上です。

○副議長（大和田和男君） 木野議員。

○11番（木野広宣君） 今の答弁を伺いまして、結構やっぱりアレルギーというのは多いのだとはつくづく感じております。

次に、食物アレルギーを持つ児童生徒に対する対応方針についてお伺いいたします。

○副議長（大和田和男君） 教育部長。

○教育部長（小橋聡子君） お答えいたします。

食物アレルギーは、子供たちの命に関わるものと認識しております。各学校においては対応マニュアルを作成しておりますが、その中で最も重要なのは、該当児童生徒の把握と学校内での共有と考えております。

具体的な対応としましては、各学校では、該当児童生徒の保護者から毎年度、主治医に作成してもらった学校生活管理指導表を提出してもらい、アレルギーの原因物質であるアレルゲンを把握しております。

さらに、担任のほか、養護教諭や給食主任、栄養教諭等が保護者と面談を実施し、一人一人の状況に応じた個別対応プランを作成しております。

この個別プランに基づいて、学校給食におけるアレルギー対応を行っているところです。具体的な流れとしましては、冒頭、議員からご紹介のあったようなものになりますが、まず、学校給食センターで作成した献立表や食品成分表を前月のうちに保護者に配布します。保護

者はアレルギーが含まれた献立をチェックし、学校に提出します。このチェックに基づいて、学校では誤って喫食しないように見守りを行っております。

また、学校給食センターでは、令和4年度から、アレルギーにより給食を喫食できない児童生徒について、給食費を減額する制度を設けております。対象の食材は、牛乳とごはん、麺、パンといった主食の2種類で、本年度は32人が減額対象となっております。

以上です。

○副議長（大和田和男君） 木野議員。

○11番（木野広宣君） 確かに、アレルギーにより給食が取れないという児童さんに関しては、給食費を減額する、やっぱりいいことだと思いますよ。今後とも、こういうことをしっかりと継続していただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

また、教職員に対して、食物アレルギー対応の研修などを実施しているのかお伺いいたします。

○副議長（大和田和男君） 教育部長。

○教育部長（小橋聡子君） お答えいたします。

先ほど申し上げたとおり、アレルギーは子供の命に関わるものであることから、アナフィラキシー発症時など、緊急時における対応について、全ての教職員が理解を図る必要がございます。

例えば、エピペンと言われるアドレナリン自己注射薬を使用している児童生徒については、児童生徒が自ら注射ができないときや、保護者が緊急事態に間に合わないときは、教職員が注射することも想定されることから、実際的な対応ができるよう研修を実施しております。

以上です。

○副議長（大和田和男君） 木野議員。

○11番（木野広宣君） すみません、1つ質問が抜けてしまいましたので、前の質問にちょっと戻らせていただきます。

食物アレルギーを持つ児童生徒に関する情報共有体制についてお伺いいたします。

○副議長（大和田和男君） 教育部長。

○教育部長（小橋聡子君） お答えいたします。

各学校では、先ほど答弁申し上げた学校生活管理指導表や個別対応プランの情報を教員間で共有をしております。誤って喫食してしまうといった緊急時に、どの職員でも対応できるよう備えております。

また、毎年度初めに、養護教諭と消防署の救急救命士が情報交換をするなど、消防署との連携を図り、万一に備えた体制づくりにも努めております。

以上です。

○副議長（大和田和男君） 木野議員。

○11番（木野広宣君） ありがとうございます。

日々の給食提供の中で未然に事故防止を図るには、給食センターや学校だけではなく、保護者との情報共有や確認も必要不可欠だと考えております。現在はスマートフォンが主であることや、お子さんからの給食内容についても確認できるアプリの導入の必要性があると思っております。

そこで、保護者がアレルギー食材を事前に把握することができるよう、給食ナビなどのアプリケーションが開発されております。給食ナビは学校給食チェックの便利な機能で、いつでもどこでも確認できるアプリケーションになります。

1つとして、栄養バランスを見やすいグラフで表示し、スマホで簡単に給食の献立や栄養バランスを確認ができます。今までプリントで見るのが大変だった栄養バランスも、グラフで分かりやすく表示されます。

また、簡単なアレルギーを事前に設定しておけば、給食にその食材が含まれる場合、自動で表示されます。ただ、あくまでも簡易チェック機能になりますので、目安として利用できます。

そのほかにも、家族全員の栄養バランスを補う献立を提案する、主菜に合わせたバランスを整える副菜提案などの栄養バランスを補う、自動で提案する機能などもあります。

このようなアプリケーションでも活用する予定があるのか、また、検討してみてもどうかとは思いますが、本市の考えをお伺いいたします。

○副議長（大和田和男君） 教育部長。

○教育部長（小橋聡子君） お答えいたします。

現時点では、これまでどおり、学校生活管理指導表や個別対応プランによる対応を継続する考えでおります。

特に個別対応プランは、保護者と担任をはじめとする教職員が共に話し合いながら作成をしているものです。これにより、お互いの認識を統一でき、一人一人に合わせたきめ細やかな対応が確実に実施できるものと考えております。

今回、議員からアプリケーションの活用というご提案をいただきました。保護者の利便性の向上といった観点から、本市においても将来的には有効活用ができるものと考えております。

以上です。

○副議長（大和田和男君） 木野議員。

○11番（木野広宣君） 今、答弁を伺いましたが、本市では、個別対応プランで保護者と担任をはじめとする教職員が共に話し合いながら作成している、そして、何よりもアプリに頼らない、きめ細やかな対応を実施していると伺いました。これはすばらしいことだと思います。確かに何でもかんでも簡単にできるものがよいとは限りませんが、そういったことも踏まえた上でご意見させていただきました。

市独自で一人一人の児童生徒に対し対応されていることに改めて感銘を受けております。

しかし、今後も何があるとは分かりませんので、慎重な対応を継続していただきますようよろしくお願いいたします。

以上で、私の一般質問を終了いたします。

○副議長（大和田和男君） 以上で、通告11番、木野広宣議員の質問を終わります。

◎議案等の質疑

○副議長（大和田和男君） 日程第2、議案等の質疑を行います。

報告第14号から第15号及び議案第50号から第70号までの以上23件を一括議題といたします。

質疑の通告がありませんでしたので、質疑を終結いたします。

◎議案の委員会付託

○副議長（大和田和男君） 日程第3、議案の委員会付託を行います。

なお、報告第14号から第15号までの以上2件は報告事項となっておりますので、報告をもって終了といたします。

議案第50号から議案第70号までの以上21件につきましては、文書管理システムに登載しました議案等委員会付託表のとおり、所管の常任委員会に付託いたします。

つきましては、所管の常任委員会において審査の上、今期定例会期中に報告されますよう望みます。

◎陳情の委員会付託

○副議長（大和田和男君） 日程第4、陳情の委員会付託を行います。

今期定例会におきまして受理しました陳情は、文書管理システムに登載しました請願・陳情文書表のとおり、会議規則第141条第1項の規定により、所管の常任委員会に付託しましたので、報告いたします。

つきましては、当該常任委員会におきまして審査の上、今期定例会期中に報告されますよう望みます。

連絡事項がございます。

今期定例会において開催予定の各常任委員会の開催通知文は、各議員のラインワークス掲

示板に掲載していますので、ご確認願います。

◎散会の宣告

○副議長（大和田和男君） 以上で、本日の議事日程は全部終了いたしました。

議長不在について、代わりにおわびを申し上げるとともに、ご理解、ご協力賜りましたことを感謝申し上げます。皆様もご自愛くださいますようお願いいたします。

本日はこれにて散会いたします。

散会 午前11時24分

令和5年第4回定例会

那珂市議会会議録

第4号（12月15日）

令和5年第4回那珂市議会定例会

議事日程(第4号)

令和5年12月15日(金曜日)

- 日程第 1 議案第50号 那珂市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第51号 那珂市特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第52号 那珂市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第53号 那珂市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第54号 那珂市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 議案第55号 那珂市国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 議案第56号 那珂市における土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第57号 那珂市都市計画法の規定による開発行為の許可等の基準に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第58号 那珂市火災予防条例の一部を改正する条例
- 議案第59号 那珂市税条例等の一部を改正する条例
- 議案第60号 那珂市コミュニティセンター等整備基金条例を廃止する条例
- 議案第61号 令和5年度那珂市一般会計補正予算(第6号)
- 議案第62号 令和5年度那珂市国民健康保険特別会計(事業勘定)補正予算(第1号)
- 議案第63号 令和5年度那珂市公園墓地事業特別会計補正予算(第1号)
- 議案第64号 令和5年度那珂市介護保険特別会計(保険事業勘定)補正予算(第2号)
- 議案第65号 令和5年度那珂市水道事業会計補正予算(第1号)
- 議案第66号 令和5年度那珂市下水道事業会計補正予算(第1号)
- 議案第67号 建設工事請負変更契約の締結について
- 議案第68号 市営那珂川沿岸地区土地改良事業の施行について
- 議案第69号 那珂市公の施設の指定管理者の指定について
- 議案第70号 市道路線の廃止について
- 陳情第 3号 財産権侵害に関する陳情

- 日程第 2 議案第 7 1 号 那珂市手数料条例の一部を改正する条例
日程第 3 議案第 7 2 号 令和 5 年度那珂市一般会計補正予算 (第 7 号)
日程第 4 委員会の閉会中の継続調査申出について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員 (18名)

1 番	寺 門 勲 君	2 番	原 田 陽 子 君
3 番	小 池 正 夫 君	4 番	萩 谷 俊 行 君
5 番	石 川 義 光 君	6 番	關 守 君
7 番	大和田 和 男 君	8 番	富 山 豪 君
9 番	花 島 進 君	10 番	寺 門 厚 君
11 番	木 野 広 宣 君	12 番	古 川 洋 一 君
13 番	勝 村 晃 夫 君	14 番	武 藤 博 光 君
15 番	笹 島 猛 君	16 番	君 嶋 寿 男 君
17 番	遠 藤 実 君	18 番	福 田 耕 四 郎 君

欠席議員 (なし)

地方自治法第 1 2 1 条第 1 項の規定に基づき説明のため出席した者

市 長	先 崎 光 君	副 市 長	玉 川 明 君
教 育 長	大 縄 久 雄 君	企 画 部 長	渡 邊 莊 一 君
総 務 部 長	玉 川 一 雄 君	市 民 生 活 部 長	平 野 敦 史 君
保 健 福 祉 部 長	生 田 目 奈 若 子 君	産 業 部 長	浅 野 和 好 君
建 設 部 長	今 瀬 博 之 君	上 下 水 道 部 長	渡 邊 勝 巳 君
教 育 部 長	小 橋 聡 子 君	消 防 長	小 田 部 茂 生 君
会 計 管 理 者	茅 根 政 雄 君	農 業 委 員 会 長	澤 畠 克 彦 君
選 挙 管 理 委 員 会 書 記 長 (総務課長)	加 藤 裕 一 君	農 業 委 員 会 長	

議会事務局職員

事 務 局 長	会 沢 義 範 君	次 長 補 佐 (総 括)	三 田 寺 裕 臣 君
次 長 補 佐	岡 本 奈 織 美 君		

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（萩谷俊行君） おはようございます。

ただいまの出席議員は18名であります。欠席議員はございません。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

◎諸般の報告

○議長（萩谷俊行君） 議案等説明のため、地方自治法第121条第1項の規定に基づき、議場
に出席を求めた者の職氏名は、今期定例会の初日に文書管理システムに登載した出席者名簿
のとおりであります。

職務のため、議会事務局より事務局職員が出席をしております。

本日の議事日程については、別紙のとおりお手元に配付をしております。

また、本会議の様子は、ユーチューブでライブ配信をしております。

本会議場内の皆様にご連絡いたします。携帯電話をお持ちの方は、ご配慮をお願いいたし
ます。また、帽子については、脱帽をお願いいたします。

◎議案第50号～議案第70号及び陳情第3号の各委員会審査報告、質
疑、討論、採決

○議長（萩谷俊行君） 日程第1、議案第50号から第70号までの以上21件及び陳情1件を一
括して議題といたします。

各常任委員会の審査の経過並びに結果について、各常任委員長の報告を求めます。

初めに、総務生活常任委員会、富山 豪委員長、登壇願います。

委員長。

〔総務生活常任委員会委員長 富山 豪君 登壇〕

○総務生活常任委員会委員長（富山 豪君） 総務生活常任委員会よりご報告申し上げます。

本委員会の付託事件については、会議規則第110条の規定により報告いたします。

まず、付託事件でございます。

議案第50号 那珂市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の外
10件です。

次に、結果でございます。

議案第50号から議案第53号、議案第58号から議案第61号、議案第63号、議案第67号及び議案第69号は、全会一致で原案のとおり可決すべきものとなりました。

議案第50号は、令和5年8月に人事院勧告が発出されたことに伴い、給料増額の遡及改定を行うとともに、特定任期付職員の業績手当の支給月数を0.1月増するため、本条例の一部を改正するものです。

議案第51号は、令和5年8月の人事院勧告に伴い、国の特別職の職員の給与に関する法律の改正法律案が国会に提出されたことから、特別職の賞与支給月数を0.1月増するため、本条例の一部を改正するものです。

議案第52号は、令和5年8月に人事院勧告が発出されたことに伴い、給料増額の遡及改定を行うとともに、期末、勤勉手当の支給月数を、再任用を除く一般職については0.1月増、再任用については0.05月増するための本条例の一部を改正するものです。

議案第53号は、令和5年8月に人事院勧告が発出されたことに伴い、一般職の職員に準じて給料増額の遡及改定を行うため、本条例の一部を改正するものです。

議案第58号は、消防法施行規則及び対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令が公布されたことに伴い、本条例の一部を改正するものです。

議案第59号は、令和5年4月より、金融機関窓口においては、納付期限を過ぎた市税等納付書の督促手数料の確認事務が終了し、督促手数料のみを徴収する新たな業務が生じ、経費及び事務の負担となっています。そのため、那珂市税条例等の一部を改正して、市税その他徴収金の督促手数料を廃止し、経費削減と事務効率化を図るものです。

議案第60号は、コミュニティセンターの計画的かつ円滑な整備を図るため、平成14年3月に設置したコミュニティセンター等整備基金について、ふれあいセンターすがやの完成により、建設予定であった全ての施設整備を終え、令和5年度をもって当該基金の全部を処分する予定であることから、本条例の廃止をするものです。

議案第61号の当委員会所管の部分は、特に問題なく妥当なものです。

議案第63号については、特に問題なく妥当なものです。

議案第67号、（仮称）四中学区コミュニティセンター新築工事について、地下外壁の防水処理において、ピット内の湧水浸入対策として、ピット内面にも止水及び防水処理を施す必要が生じたことから、建設請負変更契約を締結するため、議会の議決を求めるものです。

議案第69号は、常陸鴻巣駅ふれあい駅舎の管理について、現在の指定管理の指定期間が令和6年3月31日に満了となることから、改めて指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものです。

以上、報告いたします。よろしくお願ひいたします。

○議長（萩谷俊行君） 続きまして、産業建設常任委員会、小池正夫委員長、登壇願ひます。

委員長。

〔産業建設常任委員会委員長 小池正夫君 登壇〕

○産業建設常任委員会委員長（小池正夫君） 産業建設常任委員会よりご報告申し上げます。

本委員会の付託事件については、会議規則第110条の規定によりご報告いたします。

まず、付託事件でございます。

議案第56号 那珂市における土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の一部を改正する条例外7件でございます。

次に、結果でございます。

議案第56号、第57号、第61号、第65号、第66号、第68号及び第70号は、全会一致で原案のとおり可決すべきものとなりました。

陳情第3号は、全会一致で不採択とすべきものとなりました。

理由でございます。

議案第56号は、国営那珂川沿岸農業水利事業で造成した基幹水利施設の維持管理について、市営那珂川沿岸地区土地改良事業で実施することに伴い、賦課金の徴収方法の追加及び文言を修正するため、本条例の一部を改正するものです。

議案第57号は、近年、人口減少や高齢化の進行等により、空き家が増加することが見込まれており、市街化調整区域内の既存集落における地域コミュニティの維持を目的とする空き家を利用した移住・定住の促進を図るため、本条例の一部を改正するものです。

議案第61号の当委員会所管の部分は、特に問題なく妥当なものです。

議案第65号、第66号は、特に問題なく妥当なものです。

議案第68号は、国営那珂川沿岸農業水利事業で造成した基幹水利施設について、公共性、公益性が高いことから、関係8市町村が共同で管理していくため、市営土地改良事業として施行することから、土地改良法第96条の2第2項の規定により、議会の議決を求めるものです。

議案第70号は、市道路線1件を廃止するものです。

陳情第3号は、財産権侵害に関して市議会に支援と対応を要請するものです。

委員会では陳情者からの説明を受けました。陳情の内容は、個人所有地で太陽光発電を行うために開発したいので、農用地等から除外を求めるものです。

執行部からは、個別の案件については、ほかの案件と同様、適切に対応しているとの答弁がありました。

委員間で協議した結果、議会として法律に沿って適正に対応するよう支援してほしい、働きかけをしてほしいとのことだが、委員会という公の場で議論を行ったこと自体が支援につながるものと考えられ、個人の開発に関する案件については、議会として取り扱うべきではないとの意見が出され、採決の結果、全会一致で不採択とすべきものと決定いたしました。

以上、報告いたします。

○議長（萩谷俊行君） 続きまして、教育厚生常任委員会、寺門 厚委員長、登壇願います。
委員長。

〔教育厚生常任委員会委員長 寺門 厚君 登壇〕

○教育厚生常任委員会委員長（寺門 厚君） 教育厚生常任委員会よりご報告申し上げます。
本委員会の付託事件については、会議規則第110条の規定により報告いたします。
まず、付託事件でございます。

議案第54号 那珂市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例外4件でございます。

次に、結果でございます。

議案第54号から第55号、議案第61号から第62号及び第64号は、全会一致で原案のとおり可決すべきものとなりました。

理由でございます。

議案第54号は、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準及び子ども・子育て支援法施行規則の一部を改正する内閣府令が公布されたことに伴い、規定の不備を補正する必要があることから、本条例の一部を改正するものであります。

議案第55号は、全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律及び関係政令が公布されたことに伴い、出産予定の国民健康保険被保険者について、保険税額を減額するため、本条例の一部を改正するものです。

議案第61号の当委員会所管の部分については、特に問題なく妥当なものでございます。

議案第62号及び第64号は、特に問題なく妥当なものであります。

以上、報告いたします。

○議長（萩谷俊行君） 以上で、各委員長からの報告は終わりました。

これより、委員長報告に対する質疑を行います。

なお、委員長に対する質疑の回数は1人3回までとします。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（萩谷俊行君） 質疑を終結いたします。

続いて、討論を行います。

討論の通告がありませんでしたので、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

まず、議案第50号 那珂市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例、議案第51号 那珂市特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例、議案第52号 那珂市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、議案第53号 那珂市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例、議

案第54号 那珂市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例、議案第55号 那珂市国民健康保険税条例の一部を改正する条例、議案第56号 那珂市における土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の一部を改正する条例、議案第57号 那珂市都市計画法の規定による開発行為の許可等の基準に関する条例の一部を改正する条例、議案第58号 那珂市火災予防条例の一部を改正する条例、議案第59号 那珂市税条例等の一部を改正する条例、議案第60号 那珂市コミュニティセンター等整備基金条例を廃止する条例、議案第61号 令和5年度那珂市一般会計補正予算（第6号）、議案第62号 令和5年度那珂市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第1号）、議案第63号 令和5年度那珂市公園墓地事業特別会計補正予算（第1号）、議案第64号 令和5年度那珂市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第2号）、議案第65号 令和5年度那珂市水道事業会計補正予算（第1号）、議案第66号 令和5年度那珂市下水道事業会計補正予算（第1号）、議案第67号 建設工事請負変更契約の締結について、議案第68号 市営那珂川沿岸地区土地改良事業の施行について、議案第69号 那珂市公の施設の指定管理者の指定について、議案第70号 市道路線の廃止について、以上21件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は可決すべきものであります。本案は委員長の報告のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（萩谷俊行君） 異議なしと認めます。

よって、議案第50号から第70号の以上21件は、委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。

続きまして、陳情第3号 財産権侵害に関する陳情を採決いたします。

本件は、起立による採決を行います。

採決の前に議員各位にあらかじめ申し上げます。

本件に対する委員長の報告は不採択とすべきものであります。

念のため申し上げます。

これから行います陳情第3号の採決は、委員長の報告に対するものではなく、陳情第3号を採択にするか不採択にするかを問うものであります。

お諮りいたします。陳情第3号を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（萩谷俊行君） 起立はございませんでした。

よって、陳情第3号は委員長報告のとおり不採択とすることに決定いたしました。

◎議案第71号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（萩谷俊行君） 日程第2、議案第71号 那珂市手数料条例の一部を改正する条例を議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 先崎 光君 登壇〕

○市長（先崎 光君） 議案第71号をお開き願います。

議案第71号 那珂市手数料条例の一部を改正する条例。

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令のうち、戸籍法の一部を改正する法律に基づく事務に係る改正規定が施行することに伴い、本条例の一部を改正するものでございます。よろしく願いいたします。

○議長（萩谷俊行君） これより質疑に入ります。

質疑の通告がありませんでしたので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第71号につきましては、会議規則第37条第3項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（萩谷俊行君） 異議なしと認めます。

よって、議案第71号については委員会の付託を省略することに決定いたしました。

続いて、討論を行います。

討論の通告がありませんでしたので、討論を終結いたします。

これより議案第71号を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（萩谷俊行君） 異議なしと認めます。

よって、議案第71号は原案のとおり可決いたしました。

◎議案第72号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（萩谷俊行君） 日程第3、議案第72号 令和5年度那珂市一般会計補正予算（第7号）を議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 先崎 光君 登壇〕

○市長（先崎 光君） 議案第72号をお開き願います。

議案第72号 令和5年度那珂市一般会計補正予算（第7号）。

予算総額に歳入歳出それぞれ5億5,515万1,000円を追加し、247億454万5,000円とするものでございます。

歳出の主な内容として、総務費については、職員人件費において退職者の見込み増に伴い、職員退職手当組合特別負担金を計上するものでございます。

民生費及び衛生費については、物価高騰の影響を受けている生活者や事業者を引き続き支援するため、住民税非課税世帯に対し、1世帯当たり7万円を支給する住民税非課税世帯重点支援追加給付金事業、福祉施設や医療機関等に対する物価高騰緊急支援事業をそれぞれ計上するとともに、水道事業会計補助事業において、水道料金の基本料金及び量水器使用料を2か月間免除するための水道事業会計への負担金等を計上するものでございます。

農林水産業費につきましては、笠間市で発生した鳥インフルエンザ防疫作業への市職員派遣に伴い、時間外勤務手当等の職員人件費等を増額するものでございます。

また、歳入については、歳出補正予算との関連において、分担金及び負担金、国庫支出金、繰越金をそれぞれ増額するものでございます。

以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長（萩谷俊行君） これより質疑に入ります。

質疑の通告がありませんでしたので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第72号につきましては、会議規則第37条第3項の規定により、委員会への付託を省略したいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（萩谷俊行君） 異議なしと認めます。

よって、議案第72号については委員会への付託を省略することに決定いたしました。

続いて、討論を行います。

討論の通告がありませんでしたので、討論を終結いたします。

これより議案第72号を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（萩谷俊行君） 異議なしと認めます。

よって、議案第72号は原案のとおり可決いたしました。

◎委員会の閉会中の継続調査申出について

○議長（萩谷俊行君） 日程第4、各委員会の閉会中の継続調査申出についてを議題といたします。

会議規則第111条の規定により、文書管理システムに登載した申出書のとおり、各委員長から閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りいたします。委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（萩谷俊行君） ご異議なしと認めます。

よって、委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

◎閉会の宣告

○議長（萩谷俊行君） 以上で、本会議に付議された案件は全部議了いたしました。

ここで市長から発言の許可を求められておりますので、これを許します。

市長。

〔市長 先崎 光君 登壇〕

○市長（先崎 光君） 令和5年第4回那珂市議会定例会の閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本定例会におきましては、23件の議案について慎重なるご審議を賜り、いずれも原案通り可決いただきまして、誠にありがとうございました。

また、各常任委員会や全員協議会におきましても、貴重なご意見を多数頂戴することができました。

議員の皆様から賜りましたご意見やご提言につきましては、今後十分に留意しながら、効果的・効率的な市政運営を進めてまいります。

さて、早いもので本年も残すところあと半月となりました。本年を振り返りますと、5月には、3年以上にわたり世界中で猛威を振るった新型コロナウイルス感染症が5類へ移行するという大変大きな転換点がございました。緊急事態宣言や行動制限など、まさに未曾有の事態でございましたが、感染防止対策やワクチン接種にご理解、ご協力を賜りました市民や事業者の皆様、そして医療関係者の皆様に心から感謝を申し上げます。

これからも、まちのにぎわい創出に向けた事業や各種イベントの実施などを通しまして、地域活力のさらなる向上に市役所一丸となって取り組んでまいり所存でございます。議員の皆様におかれましては、引き続きご指導、ご鞭撻を賜りますよう、よろしく願いをいたします。

結びに、皆様が輝かしい新年を迎えられますよう心からお祈り申し上げまして、閉会のご

挨拶とさせていただきます。

1年本当にありがとうございました。よいお年をお迎えください。

○議長（萩谷俊行君） これにて、令和5年第4回那珂市議会定例会を閉会いたします。

閉会 午前10時32分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 年 月 日

那珂市議会議長 萩 谷 俊 行

那珂市議会副議長 大 和 田 和 男

那珂市議会議員 古 川 洋 一

那珂市議会議員 勝 村 晃 夫